

令和 7 年度 認証評価

郡山女子大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	65
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	89
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	89
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	94
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	99
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	100
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	105
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	105
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	107
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	109

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、郡山女子大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 6 月 30 日

理事長

関口 修

学長

関口 修

ALO

折笠 国康

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

学校法人郡山開成学園は、戦後の荒廃した世相の中で、女性の高等教育の普及と向上を図り社会の安定に寄与するため、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神として昭和 22 年 4 月教養教育を重視した郡山女子専門学院を創設し令和 7 年に創立 79 周年を迎えた。

元号	月	出来事
昭和 22 年	4 月	郡山女子専門学院創設
昭和 24 年	11 月	財団法人郡山開成学園創立認可
昭和 25 年	4 月	郡山女子短期大学家政科を開設
昭和 26 年	3 月	財団法人を学校法人に組織変更、学校法人郡山開成学園に改組
昭和 30 年	4 月	郡山女子短期大学に保育科及び生活芸術科を増設
		保育科の実習園たる附属幼稚園を付設
昭和 32 年	4 月	附属高等学校を新設
昭和 40 年	4 月	附属高等学校に音楽科、デザイン科、食物科を増設
昭和 41 年	4 月	郡山女子大学家政学部を開設
		大学開設により郡山女子大学短期大学を郡山女子大学短期大学部に改称
		学園創立 20 周年記念式典
昭和 43 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に音楽科を増設
		家政科を家政専攻・食物栄養専攻に分離
昭和 48 年	4 月	附属高等学校デザイン科を美術科に改称
昭和 51 年	4 月	学園創立 30 周年記念式典
昭和 56 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に文化学科を増設
昭和 61 年	10 月	学園創立 40 周年記念式典
	12 月	大学家政学部の既設学科（生活経営学科、被服学科、食物栄養学科食物栄養学専攻）を改編し、人間生活学科と食物栄養学科を設置
平成 4 年	4 月	郡山女子大学大学院開設・人間生活学研究科修士課程を設置
平成 5 年	12 月	郡山女子大学・同短期大学部、放送大学学園と単位互換に関する協定を締結
平成 7 年	6 月	ハワイ州立大学機構と姉妹校締結
平成 8 年	4 月	大学院博士課程（後期）を設置
	10 月	学園創立 50 周年記念式典
平成 9 年	6 月	放送大学福島学習センターの母体校となる

平成 12 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に専攻科（文化学専攻）を開設
平成 14 年	4 月	大学院に昼夜開講制導入
		短期大学部家政科家政専攻を福祉情報専攻に改称
平成 15 年	3 月	大学院で初の学位記授与 博士（家政学）5 名誕生
	4 月	附属高等学校全日制普通科を、総合学芸・スポーツ健康系・外国語系・自然科学系・人文学系の 5 コース制に改編
平成 18 年	4 月	郡山女子大学家政学部人間生活学科をコース制に改編（生活総合コース、福祉コース、建築デザインコース）
	4 月	学園創立 60 周年記念式典（学内）
	10 月	食生活・栄養研究所開設
		学園創立 60 周年記念式典
平成 19 年	4 月	郡山女子大学短期大学部保育科を幼児教育学科に改称
平成 28 年	4 月	学園創立 70 周年学内記念式典（学内）
	10 月	学園創立 70 周年記念式典
平成 30 年	4 月	郡山女子大学短期大学部の既設学科(家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文化学科)を改編し地域創成学科を設置
	4 月	郡山女子大学短期大学部家政科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成 31 年	4 月	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科にチャイルド・ミュージックコースを開設（音楽科募集停止）
	4 月	郡山女子大学短期大学部家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文化学科を廃止
令和 2 年	3 月	郡山女子大学短期大学部音楽科を廃止
令和 3 年	4 月	郡山女子大学家政学部人間生活学科を生活科学科へ名称変更 3 コースを 2 専攻に改編（社会福祉専攻・建築デザイン専攻）
令和 4 年	4 月	郡山女子大学短期大学部専攻科に幼児教育学専攻を開設

< 短期大学の沿革 >

元号	月	出来事
昭和 25 年	4 月	郡山女子短期大学家政科を開設
昭和 30 年	4 月	郡山女子短期大学に保育科及び生活芸術科を増設
昭和 41 年	4 月	大学開設により郡山女子大学短期大学を郡山女子大学短期大学部に改称
昭和 43 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に音楽科を増設
		家政科を家政専攻・食物栄養専攻に分離
昭和 56 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に文化学科を増設
平成 5 年	12 月	郡山女子大学・同短期大学部、放送大学学園と単位互換に関する協定を締結
平成 7 年	6 月	ハワイ州立大学機構と姉妹校締結

平成 12 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に専攻科（文化学専攻）を開設
平成 14 年	4 月	短期大学部家政科家政専攻を福祉情報専攻に改称
平成 19 年	4 月	郡山女子大学短期大学部保育科を幼児教育学科に改称
平成 30 年	4 月	郡山女子大学短期大学部の既設学科(家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文化学科)を改編し地域創成学科を設置
	4 月	郡山女子大学短期大学部家政科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成 31 年	4 月	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科にチャイルド・ミュージックコースを開設（音楽科募集停止）
	4 月	郡山女子大学短期大学部家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文化学科を廃止
令和 2 年	3 月	郡山女子大学短期大学部音楽科を廃止
令和 4 年	4 月	郡山女子大学短期大学部専攻科に幼児教育学専攻を開設

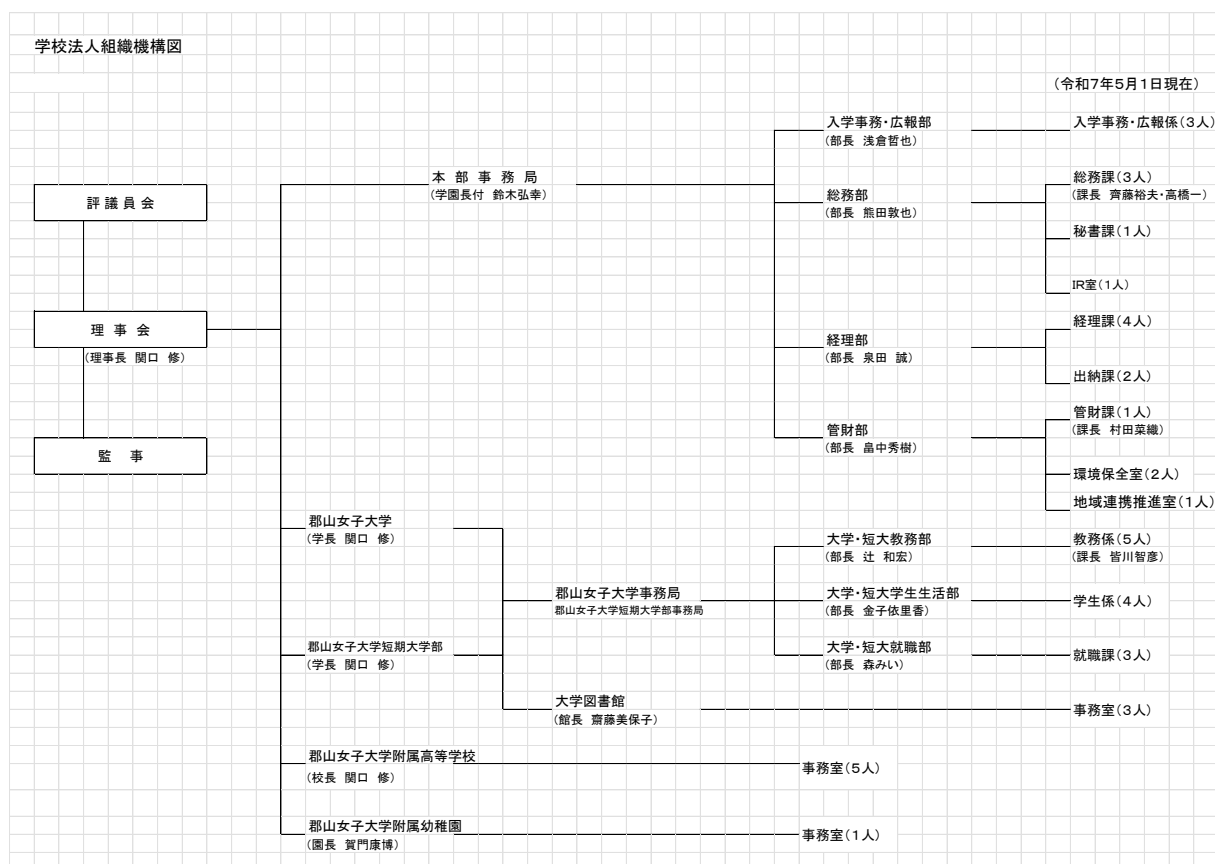
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
郡山女子大学大学院	郡山市開成 3-25-2	13 人	29 人	4 人
郡山女子大学	郡山市開成 3-25-2	120 人	520 人	364 人
郡山女子大学短期大学部	郡山市開成 3-25-2	290 人	580 人	336 人
郡山女子大学短期大学部専攻科	郡山市開成 3-25-2	20 人	40 人	24 人
郡山女子大学附属高等学校	郡山市開成 3-25-2	320 人	960 人	294 人
郡山女子大学附属幼稚園	郡山市開成 3-25-2	50 人	150 人	136 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

郡山市は、福島県の中央に位置し、県中地域と呼ばれる地域の中心市である。令和 7 年 3 月 1 日現在の福島県の世帯数は 750,905 世帯、人口は 1,732,905 人であり、県中地域は世帯数 212,959 世帯（県全体の 28.3%）、人口 497,744 人（県全体の 28.7%）を占めている。18 歳未満の人口推移をみると東日本大震災が発生する直前の平成 23 年 3 月 1 日現在の福島県全体の人口は 2,024,401 人、郡山市 338,882 人、平成 24 年 3 月 1 日現在の福島県全体の人口は 1,978,924 人、郡山市 330,878 人と 1 年間で 45,477 人、8,004 人それぞれ減少した。その後も減少が続き、現在も平成 23 年 3 月 1 日と比較し大きく減少したままである。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県外への避難者の中には県内に戻ってくる者もいるが、若年者においては避難先に定住するケースもあり、18 歳未満の人口が大幅に減少した状況の改善はみられていない。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
福 島 県 内	237	94.4	208	95.4	193	93.7	172	94.0	134	93.0
他東北	8	3.2	3	1.4	4	1.9	4	2.2	1	0.7
その他	6	2.4	7	3.2	9	4.3	7	3.8	9	6.3

■ 地域社会のニーズ

人口動態の項目において述べたように、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県外への人口流出がある現状において、県をはじめとする自治体において将来の福島県を担う若年者を地域に定着させたいとの考えがあり、県内への進学、就職が期待されている。放射線被害、さらに風評被害も加わった本県の第一次産業、第二次産業、第三次産業は、東日本大震災発生前の状態に戻れずに現在に至っている。すべての産業分野において復興への重要な労働力としてはもちろんのこと、若者の柔軟な発想にも期待がかかっている。

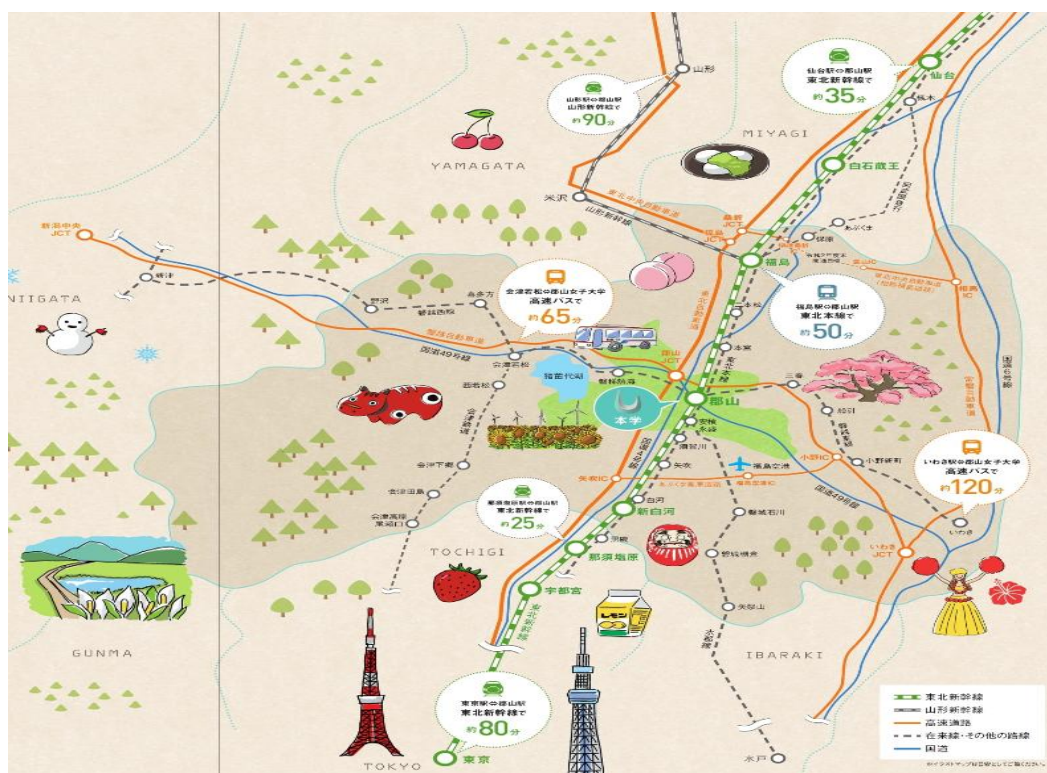
郡山市は、首都圏から東北新幹線で約 80 分というアクセスの良さに加え、J R の四つの鉄道路線や東北・磐越両自動車道が縦横に交差し、福島空港も県中地域に位置し交通の利便性が良い。郡山市は商工業都市として発展を遂げ、経済県都と位置付けられている。産業別就業者数をみると第三次産業従事者が最も多い。本学の学生も就職先は第三次産業が多い。産業構造が変化している状況下で発生した、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により停滞を余儀なくされている。

■ 地域社会の産業の状況

人口	317,263 人	令和 7 年 4 月 1 日現在
世帯数	144,152 世帯	
面積	757.20 平方キロメートル	
人口密度	419.0 人/ 平方キロメートル	
産業別就業者数	第 1 次産業 4,312 人	令和 2 年国勢調査

	(2.8 パーセント)	
	第 2 次産業 36,152 人 (23.7 パーセント)	
	第 3 次産業 105,663 人 (69.3 パーセント)	
	分類不能 6,347 人 (4.2 パーセント)	
農業経営体数	3,663 戸	2020 年農林業センサス
販売農家経営耕地総面積	9,097 ヘクタール	
民営事業所数	15,045 事業所	令和 3 年経済センサス活動調査
工業事業所数	393 事業所	
製造品出荷額等	6,466 億 8,659 万円	
小売業事業所数	2,003 事業所	
小売業年間販売額	424,983 百万円	

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
①学習成果を明記した各学科の卒業認定・学位授与の方針を策定しているものの、同方針と学習成果を同一のものと認識しているため、卒業認定・学位授与の方針については学習成果の獲得をもって学位を授与するという基本方針を示し学内で共通理解をはかるとともに、学外に周知することが求められている。 ②財務状況について、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、中期計画を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。 ③監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行状況についても記載することが必要である。
(b) 対策
①他大学の事例を参考に教務部が試案中である。 ②恒常的な支出超過により運用資産が減少傾向にあることから、早急に収支バランスの改善を図ることが最重要課題である。収入面においては、種々の学科改編やそれに伴う収容定員数の減少等もあり、収容定員充足率は、令和 5（2023）年度 81.2%%、令和 6（2024）年度 76.7%、令和 7（2025）年度 70.0%、と減少傾向にある。 支出面においては、人件費削減をメインとした経費削減策が検討され具体案が示されているが、現時点において実施に至っておらず、早急な取組み実現が不可欠である。 令和 7 年 2 月 27 日の理事会において、令和 11（2029）年度までの新たな中期計画（財務計画）を策定し、年度ごとの個別項目に係る評価及び進捗管理を十分に行っていく必要がある。また、経営環境の変化に伴い目標数値及び行動計画の見直し等は必須であり、中期計画に含まれる財務計画のより柔軟性のある運用が今後の課題となる。 財務計画の行動計画(アクションプラン)においては、外部資金獲得の推進、授業料収入の安定的確保、寄付金への取組み強化および新たな収入源の確保、人件費の適正化、経費等の見直しの 5 項目を掲げ、経営改善案の検討を進めているところであり、計画実施に当たってはこれまで以上により積極的な経営の関与が求められる

ことになり、その実現スピードが今後の経営改善のカギになるものと思われる。(本報告書 p.94 より抜粋) ③総務部を中心とする事務局にて対応済みである。
(c) 成果
① 対策にもある通り、現在のところまだ成果は表れていない。 ② 対策にもある通り、現在のところまだ成果は表れていない。 ③ 対策にもある通り、対応済みである。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
①学内における自己点検・評価活動の向上 ②自己点検・評価委員会の活動の組織的向上
(b) 対策
①次期第4期の外部認証評価に向けて継続して求められる課題が、PDCA表に基づく自己点検・評価活動の質的な向上と実質的な活用である。自己点検・認証評価委員会の各委員による毎年の査読作業を通して問題点の把握にPDCA表を活用してきたが、依然として部署によってPDCAの活用にはばらつきがあることも現実である。令和6(2024)年度においては、年度末にかけてPDCAに関して「NA」既述のマニュアル説明に齟齬があるという指摘を受けた。部署によるPDCA活用のばらつきや第4期の外部認証評価に備えるためにも、『「PDCA表」作成マニュアル』の丁寧な改訂を今後も継続すると共に、より多くの教職員の理解を促すきめ細やかな対応・説明が求められる ②本学園全体の自己点検・認証評価の組織が大学・短大、附属高校、幼稚園と別れることにより、新しい形で学園全体の組織的な自己点検活動の仕組みを整備する必要がある課題となっている。特に年度末に行われる「自己点検報告会」の実施方法を検討することが急務となったため、令和6(2024)年度においては、4月末～7月までに5回の事務局長・高校との三者面談を継続実施し、理事長の了解を得て10月に改革案が成立し、12月11日に説明会を実施することで、3月27日に新しい形式での自己点検報告会を実施した。
(c) 成果
①『「PDCA表」作成マニュアル』の改定については、令和7(2025)年度の始まり

と共に早々に対応を行ったが、今後は第4期の外部認証評価に合わせて中身の大幅な改訂と学内への説明が求められる。これから着手すべき課題であり、現状のところ、未だ成果は表れていない。

②今後とも大学・短大、附属高校、幼稚園との綿密な連携と組織的な自己点検活動の仕組みを整備する必要がある。令和6（2024）年度から新たな形での「自己点検報告会」を実施したが、今後とも実施方法については継続的な点検を必要とする。現状は道のり半ばである。

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等
なし

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の適正使用・不正防止に係る関係規程（公的研究費の不正防止計画・公的研究費の管理・監査に係る実施基準規程・公的研究費に係る内部監査についての内規・科学研究費補助金事務取扱規程）については、学内グループウェアに掲載し、常時閲覧できる状態にあるとともに、例年開催している科研費説明会において適正使用・不正防止に関して注意喚起を行っている。

また、適正管理を図る組織体制として、「不正防止委員会」並びに「公的研究費内部監査委員会」を組成し、前者については、公的研究費関係規程整備、不正行為防止に係る態勢整備及び不正防止に対する周知・啓発、後者については、各種監査実施による牽制機能の強化を目標としてPDCAサイクルを回す等、公的研究費の適切な運営・管理体制の構築に努めている。

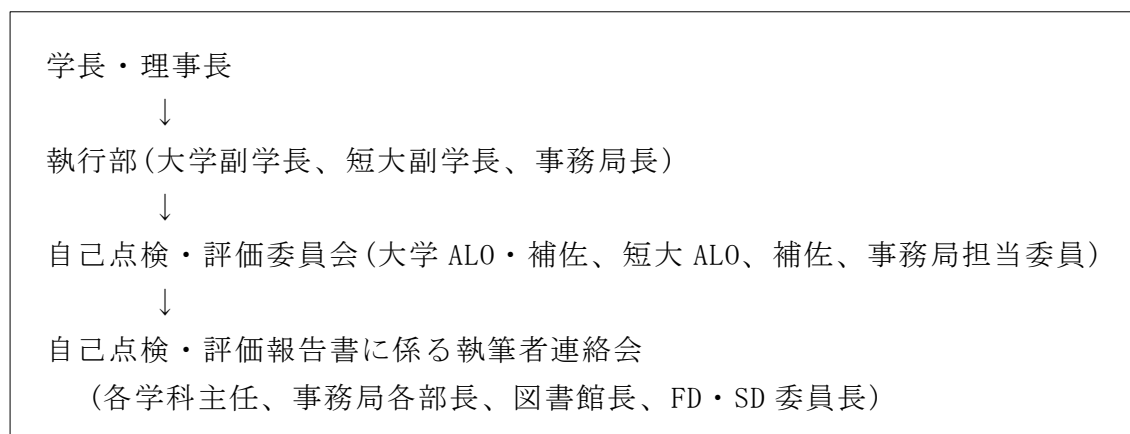
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

令和7年5月現在

委員会	役職	氏名
	学長・理事長	関口 修
委員長	教授（地域創成学科）・学科主任	桑野 聡
副委員長	大学 ALO・紀要編集委員会委員長・サバティカル検討委員会委員長・教授（生活科学科）	長谷川 貴弘
副委員長	短大 ALO・教授（幼児教育学科）・専攻科幼児教育専攻副主任・不正防止員会副委員長	折笠 国康
委員	大学 ALO 補佐・准教授（食物栄養学科）	諏訪 雅貴
委員	短大 ALO 補佐・講師（地域創成学科）	佐藤 愛未
委員	短大 ALO 補佐・講師（幼児教育科）	深谷 悠里絵
委員	短大 ALO 補佐・助教（健康栄養学科）	加藤 雅子
委員	大学 ALO 補佐・助教（生活科学科）	大泉 由美
委員	大学 ALO 補佐・助手（食物栄養学科）	佐藤 朱莉
委員	総務部総務係長・個人情報管理委員会副委員長	鈴木 美幸
委員	図書館司書・生活文化博物館学芸員	國井 佳那子

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、学則第3条の2に「本学は、教育研究の水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めるとともに（「郡山女子大学短期大学部学則」、平成17（2005）年4月に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己

点検・評価のための体制を整備した。

平成 21(2009)年度に短期大学基準協会の認証評価を受審して「適格」と認定された。この最初の第三者評価の結果はホームページで公開されている。以後、平成 24(2012)年度には従来の「年度計画書・年度末報告書」の書式を、自己点検・評価の趣旨を強調した形式に改定し、「年度計画」、「年度報告」に概要を記し、「PDCA 表」に詳細を記した。さらに自己点検・評価委員会主催による全体教職員会議に於いて、「PDCA 表」に基づく中間報告会並びに年度末報告会を開催し、質疑応答とともに各部局の点検・評価を確認し合う機会を得ている。平成 25(2013)年度からこの「PDCA 表」に数値・期限目標、規定項目の目標の記載を義務付けた。また、同年から第三者評価のための認証評価機構の基準項目に沿って、全学的な「自己点検・評価報告書」の作成を実施した。

そして平成 28(2016)年度に二回目の短大基準協会による認証評価を受審し、「適格」の評価を得た。これを受けて平成 29(2017)年度以降は、これまでの自己点検・評価活動の再確認と検討を中心に取り組み、令和 5(2023)年度に三回目の認証評価を受信して「適格」の評価を得た。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和6年度）

期日	事項	内容・備考
令和 6 年 4 月 5 日 (金)	令和 6 (2024) 年度第 1 回自己点検・認証評価委員会	令和 6 (2024) 年度 PDCA 表・年度計画書の提出等、本年度の業務分掌について検討。
令和 6 年 4 月 15 日 (金)	大学・短大の認証評価結果（「適格」）をホームページにて公開	4 月 15 日に「大学概要」内「情報公開」の「第三者評価」の項目で公開された。
令和 6 年 4 月 24 日 (水)	第 2 回自己点検・認証評価委員会	令和 6 (2024) 年度 PDCA 表査読日程確認、本年度自己点検・評価委員会の PDCA 表計画内容の検討を行った。
令和 6 年 5 月 29 日 (水)	第 3 回自己点検・認証評価委員会	令和 6 (2024) 年度 PDCA の提出状況・査読状況確認等を行った。
令和 6 年 6 月～7 月上旬	令和 5 (2023) 年度自己点検・評価報告書のデータ提出確認と査読	報告書の査読に入ると共に、提出資料・備付資料の確認・収集作業を進めた。
令和 6 年 6 月 26 日 (木)	第 4 回自己点検・認証評価委員会	自己点検報告会の実施方法について審議を行った。
令和 6 年 7 月 17 日 (水)	第 5 回自己点検・認証評価委員会	令和 5 (2023) 年度自己点検報告書進捗状況について確認し、自己点検報告会の実施方法について引き続き審議

		を行った。
令和 6 年 9 月 13 日 (金)	第 6 回自己点検・認証評価 委員会	年度末報告会の改革案について理事長の許可をいただいた上で、12 月に説明会を行うことで合意した。
令和 6 年 10 月中旬	『令和 5 年度自己点検・評価報告書』の掲載	10 月 11 日(金)に入学事務・広報部に報告書掲載の依頼を行い、16 日(水)に本学 HP に掲載された。
令和 6 年 10 月 17 日 (金)	第 7 回自己点検・認証評価 委員会	PDCA の中間報告及び年度末報告会の説明会を 12 月 11 日に行うことで合意した。
令和 6 年 11 月 20 日 (水)	第 8 回自己点検・認証評価 委員会	年度末報告会の説明会(12 月 11 日)に向けての準備・確認を行った。
令和 6 年 12 月 11 日 (水)	「自己点検報告会説明会」 の実施	学内において「自己点検報告会説明会」を開催した。
令和 6 年 12 月 19 日 (木)	第 9 回自己点検・認証評価 委員会	自己点検報告会で発表すべき委員会についてアンケート調査の実施などについて審議した。
令和 6 年 12 月 25 日 (水)	「令和 6 (2024) 年度 年度 末報告書・PDCA 表の提出、 自己点検報告会について」 要項配信	要項をグループウェアで配信した。
令和 7 年 1 月 23 日 (木)	第 10 回自己点検・認証評価 委員会	自己点検報告会の準備等について確認を行った。
令和 7 年 2 月 12 日 (水)	第 11 回自己点検・認証評価 委員会	PDCA 表の最終評価の査読方法等について報告が行われた。
令和 7 年 3 月 6 日 (木)	第 12 回自己点検・認証評価 委員会	PDCA 表・年度末報告書の提出状況確認、自己点検報告会の準備等について最終確認を行った
令和 7 年 3 月 27 日 (木)	令和 6 (2024) 年度自己点検 評価報告会	講堂小ホールで実施。これまでとは形式を変えて行われた。

(6) 公的資金の適性管理の状況（令和 6（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の適正使用・不正防止に係る関係規程（公的研究費の不正防止計画・公的研究費の管理・監査に係る実施基準規程・公的研究費に係る内部監査についての内規・科学研究費補助金事務取扱規程）については、学内グループウェアに掲載し、常時閲覧できる状態にあるとともに、例年開催している科研費説明会において適正使用・不正防止に関して注意喚起を行っている（規程集 14～17、20～22）。

また、適正管理を図る組織体制として、「不正防止委員会」並びに「公的研究費内部監査委員会」を組織し、前者については、公的研究費関係規程整備、不正行為防止に係る態勢整備及び不正防止に対する周知・啓発、後者については、各種監査実施による牽制機能の強化を目標として PDCA サイクルを回す等、公的研究費の適切な運営・管理体制の構築に努めている（基準Ⅲ-A-2 参照）。

様式 5－基準 I

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**【テーマ 基準 I -A 建学の精神】****【区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

郡山女子大学短期大学部は、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神とし、学則第 1 条に「人間の平等的価値を基として人間性の高揚を図り、女性の自主独立の精神を培い、さらに文化国家、協力社会の形成と世界平和の確立とに貢献し、もって人類の福祉を増進しようとする人物を育成することを目的とする」と規定している（規程集 1「第 1 条」）。これらは、教育基本法前文等にも示されている内容と同様の理念である。

本学の建学の精神は、創立者であり初代学園長でもあった関口富左が戦後の混乱期に女性の高等教育機関の必要性を痛感し、家政学を中心とした女子高等教育機関を設立して新たな時代を担うために、掲げられたものである。これを基盤に本学では、他者との協調を基軸とした「尊敬」、自己の存在を明らかにする「責任」と自己実現と新たな

な飛躍を求める「自由」を三位一体とした人格形成が図られており、個性を重視し、互いを理解する「個の確立と他との協調」をもって確かな学問研究と教養を備えた創造性豊かな卒業生を社会に送り出すことを目標とした教育が実践されている。この建学の精神は、大学案内『FOR THE STUDENTS』、『入学者選抜実施要項』、大学ホームページにおいて表明されており、教職員や学生はもとより社会一般に広く周知を図っている。

建学の精神は、授業内容のみならず各種行事や学生生活全般において具現化されるよう学生、保護者や教職員への理解共有が図られている。例えば、建学の精神を踏まえた教育活動の展開を支援するために、個々の学生の生活・教育等の支援を行うアドバイザー制度や「方部会」と呼ばれる地域別教育懇談会が挙げられる。但し、コロナ禍の令和2（2020）年度～令和5（2023）年度では「方部会」の本来の活動は出来ていない。各学科・専攻科においては、新入生・在学生オリエンテーションの際の主任講話の中で建学の精神に関する説明がなされ、さらに平成28（2016）年度より共通基礎科目キャリアデザインⅠの第2回授業で「学園の歴史と建学の精神」を実施するなど、時代に適応した理解の定着・浸透に組織的に努めている。他方、教職員には、本学の歴史とともに「建学の意図と精神」について記載された学園史が配布されている。

また、入学式、学内外オリエンテーション、創立記念式典や全体職員会等は、学長より口頭で建学の精神についての説明がなされ、その定期的な確認と共通理解が図られる機会となっている。特に創立記念式典においては、「式典歌」に加えて、教職員から学生に向けて謳われる歌「吾子よ」と学生がそれに応答して教職員に歌い返す「応答歌」の三曲が合唱され、建学の精神の確認が体现されてきている。しかし、これらの本学独自の活動は令和2（2020）年からのコロナ禍の状況下では実施出来ていない。

【区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

<区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

地域・社会への貢献については、東日本大震災の原子力発電所事故に伴う被災地域の風評被害の解消に向け、関係自治体と連携のもと、学生とともに積極的に各種事業を展開している。また、中小規模の市町村と包括連携協定を結び、学術的知見や研究成果を住民に還元するなど、地域とともにある高等教育機関としての使命を果たしている。

具体的には地域女性を対象とした正課授業の開放を「生涯学習講座」として昭和60（1985）年度より大学とともに共同で実施している。令和元（2019）年度前期には16講座が開放され延べ32人が受講し、後期には14講座が開放され延べ30人が受講している。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度まではコロナ禍で開放を見送っていたが、令和5（2023）年度後期には一部を再開し、令和6（2024）年度からは全面的に再開、前後期合わせて14講座、延べ45人が受講した。

また、本学では21世紀の国際化に対応するため、英語と中国語をそれぞれのことで楽しく学ぶことを通して、ことばと文化への理解を深め、コミュニケーション能力を高め、あわせて本学園の国際性の発展を図ることを目的として、平成14(2002)年度

前期より「国際交流特別講座」を開講している。令和元（2019）年度は前期に 31 人、後期は 29 人の受講者があったが、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までコロナ禍で開講を見送っていた。令和 5（2023）年度からは新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したこともあり、開講することができている。

産学官との連携強化、地域活性化の推進窓口として地域連携推進室を設置し、各学科、事務局各部門と連携して教育成果を還元するための橋渡しを行っている。地域の自治体をはじめとした幅広い社会団体との間で、以下に示す協力関係が構築されている。

〔本宮市との包括連携協定〕

平成 28（2016）年 11 月に本宮市と人材育成や人材確保、幼児教育や文化、芸術、健康福祉の増進など 5 項目について包括連携協定を締結した（■「学校法人 郡山開成学園と本宮市との包括連携に関する協定書」）。

令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度はコロナ禍の影響で子育て支援事業は開催が見送られたが、令和 5（2023）年度は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したことで、子育て支援施設「えぽか」での活動が再開された。

〔葛尾村との包括連携協定〕

平成 28(2016)年 12 月に葛尾村と生活全般、食品、福祉、幼児教育、文化、芸術、地域復興に関する包括連携協定を締結した（■「学校法人 郡山開成学園と葛尾村との包括連携に関する協定書」）。東京電力福島第一原子力発電所事故により、帰宅困難地域に指定され、除染等が終わり解除されたが、住民の半分以上は帰村していない。

（■葛尾村 避難・帰村情報 葛尾村ホームページ

<https://www.katsurao.org/soshiki/2/kison.html>）

健康栄養学科では地元の農地を借りて「女子大農場」のネーミングで、オヤマボクチの研究栽培を行ってきた。地元産品を六次化商品として開発することで地元農家の収入の安定化を図り、1 人でも多くの村民の帰村を促すとともに 1 日でも早い東日本大震災及び東京電力福島第一原子力事故からの復興を企図するものである。

令和 5（2023）年には、新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したこともあり、中止となっていたイベントが復活し、葛尾村盆踊り、かつらお感謝祭、あぜりあ市、料理教室に健康栄養学科の学生、教職員が現地でボランティアを行っている。

〔小野町との包括連携協定〕

平成 29（2017）年 8 月に小野町と子育て、人材育成、健康栄養及び福祉の増進など 6 項目について包括連携協定を締結した。幼児教育学科では、小野わかば幼稚園の園児を対象として町内の豊かな自然環境の中で活動を行う「おのまちわかばたんけんたい」の体験学習会を行っている。令和 6（2024）年度まで（小野町わかば幼稚園 2022 年 3 月閉園、令和 5（2023）年 4 月より、おのまち認定こども園として継続）実施した。

〔古殿町との包括連携協定〕

平成 30（2018）年 8 月に古殿町と地域創成、健康栄養及び福祉の増進、子育て、人材育成など 6 項目について包括連携協定を締結した（■「学校法人 郡山開成学園と古殿町との包括連携に関する協定書」）。健康栄養学科が同町の公民館行事に協力してきたが、令和 2（2020）年度からはコロナ禍で同館の行事が制限され、令和 5（2023）年

度現在、町内でのイベントは休止状態となっている。

〔郡山市との事業連携〕

平成 21（2009）年 3 月に本学は、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」実施事業に関して連携協定を締結した（■郡山市「ニコニコこども館」実施事業連携協定書）。その後、幼児教育学科学生がいくつかの班に分かれて少人数での見守り実習や「夕涼みコンサート」（ハンドベル演奏）、「ニコニコこども館まつり」（劇やオペレッタ・リズムあそび等の上演）等のボランティア活動に参加してきた。令和 6（2024）年度も新型コロナウイルス感染対策を実施して開催されている「お楽しみコンサート」に参加している。

〔福島さくら農業協同組合との包括連携協定〕

平成 28（2016）年 8 月に福島さくら農業協同組合（J A福島さくら）と農産業の振興や教育及び人材育成に食文化の振興、健康、福祉の振興など 5 項目について包括連携協定を締結した（■「学校法人 郡山開成学園と福島さくら農業協同組合との包括連携に関する協定書」）。相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進している。2019～2023 年に地域創成学科の学生が郡山市内の J A福島さくらの農業施設のシャッター面に農業に関連した絵を描き、農業のイメージアップに貢献している。また、健康栄養学科では、本学屋上菜園の苗の植付けの指導を受けている。

〔福島民報社との事業提携〕

平成 29（2017）年 2 月に福島民報社と連携協力協定を締結した（■「学校法人 郡山開成学園と株式会社福島民報社との連携協力協定書」）。新聞等を活用したキャリア教育の支援、地域課題等に関する共同調査及び研究、人材交流及びインターンシップの実施、教育研究のための新聞記事情報の活用支援等の分野において連携協力を行っている。令和 5（2023）年からは、福島民報社主催の「ふくしま SDGs 博」に本学健康栄養学科、学友会、環境委員会が出展し、展示発表を行っている。

〔産学連携・受託事業〕

令和 5（2023）年度には、飯館までい文化事業団との受託研究「阿武隈地域における保存食文化の調査研究」を健康栄養学科が中心に行った。また、郡山市にある企業ふくめぐみと健康栄養学科の学生が所属するお弁当クラブがコラボ商品を開発した。

〔ボランティア参加〕

教職員及び学生のボランティア活動については、従来は外部からの多様なボランティア募集依頼の情報を学生生活部が窓口となって受付け、全学で情報共有を図ることで多数の学生ボランティアの活動を支援してきたが、令和 2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が発生してからは状況が一変した。

例えば、幼児教育学科には、令和元（2019）年度までは、幼稚園や保育所からボランティア募集依頼が数多くあり、学生も施設の行事などに積極的に参加してきたが、やはりコロナ禍の状況下では施設側において感染に配慮して依頼を控えるようになり、学生のボランティア活動がほとんど行われていない状況が令和 4(2022)年度まで続いていたが、令和 5（2023）年度に入って新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したこともあり、イベント等が徐々に復活している。

本短期大学には、地域連携教育を中心とした多様な学びにより創造力や表現力、コミュニケーション能力を伸ばし、地域の発展に取り組む力を身につけた学生の育成を目的とした地域創成学科がある。当学科では、1年次の必修科目「地域創成ゼミナール」で地域の仕組みを学び、続いて2年次の必修科目「地域創成プロジェクト演習」において学生が文化・歴史系、アート&デザイン系、ビジネス・情報系のいずれかの活動を選択して、それぞれに1年次の教室での学びを地域活動で実践し、地域活動の難しさや充実感を体験し、地域活性化に協力している。本年度は11のプロジェクトを通じて地域に貢献した。

これらの中で学科の授業としての活動枠を超えた被災地の催事への関わりとして「復興の灯火プロジェクト」は、特筆される。平成31(2019)年3月11日(東日本大震災の発生日)に復興を祈念するイベントとして郡山市主催で開催された。郡山市の伝統工芸品である海老根伝統手漉き和紙を使用した灯ろうが、郡山駅西口駅前広場で展示された。令和2(2020)年3月11日、海老根伝統手漉き和紙の活動に関わっていた地域創成学科のプロジェクトチームがこの事業を引き継いで、郡山市と連携を図りながら取り組むこととなり、他学科の協力も得て郡山女子大学短期大学部として毎年3月11日に開催している。福島県の追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」も同時開催され、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、さらには復興への思いを再確認する日となっている。令和5(2023)年度にこの活動に関し、郡山市まちづくりハーモニー賞へ応募したところ、若い世代へ震災の記憶と復興の現状を伝え、郡山市伝統の海老根和紙を用いている点で地域文化継承が評価され、受賞することができた。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神は確立しており、学生、保護者、教職員との共有が図られている。今後は、学生が多様化する中で、建学の精神についての理解共有を向上させるための検討を深める。

令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症による活動が制限されていた地域社会と大きく関係する各種講座、ボランティア活動が令和5(2023)年度から通常通りに再開しているが、教職員や学生数の減少により、地域貢献に派遣できる人材の確保が難しくなっている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準 I -B 教育の効果】

【区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

郡山女子大学短期大学部では、建学の精神に基づき教育目的を、前述（基準 I -A-1）のように学則第 1 条において明確に示している。これを具体化すべく、各学科及び専攻科では、人材育成上の目的及び教育研究上の目的を、学則第 4 条の第 2 項及び第 3 項において、以下のように定めている。

前項の学科における人材育成上の目的及び教育研究上の目的は、次に掲げるものとする。

- 一 健康栄養学科においては、国民の健康の保持増進に貢献できる人材を養成するため、食と栄養に関する理論と技術の教授により専門知識及び実践力を涵養すると共に、期待される社会人となれるよう人間性を育て、知性及び感性の向上を目指し、健康で豊かな生活を営むことのできる人間の育成を進めるものとする。
- 二 幼児教育学科においては、子どもの健全な発育発達を援助できる人材を養成するため、保育に関する専門知識と技術を培うとともに、柔軟な指導力及び豊かな感性と幅広い教養を養うものとする。
- 三 地域創成学科においては、変化する地域社会において、創造的継続的に貢献できる人材を育成するため、文化・歴史・芸術・情報の分野を中心に双方向、参画型の能動的学習を通して主体性を高めながら、深い教養と総合的な人間性を養うものとする。

前項の幼児教育学科においては、履修上の区分として、幼児教育コース及びチャイルド・ミュージックコースを設定する。幼児教育コース及びチャイルド・ミュージックコースにおいては、前項第二号に加え、次に掲げる人材養成上の目的及び教育目標の特色を持つものとする。

- 一 幼児教育コース
保育に関する知識と技術を包括的に修得した幼稚園教諭、並びに保育士を養成するものとする。
- 二 チャイルド・ミュージックコース
保育に関する知識と技術を修得し、より豊かな音楽的表現力を養い、音楽の美しさや楽しさをより伝えることができる幼稚園教諭、又は保育士を養成するものとする。

専攻科については、学則第 17 章第 53 条において、次のように定めている。

前条の各専攻科は、「独立法人大学改革支援・学位授与機構」による認定専攻科として学士への途を拓き、社会教育の充実発展に貢献できる人材を養成するため、文化学専攻科は短期大学部地域創成学科における、幼児教育専攻科は短期大学幼児教育学科における専門教養の基礎のうえに、さらに、その学識を深め、専攻分野の研究能力を培うものとする。

(規程集 郡山女子大学短期大学部学則)

以上の教育の目的は、大学ホームページで学内外に向けて表明している。新入生には、入学時のオリエンテーションで伝えている。この目的を受け、各学科及び専攻科では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、教育課程を編成して、教養と専門的知識を兼ね備えた地域・社会の要請に応えられるような人材育成を行っている。

教育目的・目標は、毎年 PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、課題の抽出と改善策の具体化を進めている。それ故、人材養成が地域・社会の要請にできているかの定期的点検は、新型コロナウイルス感染症拡大においても、学園の全教職員が参加した自己点検報告会が実施されたことから、全学的になされる体制が確立しているといえる。各学科及び専攻科で作成した年度末報告書及び PDCA 表は、全教職員に公開し、報告会において課題の共有を図っている。地域・社会の要請にできているかどうかの点検については、次の項目で示す学習成果評価方針（アセスメントポリシー）に、記載の指標を検証データとして活用することを明示している。

【区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-2 の現状>

学習成果については、本学の建学の精神を反映した学則第1条の教育の目的を達成すべく各学科及び専攻科の教育目的に基づいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に定めている。この方針は、『入学者選抜実施要項』や大学ホームページで学内外に表明している。また、短期大学としての学習成果方針（アセスメントポリシー）を建学の精神に基づいて定めている。機関(大学)、教育課程(学

科・専攻科)、科目(各授業)の3つのレベルからなり、学生の修得状況、教育課程の適切性、大学全体の教育力の面から評価を行っている。本方針は、教育の質保証と改善に取り組む指標にも活用され、データによる検証が可能となっている。下記はその一覧である。

	入学前・入学生	在学生	卒業生
大学全体の指標 (機関レベル)	・入学試験 ・学生調査 ・調査書等の記載内容 ・新入生オリエンテーションアンケート調査	・学生生活アンケート調査 ・休学率 ・退学率	・学位授与数 ・卒業率 ・就職率 ・進学率 ・卒業時アンケート調査 ・卒業生アンケート調査 ・就職先アンケート調査
学部等の指標 (教育課程レベル)	・入学試験状況 ・新入生オリエンテーションアンケート調査 ・面接、志願理由書内容	・GPA ・DP ルーブリック ・授業・学習状況に関するアンケート調査 ・学生ポートフォリオ ・単位修得状況 ・卒業研究発表 ・進級率 ・公務員試験対策に関するアンケート調査	・GPA ・DP ルーブリック ・国家試験合格率 ・教員採用合格率 ・資格・免許取得率
科目の指標 (科目レベル)	・入学試験	・成績評価(シラバス記載成績評価方法、ルーブリック) ・履修放棄率 ・授業評価アンケート	・専門就職率

深く専門の学芸を教授研究するとともに、短期大学の目的の特徴である職業又は実生活に必要な能力の育成については、資格や免許状等の取得率、そして各期末の成績通知、また各学科及び専攻科ごとの成果発表に示され、それが定期的点検の機会となっている。またルーブリックを用いたディプロマ・ポリシーの達成状況の確認については、後述する(基準I-B-3)。

各学科及び専攻科の学習成果の測定、学内外への表明、点検等について、以下の通りである。

健康栄養学科

栄養士課程及びフードスペシャリスト課程の学習成果の測定については、各免許・資格の認定要件を取り入れている。栄養士課程では、平成17(2005)年度以降卒業時に栄養士免許を取得する際、一般社団法人 全国栄養士養成施設協会が実施している栄養士実力認定試験【**備付資料 ■令和6(2024)年度栄養士実力認定試験実施要項**】を課し、栄養士としての実力を確認している。フードスペシャリスト資格の取得には公益社団法人 日本フードスペシャリスト協会が実施する資格認定試験【**備付資料 ■令和6(2024)年度フードスペシャリスト資格認定試験実施要項**】に合格する必要があるため、これらの試験の結果で養成課程の学習成果を測定し、検討している。また選択科目ではあるが、毎年2学年全員が履修している「卒業研究」の成果は、冊子『CREATION』【**提出資料11 『CREATION』37号**】に要旨をまとめて発行し、国立国会図書館へも納めて学習成果を公表している。1年間の研究は論文にまとめ、卒業研究発表会で口頭発

表を行ってきた。しかし、新型コロナウイルスまん延によりグループ単位での研究活動が難しくなり、課題研究を見直し、令和 3 (2021) 年度から食品加工実習や屋上菜園【備付資料 116 「屋上菜園」運営要項】で収穫した野菜の創作料理開発などを行っている。研究成果発表会を行わず、学習成果は冊子『CREATION』での公表のみとした。

幼児教育学科

本学科は建学の精神のもと、学科の教育方針を達成するために、保育の本質・目的の理解、保育の対象の理解、保育の内容・方法の理解、教育・保育実習、表現技術、卒業研究、学外活動・地域交流を通して人間性豊かな保育者を養成している。GPA は、学生の自己管理ツールとして、また教員にとっては、従来活用してきた平均点とともに学習指導のツールとして機能している。具体的には、GPA1.4 以上を進級要件と定め、GPA が 2.0 以上を 2 学年における実習履修の最低条件の一つとしている。学習成果については、各期に成績をアドバイザーが確認している。学習成果の公表については、卒業必修である「卒業研究」の発表を行い、研究内容の抄録集『保育研究』を地域の幼稚園、保育所、卒業学年の出身高校に配布している。令和 6 (2024) 年度、初めての専攻科幼児教育学専攻の卒業生を輩出することから、専攻科学生の修了研究の内容が合冊となった。【『保育研究—卒業研究・修了研究要旨集—』第 59 集】

令和 5 (2023) 年度からは「劇とあそびのつどい」と「卒業研究」を合併させ、「卒業研究発表会」とし、有観客で地域の方々へ開かれた学習成果の発表の場とした。令和 6 (2024) 年度は、12 月 18 日に「一般公開 研究論文発表」、12 月 21 日に「卒業研究発表会 2024 幼教キッズフェスティバル～夢と希望のわくわくランド～」を建学記念講堂で開催し、約 500 名の観客があり、学修成果発表として地域に貢献することができた。(備付資料 幼児教育学科幼教キッズフェスティバルプログラム)

幼児教育、保育に関わる科目編成、学習成果の設定に関しては学校教育法に則って点検しており、現行の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」について、新教育課程に準じるカリキュラムで更なる学習成果を図っていく。

地域創成学科

本学科は平成 30 (2018) 年の学科開設以前から建学の精神に基づいた地域創成学科としての学習成果について議論を進めてきており、現在はアドミッション・ポリシーにもあるように「建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」を基に、地域文化の新しい価値を創造する人物の育成を目指します」と明確に提示している。そしてディプロマ・ポリシーとして「地域社会に貢献できる力」「想像的思考力」「現代社会の多様な課題を解決する能力」「主体的行動力」の 4 つを明示している。これらは、『入学者選抜実施要項』等で内外に表明されている。

本学科の「学びの核」となる専門教育と地域活動の連携は、2 年次の「卒業研究」(選択科目)と「地域創成プロジェクト演習」(必修科目)に集約されている。その学習成果は、「卒業研究」であれば論文・制作系に分かれて年度末に発表会と制作展を開催し、選択科目ではあるが 1 年次の必修科目「地域創成ゼミナールⅡ」において全学生が履修することを奨励し、「仮所属」期間を設けることで 1 年生が 2 年生の卒業研究の成果をより積極的に参照するように努めている。「地域創成プロジェクト演習」も 2 月に実

施される次年度入学生対象のプレカレッジの開催に合わせて発表会を実施し、3 学年が一堂に会すると共に、地域活動でお世話になった多くの方々を招待してコメントを頂くことで将来の地域活動に対してより具体的なイメージが持てるように工夫している。これらの学習成果は、大学のホームページ内のブログ記事として配信されると共に、学科のインスタグラムにも掲載されている。更に学科開設以来、『地域創成学科報告集』として卒業生の出身高校、博物館実習の実習施設、地域創成プロジェクト演習支援先の組織や団体、地域の方々に送付し、公表している。

また本学科の大きな特徴として、令和 2（2020）年 3 月に最初の卒業生を送り出して以来、地域内外への就職ばかりでなく、本学生活科学科をはじめとする 4 年制大学への編入（美術系大学への編入含む）、本学短期大学部専攻科文化学専攻への進学等、多様な進路が展開されている。

専攻科 文化学専攻

専攻科文化学専攻の学習成果は、学士（文学）の学位を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より授与されることである。これまで「認定専攻科」だった時は「学習成果レポート」とこれに関連した記述試験に合格する必要があったが、平成 27（2015）年度より「特例適用専攻科」を受けてからは、最終学年に開設される「学習総まとめ科目」（「文化史総合演習」）の学習成果が学位審査の可否に関わるものとなった。学習成果の評価においては知識力、分析力、論理力、表現力、創造性を指標としている。また「学習総まとめ科目」は演習形態で行われるため、学生の自主的調査能力、歴史研究に必要な史料の価値づけと解釈の正確さ、論理的発言能力が学習成果を図る指標となっている。1 学年に論文の構想発表会、2 学年に中間発表会および最終発表会を実施することで、学士（文学）の学位論文の完成度を高め、その様子を公開している。また論文の概要は、短期大学地域創成学科の『卒業研究の要旨』に別枠を設け掲載し、公表している。

専攻科 幼児教育学専攻

「認定専攻科」である本専攻科では、学士（教育学）の学位を取得するために最終的に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による試験に合格する必要がある。したがってこの試験に合格し、学士（教育学）の学位を授与されることで学習成果を測り、教育目的や教育目標の達成を確認することが可能となる内外への表明は次のように計画している。1 年で「修了研究」の見通しと方向性を確実なものにするため研究の構想発表会を実施する。2 年では研究の中間発表会および最終発表会を実施し、学士（教育学）の学位論文の完成度を高める。これ等の発表会は公開で実施し、最終的に学位論文は幼児教育学科が発行する何らかの媒体で外部にも発表する。令和 6（2024）年度において、I 期生 3 名全員が学位授与機構の最終試験に合格し、「教育学」の学位を取得した。

【区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準Ⅰ-B-3の現状＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、平成26（2014）年度からの導入に際して各学科及び専攻科において、検討され策定されてきた。実際に学生指導を経て、入学から卒業までの2年間の学習成果を確認し、学生の実情を踏まえた検討を経て、修正を重ねてきている。教務委員会では年度初めに、一体的な検討を依頼してきている。

三つの方針を踏まえた教育活動については、ホームページで公開しているシラバスとカリキュラムマップに示される。シラバスには、卒業認定・学位授与の方針との関連が記載され、授業が進められている。カリキュラムマップは、卒業認定・学位授与の方針と関連づけて作成された。いずれも入学者受け入れの方針を受けて作成されたものである。

三つの方針の学内外への表明は、『入学者選抜実施要項』及びホームページで行っている。毎年改訂される『入学者選抜実施要項』の作成において、学生募集・入学委員会で、入学事務・広報部、アドミッション・オフィス、教務部の各部署と連携し一貫性があるかどうか全体像を確認している。

各学科及び専攻科における三つの方針の策定については、以下のとおりである。

健康栄養学科

入学者受け入れの方針では、「学力の三要素」（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）について多面的・総合的に評価する方法として、本学科で学ぶための意欲、基礎学力およびコミュニケーション能力等について示し、教育課程編成・実施の方針では、短期大学士（家政学）に加えて社会の期待に応える栄養士とフードスペシャリストの養成のため、入学から卒業まで効果的な学修が行える本学科の教育課程を示している。卒業認定・学位授与の方針では、短期大学士（家政学）の授与基準として、食や健康に関する理解力、実践力、社会貢献への素養および問題対処力等を示している。そして毎年各期の終わりに学習の到達度を、学科教員全員で協議して作成したディプロマポリシー・ルーブリックで学生に確認させている。このルーブリックは、毎年見直している。

幼児教育学科

入学者受け入れの方針については、「求める学生像」「求める学習の成果」及び「入学者選抜方法と評価のポイント」を明示している。「求める学生像」では、入学前に学習しておくことが期待される内容、「求める学習の成果」では、学力の三要素についてどのような成果を求めるか、また「入学者選抜方法と評価のポイント」では、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのかを明示している。

入学者受入の方針に合致した入学生が、幼児教育に関する専門知識と技術、幅広い

教養を身につけた保育者を育成するため、教育課程編成・実施の方針を策定している。カリキュラムマップの策定をととして卒業認定・学位授与の方針を実現するために必要かつ十分な科目が整備されているかが確認される。また、科目を系統化したナンバリングを整備している。

卒業認定・学位授与の方針では、短期大学士（教育学）の授与を認定することを明記し、教育の質の担保を図っている。また、ディプロマ・ポリシー・ルーブリックを作成し、卒業認定・学位授与の方針をもとに各期における目指すべき学生像を明記すると共に、主任講話、各期初めの集会において学生に提示し、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

以上のことから、三つの方針を関連付けて一体的に定めており、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。また三つの方針は、学科会議などで組織的議論を重ねて策定し毎年確認を行っている。令和 5（2023）年度には 3 ポリシーについて検討し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを改訂し、令和 6(2024)年度より実施した。

地域創成学科

平成 30（2018）年度に開設された地域創成学科は、まず入学者受け入れ方針では、「地域連携教育を中心とした 3 学系の多彩な学び」の特徴を活かして地域の発展に取り組む力を身に付けることを明示している。次に教育課程編成方針では学科の学びの核となる必修の地域活動に関する 3 科目（「地域創成ゼミナールⅠ・Ⅱ」「地域創成プロジェクト演習」と、専門性を追求する「卒業研究」の重要性を掲げると共に、多様な学びの指針となる資格や専門分野に関する 8 つのポイントを提示している。そして短期大学での学びをもって、地域で活用し続ける力を身に付けた学生に学位を授与することを表明している。なお三つの方針を一体的に策定し、毎年ワーキンググループを設置して見直しをしてきたが、学科開設から 7 年が経つことで一定の安定期を迎えたため、三つの方針の見直しの必要性を主任・副主任会議で毎年度初めに検討し、必要に応じて学科会議で検討することとした。

これに従ってⅡ期には、1 年次必修の「地域創成ゼミナールⅡ」において 2 年次必修の「地域創成プロジェクト演習」11 グループの所属決め、及び「卒業研究」（選択科目）の仮所属を全学生対象に行っている。このことにより基準Ⅰ-B-2 にあるように、1 学年の学習成果を振り返りつつ、2 学年への学習意欲を高めさせている。また、各学期末にはディプロマポリシー・ルーブリックを用い、学生個々に半年間の成果を自覚させ、次学期の学習計画を立てるように指導している。

専攻科 文化学専攻

入学者の受け入れの方針では、「人間の生きた証である歴史や文化を体系的に学び、豊かな人間性を培い、幅広く多様な教養を身につけてもらう」ことを表明している。教育課程編成・実施の方針では文化学専攻が「短期大学からの学びをより深め、専門性を高める歴史学・文化学系に特化したカリキュラムを準備しており、短期大学部の学びに専攻科の学習を積み上げることで、より高い学識と学士（文学）の学位を得ることができる」ことを示している。卒業認定・学位授与の方針では「グローバル化する社会的・文化的状況の中で専門性の基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と

個人の価値観、及び現実社会との関係を学びの中で考えてもらう」ことを示している。この三つの方針は有機的に関連付けて作成した。またディプロマポリシー・ルーブリックを作成し、学生に確認させている。

専攻科 幼児教育学専攻

入学者の受け入れの方針では、幼児教育・保育に関する高度な専門性を身につけ、幼児教育学について深く学びたいという強い意志をもち、学士（教育学）の学位取得を目指し、幼児教育・保育の課題を自ら見つけ出し、自ら問題の解決に取り組むことができ、自分の考えを文章や言葉で表現し、他者と協働して幼児教育・保育の理解を深めたい人であることを示している。教育課程編成・実施の方針では、子どもの成長についてより学識を深め、家族支援を含めた子どものケアの方法や地域の保育に関連する実情について学び、学士（教育学）にふさわしい、論文作成能力を培う科目を設けている。こうした専攻科での学びを、短期大学部の学びに更に積み上げることで、より高い学識と学士（教育学）の学位を得ることができることを示している。卒業認定・学位授与の方針では、専門的学識、問題発見・解決力、社会貢献力、キャリア形成力のそれぞれの知識・能力を身につけることを示している。これらの方針は、相互補完的に機能し関連付け作成した。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

これまでの点検から、観点別の項目については概ね整えられているといえる。課題は、学習成果として得られた情報をもとにして議論を行い、学習成果を毎年度点検していくことである。現状において各学科及び専攻科では、その特性に応じて目的を定め、学習成果の発表を行い、資格取得率や就職率等を公表している。これらは毎年同時期に定期的に行われ、教育の効果を点検する情報提供の機会となっている。しかし、限られた勤務時間の中で、これらの情報およびルーブリック等の結果について十分な議論を行う時間を確保できていない状況にある。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

大学・短大共同の自己点検・評価委員会が設置されると共に、「自己点検・評価実施規程」が整備されることで定期的・継続的な自己点検・評価活動が実施されている（備付資料「令和 5 年度 学校法人郡山開成学園組織図」、備付資料「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 自己点検・認証評価委員会規程」、提出資料組 11「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部自己点検・評価実施規程」）。平成 28（2016）年度に 2 回目の一般社団法人短期大学基準協会（JACA）による認証評価を受審し、「適格」評価を取得し、令和 5（2023）年度は、3 回目の認証評価を一般財団法人大学・短期大学基準協会（JACA）により、大学と同年度に並行して受審し、無事に「適格」評価を取得することが出来た。

平成 24（2012）年度より年度当初計画と年度末報告に PDCA サイクルが導入され、5 月の委員による査読ののちにグループウェアで公開している（備付資料「令和 5（2023）年度年度計画書・PDCA 表の提出について（依頼）」）。この年度計画をまとめた PDCA 表は、各学科・専攻、部署、委員会等において中間チェックが義務付けられており、年度末の実施報告の PDCA 表の提出も委員による査読ののちにグループウェアにおいて学内に公開されている。また、自己点検評価報告書は、5 月の連休明けに前年度の最終データを補充・修正した後、自己点検・評価委員会が確認し、7 月に学長に提出することが出来た。その後 8 月末に学長より掲載の許可を得て、最終確認作業が遅れたものの 10 月中頃に、ホームページで一般公開することが出来た。

自己点検・評価活動の総まとめとして、3 月末に附属幼稚園・附属高校を含めた全教職員参加のもとに自己点検報告会が行われており、全教職員の共通理解が深まるように努めている。令和 6（2024）年度は令和 7（2025）年 3 月 27 日に実施された。

附属高校と大学・短期大学は、高大連携活動を可能な限り計画的に実施している。教育内容の情報伝達だけでなく、そこで出た高校側からの疑問点や要望を取り入れ高大連携活動を改善している。また附属高校以外では、6 月に実施される「大学・短期大学部教育内容及び入学者選抜実施方法等説明会」での意見交換や高校訪問時に頂くご意見を共有することで、本学の教育活動を改善している。ここ数年はコロナ感染の影響もあり、従来の規模や方法での説明会や学校訪問が出来なかったが、令和 5（2023）年度からは次第に回復傾向が明瞭となっており、今後の効果的な活用が期待される。

導入から 10 年を経た PDCA 表の質的な向上と実質的な活用を促進するために、ここ数年間に進められてきた中項目を用いた計画のまとめ方や年度当初計画の削除・修正・追記を可能とする新しいルールの設定に続き、令和 3（2020）年度から一般財団法人大学・短期大学基準協会による新しい様式に対応した執筆要項と PDCA 作成マニュアルの改訂を令和 3（2020）年度に続いて実施した。大学と短大が同一認証評価機関での受審となったことに対応して、令和 3（2021）11 月 24 日に「第 3 期 認証評価報告書説明会」を開催し、令和 4（2022）年 12 月 13 日に「第 3 期 認証評価報告書執筆説明会」を開催した。

新型コロナウイルス問題のため令和元（2019）年度の年度末報告会は中止されたが、翌

令和 2(2020)年度から再開した。令和 6 (2024) 年度からは、第 4 期の認証評価に向けて準備を始めている。短大では 8 月 24 日に一般財団法人大学・短期大学基準協会開催の「第 4 期認証評価のオンライン説明会」に委員が参加して見識を深め、9 月の委員会で今後のスケジュールを検討して、令和 8 (2026) 年度からの対応を決定し、令和 7(2025)年度以降の説明会実施を予定するスケジュール案を採択した。このスケジュール案に従って、第 4 期認証評価に向けての準備を進めていくことが今後の課題である。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では、時代が求める高等教育の質を保証する姿勢が、全学的に築かれてきた。授業科目の単位基準は、短期大学設置基準第 7 条第 2 項の規定に則り、下記の通り学則第 9 条第 2 号、第 3 号に定め、学習成果の向上・充実を図っている（規程「郡山女子大学短期大学部学則」）。

2	各授業科目の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学習を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
一	講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
二	実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業時間については、本学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
三	一の授業について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
3	前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して、単位数を定めることができる。

（郡山女子大学短期大学部 学則第 9 条第 2 号、第 3 号）

一、及び二については、短期大学設置基準改正を受け、令和 7(2025)年度から実施する学則の改訂を行った。こうした法令に則った単位基準の上に単位の認定が実施される。本学短期大学部学則第 11 条に、下記のように定められている。

一 授業科目を履修した学生に対しては試験を行い、その成績の評価において単位を認定する。試験は筆記試験及び実技のほか、レポートをもって代えることができる。ただし、実験、実習等の授業科目については、平常の学習成果をもって評価することができる。

(郡山女子大学短期大学部 学則第 11 条)

具体的な単位の認定は、学則第 11 条第 2 項に定められ、成績の評価は成績評価基準によって認定される。評価区分ごとに与えられる GP については、『単位履修の手引き』で示し、年度当初の全体及び学科オリエンテーションでの履修指導などをおして学生に説明を行っている。また、『入学者選抜実施要項』にも記載し、入学志願者への説明も行っている。成績評価基準は、次の通りである。

成績評価基準

評価区分	評価記号と評価内容	付加する GP
100～90 点	S：特に優れた成績	4
89～80 点	A：優れた成績	3
79～70 点	B：努力が必要な成績	2
69～60 点	C：最低限度の成績	1
59～ 0 点	F：否とされた成績	0
N：認定のみの科目（GP の対象とせず）		なし

(令和 6 年度入学生用『単位履修の手引き』5 頁より引用)

GPA は、学習成果を焦点とする査定として定着してきた。教育課程の見直しが毎年行われるが、その都度各学科及び専攻科においてより効果的な活用方法が、学生の実情に応じて検討されている。進級の要件はそのよい例である。下記の表は、令和 6 (2024) 年度入学生から適用された進級要件である。

学 科	進級の要件	
	GPA による基準	最低修得科目
健康栄養学科	1.6 以上	「学生生活と社会Ⅰ・Ⅱ」
幼児教育学科	1.4 以上	なし
地域創成学科	1.4 以上	「学生生活と社会Ⅰ・Ⅱ」「地域創成ゼミナールⅠ・Ⅱ」

(「郡山女子大学短期大学部履修規程」7 頁)

更に、令和 4(2022)年度入学生からは、各学科及び専攻科に卒業要件・学位授与の方針に GPA が導入された。健康栄養学科は GPA1.6 以上、幼児教育学科は 1.5 以上、地域創成学科は 1.4 以上、専攻科は 2.0 以上である。

こうした GPA を査定の手法とした学習成果は、各期の成績通知において明確となる。同時に修学支援新制度の学習要件の確認も各期になされる。進級要件については年度末に「進級要件結果の報告書」が各科から提出され、卒業要件・学位授与の方針は、3 月の短期大学部教授会における卒業判定の基準となる。これらは、査定の手法を定期的に点検するよい機会となっている。

教育の質に関して本学では、一定の一般教養科目の修得を義務付けた上に専門科目を修得することを義務付けている。

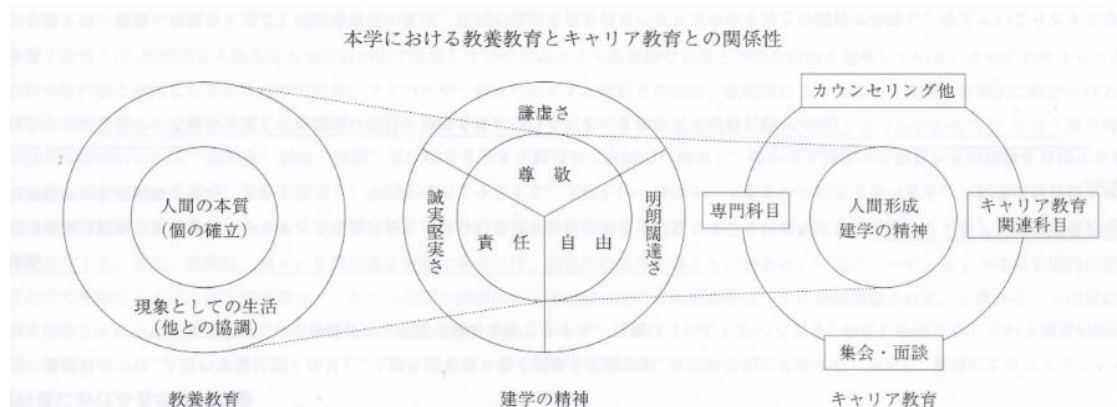
本学を卒業するためには、共通基礎科目十二単位上、専門科目五十単位以上、計六十二単位以上を修得しなければならない。

地域創成学科においては、地域創成学科の教育課程から六十二単位以上を修得しなければならない

(郡山女子大学短期大学部 学則第 10 条)

平成 30 (2018) 年度新設の地域創成学科は、その教育課程内に「生活基礎科目」として共通基礎科目と共通の科目を含んでおり、教養教育と広義のキャリア教育を両輪とする人間形成の教育という本学の特徴をより明確にしている。

本学の教養教育重視の背景には、人間の生活そのものを学びの対象として捉える本学の建学の意図が存在し、これを具体化すべく、共通基礎科目は 6 つの学系（人間学系・生活学系・生活科学系・語学系・健康学系・キャリア系）と「芸術鑑賞講座・教養講座」とで構成されている。以下は体系図である。



(令和 6 年度入学生用『単位履修の手引き』11 頁)

「生活基礎科目」としての一般教養科目の内容や運営については、教養・キャリア教育委員会が定期的に検討を行っており、新しい科目の導入や既存科目の内容変更などの問題が生じた場合は、各学科委員が所属学科の意見を取りまとめ報告すると共に、大学教育改革検討委員会、教務委員会、教職課程推進室、数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会と連携し、必要な対応を行ってきている。

以上みてきた学習成果の達成を図るためには、個々の授業の充実が不可欠である。毎年度シラバス作成時には、関連した法令の変更を受けた教育課程改訂への対応から、担当科目の変更による授業内容の精選が行われる。学生による授業評価アンケートを参照しつつシラバスを作成、授業内容を定期的に検討することとなる。作成の際には、シラバスチェックリストで確認しつつ、教員は、シラバスに「授業の概要」

「達成目標」を明確に記載していく。「成績評価方法」においては、評価基準を 100 点法によって示すことが義務づけられ、評価基準の透明化が図られている。教員はシラバスチェックリストを活用し全てのシラバスが授業支援システム「システムめばえ」で閲覧でき、担当科目と他の科目との関連を確認できるシステムとなっている。

そして学習成果の向上・充実を図るため、組織的に授業内容及び方法の改善を実施している。学内組織である学園教育充実研究会の主催によって、各期の終了時期に学生による授業評価を WEB 上で行っている。質問項目は 15 項目に分かれており、「シラバスは授業理解に役立ちましたか」、「授業の量や質、速度は満足できるものでした

か」等の質問を通して、教員は計画通りの学習成果の達成が図られているか否かを確認することができる。学生による授業評価結果は、授業担当者が各自閲覧し反省の材料としている。また、各学科及び専攻科の主任に結果を伝え、必要がある場合には、授業担当者に対して適宜指導が行われる仕組みを設けている。令和 6（2024）年度も「授業評価アンケート実施規程」に基づき、授業評価アンケートの集計結果をもとに、各学科の学生が参画する FD 活動を実施し、報告書を各学科主任へフィードバックし、更なる教員の授業改善へ役立てている。

以上述べてきたことは、各学科及び専攻科における PDCA サイクルの計画の着眼点となっており、教育の質を検討する仕組みが整備されている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、総務部・教務部等の事務管理部門において常に関連省庁による通知等を確認し、各学科及び専攻科での対応が必要な場合は、主任教授会、短期大学教授会によって伝達と連携が図れる組織体制となっている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

令和 5（2023）年度に短大と共に第三者機関による評価（外部認証評価）を受審し、無事に「適格」評価を得ることが出来たが、次期（第 4 期）の外部認証評価に向けて継続して求められる課題が、PDCA 表の質的な向上と実質的な活用である。自己点検・認証評価委員会の各委員による毎年の査読作業を通して問題点の把握に PDCA 表を活用してきたが、依然として部署によって PDCA の活用にばらつきがあることも現実である。この問題の改善のため、PDCA 表作成用のマニュアルの更新に努めてきたが、令和 6（2024）年度においては、年度末にかけて PDCA に関して「NA」既述のマニュアル説明に齟齬があるという指摘を受けた。前述の部署による PDCA 活用のばらつきや次期外部認証評価に備えるためにも、『「PDCA 表」作成マニュアル』の丁寧な改訂を今後も継続すると共に、より多くの教職員の理解を促すきめ細やかな対応・説明が求められる（「PDCA マニュアル」）。

また、自己点検・評価に高校等の意見を取り入れることに関しては、既存の附属高校との高大連携授業や教育内容説明会、高校訪問といった活動から適宜、問題点の指摘などがあった場合に対応を検討するように努めることで対応している。また自己点検・認証評価の組織が大学・短大、附属高校、幼稚園と別れることにより、新しい形で学園全体の自己点検活動の仕組みを整備する必要がある課題となっている。特に年度末に行われる「自己点検報告会」の実施方法を検討することが急務となったため、令和 6（2024）年度においては、4 月末～7 月までに 5 回の事務局長・高校との三者面談を継続実施し、理事長の了解を得て 10 月に改革案が成立し、12 月 11 日に説明会を実施することで、3 月 27 日に新しい形式での自己点検報告会を実施した（令和 6（2024）年度 自己点検報告会 実施要項）。令和 6 年度の自己点検報告会の実施状況を確認すると共に、次年度以降の継続実施に際して改善の必要がないかを確認する必要がある。こうした課題を念頭に、幼稚園・附属高校と大学・短大、法人事務局との連携を強化していくことが必要である。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価に際して基準Ⅰの行動計画として記述したのは、以下の通りである。

- ① 建学の精神については、従来実施されてきたオリエンテーション時の主任講話や集会のより有効な活用を図るとともに、キャリアデザインⅠにおける授業内容の共通理解を教職員間・学生間で進めることによって、社会の変化や学生の多様化に対応した伝え方を適宜検討する。
- ② 教育の効果については、学科・専攻課程における査定とともに教養・キャリア教育の観点も踏まえた教育活動全般における向上の検討を継続する。また、学習達成度と努力目標についての認識を学生や保護者と共有するために GPA 制度の活用を検討する。更に非常勤講師との連携を強化し、例えばシラバスについて、必要な場合は教務部から修正を求めるよう働きかけていく。
- ③ 自己点検・評価については、全教職員が関与する組織的な活動をより効果的にするために、より丁寧な PDCA 表の策定に関する指導を行うとともに自己点検報告会の実施方法の改善に取り組む。
- ④ 建学の精神に基づいた教育の効果等については、自己点検・評価し、そこから導かれる改善策の立案・実施において、学長・副学長の責任をもったリーダーシップがより効果的に反映される組織運営を検討する。

これを踏まえて、以下に①～④の実施状況を述べる。

- ① 建学の精神は、上述（Ⅰ-A-1）のように、授業だけでなく集会や「方部会」などの各種行事において教員と学生、保護者との間での理解共有が図られている。キャリアデザインⅠの第2回授業では、学園の歴史と共に建学の精神についての解説が行われており、3年毎に授業担当者を中心に検討して更新される授業内容でも継続されている。しかし、前回の認証評価受審後に教養教育・キャリア教育委員会から提示された各学科によるキャリアデザインⅠの授業実施という提案は、各学科の諸事情から軌道には乗らなかった。また一時幼児教育学科の受講者数が半減するなどの問題が生じたが、担当教員と各学科の協力を得て、近年は9割強の履修を確保するまで回復した（詳細は後述のⅡ-A-4 参照）。現在、担当教員数の不足という問題はあるが、幼児教育学科と地域創成学科では事実上の学科教員による授業実施が実現している。
- ② 教育の効果は、上述（Ⅰ-B-3）のように、教養教育とキャリア教育を重視する基本姿勢を踏まえて学科及び専攻科ごとに定められた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や学習成果によって確認されており、教育活動全般における向上の検討を継続してきた。学習成果の査定は、GPA を令和元（2019）年度より進級要件と学習成果評価の指標として採用し、厳格に行われている。前回の認証評価の際に改善の指摘を受けたシラバスの記載のばらつきについては、平成 29（2017）年以降

教務部の作成したマニュアルによる記載方法が徹底され、近年は各学科によるシラバス・チェックが実施されることで専任教員のシラバスの質は向上している（上述のⅠ-C-2 参照）。非常勤講師への指導は完全ではないが、適宜教務部からアドバイスをを行う体制が整備されつつある。

- ③ 自己点検・評価については、上述（Ⅰ-C-1）のように、第3期の認証評価に適応した新しい書式への変更のために、PDCA 表や自己点検・評価報告書の作成に関する説明会が実施され、今回の報告書の作成に至っている。年度末に実施している自己点検報告会は、コロナ禍に適応する工夫をしながら実施してきた。更に令和4年度からはアンケートによって「聞きたい委員会」の報告も加わり、参加者のニーズに応えることで、全教職員が関与する組織的な自己点検活動の一層の改善に努めている。
- ④ 建学の精神に基づいた教育の効果等については、上記のPDCA サイクルを活用した自己点検・評価活動を通して、各学科・部署で継続的な工夫が試みられており、学長・副学長の責任をもったリーダーシップが反映される組織運営が模索されている（詳細は後述のⅣ-B-1 参照）。

（b） 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神についての理解は学内において共有されているが、今後は「学生が多様化する中で、建学の精神についての理解と共有を向上させるための検討を深める」ことが課題としてあげられている。また、コロナ禍でボランティア活動が制限されてきたが、地域とともにある短期大学の使命として「さらなる地域・社会への貢献活動の取組みを図っていく」ことも課題である。これらの課題に対しては、各学科の学外実習の受入れ先や就職アフターケアで企業を訪問した際に意見交換を行い、社会のニーズと教育内容の調和を積極的に図っていくことも重要である。そのため、コロナ対応の変化を踏まえながら、現行の包括連携協定などを有効活用した地域貢献の在り方を進めていく。

教育の効果については、基本的な項目については概ね整えられていると言えるため、「学習成果として得られた情報をもとにして議論を行い、学習成果を点検していくこと」が課題である。また令和2（2020）年度より高等教育修学支援新制度が導入されたこともあり、教育効果の検討の重要性がより高まっている。したがって教育効果の改善計画は、これらの経験から得た具体的な問題について学科及び専攻科が個々に話し合い、学習成果を計画的・組織的に点検できる仕組みを工夫することである。具体的には、令和元（2019）年度より導入した学習成果評価方針と進級要件の運用に関して、三つの方針と関連させて学生の実情から効果的な教育を検討していく必要がある。また、非常勤講師のシラバスについても、必要な場合は教務部から修正を求めるよう働きかけていく。なお、コロナ禍で実施が制限されてきた学習発表の機会を、単にコロナ以前に戻すのではなく、この間のさまざまな工夫を踏まえて実施方法や情報公開の方法などでより進化させていく。

内部の質保証に関する課題は、自己点検・評価活動と教育の質の保証の2点である。まず前者のPDCA 表の質的な向上と実質的な活用については、委員による査読作業が負担となっている現実を踏まえて『「PDCA 表」作成マニュアル』の丁寧な改訂を継続する

と共に、次の第4期認証評価に備えた新しい観点と書式に合わせた準備が始まる。この説明会などを通じて改めてPDCAの活用について実践的な取り組みを共有できる地盤を構築していきたい。また、自己点検・評価に高校等の意見を取り入れることに関しては、既存の方法に加えてはより確実な対応を検討することが望まれるが、まずは附属高校とのより緊密な連携や入学事務・広報部、学生募集委員会などとの意見交換などから具体的な方策を検討した。令和6年(2024)度の自己点検報告会では高等学校や各委員会の発表形態を変更したが、実施状況を確認すると共に今後の継続実施に際しての改善の必要を確認する必要がある。こうした課題を念頭に、幼稚園・附属高校と大学・短大、法人事務局との連携を強化していくことが必要である。

様式6ー基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

「卒業認定・学位授与の方針」は、本学の建学の精神を反映した学則第1条の教育の目的に基づき、同じく学則第4条2、3項の各学科及び専攻科の教育目的を受けて、卒業の要件、成績評価の基準、また各種資格取得の要件を下記のとおり明確に示している。

健康栄養学科

学科の目的に鑑み、本学所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（家政学）の学位を授与します。

1. 食と健康の関わりについて科学的に理解する能力を修得している。
2. 健康的な食生活を実践するための基本的技術が身についている。
3. 食と栄養の専門性を発揮して、サービスの精神に基づいて社会に貢献する素養が身についている。
4. 論理的思考と倫理観によって、食と栄養に関わる諸問題に対処する能力を修得している。
5. 卒業要件を満たし、GPA1.6以上を修めている。

幼児教育学科

幼児教育学科所定の単位を修得し、以下の知識・能力を身につけ、GPA1.5以上の学生に対して卒業を認定し、短期大学士（教育学）の学位を授与します。

教育・保育の本質を理解し、保育者としての専門性を身につけている。専門性とは下記

のとおりである。

1. 教育・保育を総合的に計画して実践できる力を身につけている。
2. 多様な子どもを支援するための方法や技術を身につけている。
3. 教育・保育に関する課題や問題を解決する能力が育っている。
4. 幅広い教養を身につけ他者と関わる力を身につけている。
5. チャイルド・ミュージックコースにおいては、一定水準以上の音楽表現力が身につけている。

地域創成学科

建学の精神に基づく教育目的に従い、以下に掲げる知識や資質を身につけて、所定の単位を修得した GPA1.4 以上の学生に対し、短期大学士（地域創成）の学位を授与します。

1. 身近な生活圏の歴史や文化を理解し、専門教育の実践を通して地域社会に貢献できる力を身につけている。
2. 個々の感性を生かす柔軟で応用力のある創造的思考力を身につけている。
3. 地域社会において柔軟に対応できるコミュニケーション力を活かしながら、現代社会の多様な課題を自らの力で発見し、それらを自らの力で分析し解決する能力を身につけている。
4. 専門的知識を活用しながら論理的に課題を探究し、他者と協調して問題を解決していく主体的行動力を身につけている。

専攻科 文化学専攻

以下にかかげる知識や資質を身につけ、所定の単位を修得した GPA2.0 以上の学生に対して本学が評価を行い、「大学評価・学位授与機構」が審査し、学士（文学）の学位を授与します。

1. 専門的科目において、専門的知識を修得している。
2. 専門的科目において、研究能力が身につけている。
3. 研究課題を適切な歴史学のテーマに設定する知識が身につけている。
4. 研究課題の成果である論文を論理的、創造的にまとめる力が身につけている。
5. 歴史学を専攻する学士（文学）の学位を取得することで、社会教育の充実発展に寄与できる能力が身につけている。

専攻科 幼児教育学専攻

専攻科幼児教育学専攻の所定の単位を修得し、学位授与機構の最終試験に合格し、以下の知識・能力を身につけ、GPA2.0 以上の学生に対して修了を認定し、学士（教育学）の学位を授与します。

1. 専門的学識：社会や保護者のニーズに対応でき、幼児教育・保育に関する高度な専門知識を修得している。
2. 問題発見・解決力：多様化・高度化する幼児教育・保育の課題を自ら見つけ出し、調査・考察などに基づいて、問題を解決する能力を身につけている。
3. 社会貢献力：保育者としての責任のある行動をすることにより、他者と協働して幼児教育・保育の発展に積極的に貢献しようとする意欲・態度を身につけている。
4. キャリア形成力：保育者として教養のある幅広い知識を持ち、生涯にわたって幼児教育・保育への関心・情熱と学習意欲を持続することができる。

このように「卒業認定・学位授与の方針」は、広く地域社会への貢献を視野に入れた人材養成を目指し、各学科及び専攻科の学習成果に対応したものとなっている。

またこの方針は、適宜見直しが行われている。令和元（2019）年度の「学習成果評価方針」の導入時には、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」と一体的に全学で検討を行った。令和2（2020）年度には「学位授与の方針」にGPAを導入するための検討を行い、社会的・国際的に通用する指標であるGPAを明確に記載した現行の方針へと改訂した。令和4（2022）年度入学生から適用し、令和6（2024）年度に最初の学生が卒業した。

年度末には短期大学部教授会で卒業認定の判定会議があり、そこで卒業学年の個々の成績状況、資格や学位取得見込み数などの学習成果が開示される。卒業要件・学位授与の方針のもとで各学科及び専攻科で学習成果として獲得されるような教育活動の結果である。これまでの教育活動の査定をし、また方針の再検討をするよい機会となっている。このような一連のサイクルを定期的に行い、GPAという国際的に取り入れられている指標を用いた客観的な査定を行い、それらを公開していることから、社会的・国際的な通用性に繋がる方針を策定しているといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

「教育課程編成・実施の方針」は、学則第1条の教育の目的に基づき、同じく学則第4条2、3項の各学科及び専攻科の教育目的を受けて、明確に示している。以下に示す「教育課程編成・実施の方針」は、上述（Ⅱ-A-1）の「卒業認定・学位授与の方針」と一定の対応を示すものとなっている。

また短期大学設置基準（第5条・第6条・第7条・第9条・第13条）に則って体系的

に編成された各学科及び専攻科の授業科目が、学習成果に対応していることをわかり易く明示するために、科目にナンバーを付け、カリキュラムマップを作成して教育課程の体系的視覚化を図っている。各学科及び専攻科では、定期的に教育課程の検討を行っており、「卒業認定・学位授与の方針」と対応させて検討を行っている。（2024年4月教務委員会議事録）

以下は、上記の過程を経た上で公表している各学科及び専攻科の「教育課程編成・実施の方針」である。

健康栄養学科

健康栄養学科は、食と栄養に関する専門知識と実践力からなる専門性を発揮して、健康で豊かな生活を営むことができる人間の育成を進めています。この教育目的を果たすため、社会の期待に応える栄養士とフードスペシャリストの養成を教育目標とします。このため、次のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）により、「単位の実質化」に配慮して入学から卒業まで効果的な学習が行えるようカリキュラムを編成しています。

1. 建学の精神と専門科目の理解に必要な共通基礎科目、食と栄養に関する基本的な専門科目を卒業必修科目として開講します。
2. 建学の精神に基づく人格形成と専門の探求のための科目を選択科目として開講します。
3. 栄養士とフードスペシャリストの養成を目標に栄養士課程とフードスペシャリスト課程を設け、必要な科目をそれぞれの課程の必修科目として開講します。
4. 栄養士課程の必修科目で栄養士業務の実務を学ぶ給食論実習Ⅲ（校外実習）には履修要件を設けて、履修する学生のレベルを対外的に保証します。
5. 高等学校までの復習を含む基礎的科目として、基礎自然科学、自然科学（生物）、自然科学（化学）を1年次に必修科目として開講します。
6. 基本的な科目から応用的な科目へと系統的に学べるように開講時期を配置します。
7. 卒業学年の12月に実施されるフードスペシャリスト資格認定試験と栄養士実力認定試験に対応できるよう開講時期を調整します。

幼児教育学科

教育・保育の本質を理解する専門知識と技能、幅広い教養を身につけた保育者を育成するため、以下のような方針に基づきカリキュラムを編成しています。

1. 教育・保育の内容・方法を学ぶ科目を設けます。
2. 教育・保育を総合的に計画・実践するための科目を設けます。
3. 子どもの発達を理解し、子どもの支援について学ぶ科目を設けます。
4. 教育・保育の問題を解決する能力を育成するために「卒業研究」を必修とします。
また、チャイルド・ミュージックコースにおいては、全員ミュージカルを選択します。
5. チャイルド・ミュージックコースにおいては、音楽の専門科目を設けます。

地域創成学科

文化、歴史、芸術、情報などの専門の学修を通して、継続的に社会貢献ができる総合的な人間力を持つ人材の育成を目的とします。そのために、地域社会活動などと連動した実践教育（アクティブ・ラーニング）を行うことで、卒業後、地域社会の一員として活躍で

きるよう、以下の項目を編成しています。

1. 1年次に入門、概論などの専門教育科目を置き、2年次より専門性に特化した専門教育科目を編成します。
2. 「地域創成ゼミナール」「地域創成プロジェクト演習」科目を開設することで、地域社会の創成に力を発揮できる人材を育成します。
3. 2年間の集大成として「卒業研究」などの科目において、自ら問題意識を持って学びを迫及することができる探求力を身につけます。
4. 資格取得に必要な科目の多くは卒業要件の科目としても認められ、効率の良い履修が可能となり、多様な資格と知識・技能の修得を目指せるカリキュラム編成とします。
5. 司書および学芸員補の資格取得に必要な科目を開講します。また専門職員として必要な歴史・文化関連科目を設置して幅広い教養を学修するための専門的な教育プログラムを実施し、知識と実践力を身につけることを目指します。
6. 芸術と人間社会における諸問題との関係を総合的に捉え、新しい社会に対応してアートやデザインの基礎知識や技術を活用できる教育を実施します。
7. ビジネス実務士、情報処理士の資格取得に必要な科目を開講し、社会生活に役立つ情報活用能力を身につけます。
8. 社会福祉主事（任用資格）の資格取得に必要な科目を開講し、ボランティア活動等を通して、専門知識と共に実践的な技能の育成を目指します。

専攻科 文化学専攻

本学専攻科は、学位授与機構が認定した「特例適用専攻科」です。学習総まとめ科目の「文化史総合演習」において、2年間の学習成果が評価され、合格するための専門教育が体系的に学習できるよう教育編成をしています。学位授与機構より学士（文学）の学位を取得することを目指します。

1. 多様な歴史や文化のあり方を認識するために、1年において「文化史概論」を必修とし歴史学の本質を学習します。
2. 学習成果の研究テーマは1年の早い段階に決定し、指導教員のもとで準備を始めます。
3. 研究テーマに関連した授業を中心に選択できるように科目を設置します。
4. 「履修計画書」を学位授与機構に提出し、「文化学総合演習」（必修）において学修・探究成果の小論文を完成し、「成果の要旨」を学位授与機構に提出します。
5. 学芸員課程を修了し、専攻科において学士（文学）を取得することで、学芸員の資格を得られる教育プログラムを編成しています。
6. 日本史、西洋史、考古学、美術史、宗教文化史、女性史など、歴史学を多角的に探求できるカリキュラムを構成し、学芸員の資格取得のための専門的科目を設置します。
7. 専門職につくために、積極的な支援体制を編成しています。

専攻科 幼児教育学専攻

専攻科幼児教育学専攻では、短期大学の教育の基礎の上に、より高度な知識と専門的な技術を教授し、その研究を指導することを目的としてカリキュラムを編成しています。

1. 子どもの知的な成長について、より学識を深めるための科目を設けます。
2. 家族支援を含めた子どものケアの方法について、学べる科目を設けます。
3. 保育内容やその指導法について、実践力を高める演習科目を設けます。
4. 地域の保育に関連する実情について、学べる科目を設けます。
5. 保育に関連した社会の実情について、知見を広げる科目を設けます。
6. 学士（教育学）にふさわしい、論文作成能力を培う科目を設けます。

以上の「教育課程編成・実施の方針」をもとに、各学科および専攻科では、授業科目を編成し履修指導を行っている。年間に修得すべき標準的な単位数は31単位である。また、履修単位数の上限は、健康栄養学科は54単位、幼児教育学科と地域創成学科では58単位と、各学科の学習成果に対応した科目履修の実質化の体制が整っている。成績評価は、学習成果の獲得を短期大学設置基準の該当箇所（第7条・第9条）に従った単位数・授業時間数を厳守しながら、学生に明確な評価基準を明示して実施されている。各教員はシラバスに授業概要、達成目標、予習・復習の内容と目安となる時間、授業時間数に応じた授業内容、成績評価の方法、教科書や参考書、オフィスタイム等を明記している。学生は、シラバスを履修登録時に確認し、授業を受けることが可能である。教員はシラバスに明記した100点法による評価基準を厳守し、学生の学習成果を測定・評価をしている。なお本学は通信による教育を行う学科は設置していない。シラバスの様式の検討、そして記載のチェックは、毎年、教務委員が行っている。

各期の終了時期に実施される学生による授業評価に、「シラバスは授業理解に役立ちましたか」、「授業の量や質、速度は満足できるものでしたか」等の質問があり、教員は、計画通りの学習成果の達成が図られているか否かを確認し、授業の再検討の材料として活用できるようになっている。授業評価の結果は、各学科の責任者である主任に伝えられ、必要がある際には、教員への指導が行われる仕組みとなっている。この授業評価の活用は各学科及び専攻科のPDCAに記載され、定期的な検討をしている。関係法令の変更や学生の学習状況などによる教育課程の見直しは、教務委員会でも毎年6月末を期限にして依頼し、各学科で教育課程の見直しの対応を行っている。【令和6年 第1回教務委員会議事録】

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学は創立以来、建学の精神「尊敬・責任・自由」に基づいて、教養教育とキャリア教育を両輪として女性を対象とする高等教育を継続している。当初は家政科から出発したが、現在では健康栄養学科、幼児教育学科、地域創成学科の三学科、および専攻科二専攻編成となっており、各学科とも専門教育の修得と卒業後の進路を見据えた広義のキャリア教育

の両方に力を入れて取り組んでいる。

現在、本学の教養教育は、教養・キャリア教育委員会が教務部所管の委員会として教務委員会と連携して活動を進めている。委員構成は、大学・短期大学の各学科代表教員と教務部・学生生活部・就職部の代表職員である。

本学における教養教育と広義のキャリア教育の親和性、および専門教育との関係性については、新入生へ毎年配布する『単位履修の手引き』に「本学における教養教育とキャリア教育の関係性」の図を明示している（Ⅰ-C-2 参照）。

教養教育の効果を測定・評価するために、毎学期に実施される各授業評価アンケート結果を授業担当者が熟読し、次年度の改善に取り組んでいる内容を、年度末 3 月中旬に提出する「ティーチング・ポートフォリオ」に記載している。なお「キャリアデザインⅠ」では、第 1 回と第 15 回の授業時にテキストに綴じてある「自己評価票（初回版）」と「自己評価票（最終回版）」に各自記入し、担当教員がそれを見て授業効果を確認している。

現在、教養・キャリア教育委員会は、本学の教養科目にあたる共通基礎科目（地域創成学科では、この一部を生活基礎科目として開講）のカリキュラム検討を中心に、教務委員会、芸術鑑賞講座・教養講座委員会、学園教育充実研究会、国際交流・生涯学習委員会などと緊密な連携を取りながら、授業評価アンケート実施への協力、「キャリアデザインⅠ」テキストへの関連情報の掲載など、よりよい本学の教養教育の発展に努めている。

本学の教養教育の特色は下記の(1)～(11)の通りである。

(1) 共通基礎科目（地域創成学科では生活基礎科目）の多彩な展開

健康栄養学科と幼児教育学科では、「共通基礎科目」として必修の宗教学を含む「人間学系」3 科目、「生活学系」3 科目、「生活科学系」4 科目、「語学系」3 科目、「健康学系」2 科目、「キャリア系」3 科目、「特別科目」2 科目の計 20 科目を設置している。地域創成学科では、名称を「生活基礎科目」として上記 2 学科と共通する科目が 8 科目、その他に 7 科目の計 15 科目と独自の構成をしている。上記の中には、3 学科共通で令和 2（2020）年度から加わった「数理・データサイエンス基礎」が含まれている。

また、本学の特徴の一つとして「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ」（卒業必修、1 年通年）「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ」（卒業必修・2 年通年）があるが、令和 6（2024）年度入学生から「学生生活と社会」Ⅰ～Ⅳと名称変更および各 1 単位を特別科目として認めることとした。これまで実施されていた教養講座や芸術鑑賞講座もこれに含まれる。令和 6（2024）年度は教養講座 3 回、芸術鑑賞講座 3 回の計 6 回の開催であった。今後も感性を磨き豊かな人間性を育成し幅広い教養を身につける教育はこの科目内に包含され続けることになる。教養講座や芸術鑑賞講座は、鑑賞・聴講後には必ず感想文を提出しアドバイザーが確認の上で 2 週間以内に教務部へ提出し、その後全感想文を講座責任者が読み、確認印を押し、後日返却している。芸術鑑賞講座・教養講座の企画内容については、芸術鑑賞講座・教養講座委員会が適宜検討し企画実行している。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」のキャリア関連科目も本学の教養教育の特徴的な科目であるが、これについては基準Ⅱ-A-4 で詳述する。

(2) 単位互換制度

郡山女子大学家政学部をはじめ、放送大学（福島学習センター）、県内 16 大学・短期大学間での単位互換制度があり、そこで修得した単位は共通基礎科目（地域創成学科は生活

基礎科目)の単位に換算される規定がある。しかし、受講生は令和元(2019)年度以降いない。

また単位互換制度の活用とは異なるが、専攻科では、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の規定に従って、本学家政学部生活科学科と放送大学の授業を正規カリキュラムの一部に組み込むことで学位(学士)取得に必要な条件を満たすようになっている。

(3) 授業評価アンケートの実施

特別科目を除く共通基礎科目も専門科目と同様に授業評価アンケートを行い、その結果を担当教員が確認し次年度の授業改善に役立てている。

(4) 展示教育

記念講堂入口や廊下、ネーチャードーム等の様々な場所に絵画や彫刻等が展示されているが、これらは創立者の考えに基づくものであり、感性を磨き創造性を養う教育の一環を担っている。一つの建物に美術品を収蔵するのではなく、学びの場、生活の場に美術品を常設することで学生の品性を高める無言の教育となっている。図書館1階にある生活文化博物館(旧風俗美術館)で、等身大の人形から服装史を学ぶこともできる。

また上述のネーチャードームは、創立者関口富左が学生の思索の場として創学館の南端に建てた円塔であり、五層の吹き抜けとなっている内部には内壁に沿った螺旋回廊をギャラリーとして活用している。天井中央から設置された<フーコー振り子>は、天井のステンドグラスから漏れる柔らかい光と共に静かな空間を作り出しており、落ち着いて物を考え、自然の摂理を学ぶことが出来る。外壁に掲げられた「自然を凝視めて師としよう」は、建学の精神と深く結びついた創立者の座右の銘である。

さらに62年館の廊下、教室側壁面に設置されている展示ケース内の民俗資料類は、平成29(2017)年度後期に旧文化学科の博物館展示論の授業でリニューアルされた。このように学内の展示の一部は、実際の教育活動にも活用されている。

(5) 図書館

図書館の蔵書は衣食住や福祉・教育の専門書のほか、美術、音楽、歴史等、幅広い分野の著作物を備えている。さらに歴代の教員が寄贈した書籍が多いのも本学図書館の特徴であり「宮沢賢治文庫」や、文庫・新書本の「石田宏寿文庫」、日本史の「竹川文庫」、中国思想の「秋月文庫」等は貴重である。また図書館による揭示教育があり、古今の名著から選び抜いた「今週の言葉」または「今月の言葉」が図書館入り口をはじめ学内数カ所に揭示され定期的に入れ替えられている。

また図書館1階にある「生活文化博物館」は、令和4(2022)年度に名称が「風俗美術館」から変更された。日本古代から江戸末期までの服飾史に関する展示物を引き継ぎながら学内にある多様な資料を加えて幅広い日本の文化に関連する資料を展示することとした。本博物館は、地域創成学科の学芸員課程履修学生の実践的教育施設として、また学生・生徒・園児の教養教育の場として活用するとともに、一般公開も行っている。

(6) 生活文化博物館

図書館1階にある「生活文化博物館」は、令和4(2022)年度に名称が「風俗美術館」から変更され、令和5(2023)年10月4日に博物館登録を受け、令和6(2024)年5月に文化庁からJAPAN MUSEUMのプレートを送られた。日本古代から江戸末期までの服飾史に関する展示物を引き継ぎながら、学内にある多様な資料を加えて幅広い日本の文化に関連す

る資料を展示することとした。本博物館は、生活科学科の被服関係、地域創成学科の学芸員課程履修学生の実践的教育施設として、また学生・生徒・園児の教養教育の場として活用するとともに、一般公開も行い、令和 6(2024)年度の入館者数は 1100 名を越えた(2025 年 1 月現在、1135 名)。

(7) スポーツ栄養研究所

スポーツ栄養研究所は健康科学の一分野である「スポーツ栄養(学)」を学修・研究する機会を提供する場であると考えている。本学の「管理栄養士課程」の学生に健康維持におけるスポーツ(運動)と食事・栄養の重要性をより深く理解してもらうことを目的としている。

(8) 環境問題への取組み・学生へのエコ教育

教養教育の一つとして環境教育にも力を入れている。長年に渡り風力発電や太陽光発電に取り組みエコ活動を積極的に実施しており、平成 16(2004)年から環境省のエコアクション 21 に認定されている(登録番号 0000091、2025.3.23 まで有効)。令和元(2019)年まで管財部主体で eco 検定(東京商工会議所)対策講座を実施したが、令和 2(2020)年以降はコロナ禍により中止した。一方、東日本大震災以降、津波で流出した森林面積を取り戻すため、平成 28(2016)年から日本環境協会が主体となって開始した活動「ドングリプロジェクト(福島ふれあいの森)」を令和 3(2021)年度から本学がメインになり実施している(環境委員会・ナチュラルライフスタイル部学生と教員)。活動内容はドングリの木の裾枝払い等であり令和 5(2023)年度も実施した。その他、令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度は、ふくしま SDGs プラットフォーム(福島県)でのブース出展や、郡山市熱海町に所有する教育林・石筵開成の杜で自然観察会を実施、間伐材からコースターを作るなどした。

(9) 各学科学習成果の発表と地域貢献

例年、もみじ会をはじめ各学科・専攻の卒業研究発表会、展示会、幼児教育学科の卒業研究発表会、地域創成学科の地域創成プロジェクト演習発表会等、各学科の学習成果を発表する機会を多く設けている。

まず学習成果の地域への発表の場となるもみじ会は、令和 2(2020)～令和 3(2021)年度はコロナ感染防止対策をとって行われた。この 2 年は各学科が発表内容を動画にまとめホームページにアップする形で公開し、入場は在学生と附属高校生等に制限された。令和 4(2022)年度は引き続き感染対策の上で一般公開し令和 5(2023)年度からコロナ禍前に戻り一般公開し、令和 6(2024)年度も通常開催した。

次に各学科・専攻の学習成果の発表について詳述する。

健康栄養学科の前身である家政科食物栄養専攻時代の学生サークル「めばえ食堂」が平成 28(2016)年 9 月からイオン系スーパー(郡山フェスタ店)と協力して商品開発に取り組み、平成 29(2017)年 2 月には女子大生の考案したお弁当の発売を実施した。この「めばえ食堂」は、平成 30(2018)年に学科名称を健康栄養学科と変更した後も活動を継続している。同年 4 月には国土観光株式会社とコラボし、猪苗代湖志田浜にある C A F E L U K E(カフェ・ルーク)のメニューを考案した。更に本学が協定を結んでいる葛尾村の復興活動支援にも参加し平成 29(2017)年からあぜりあ市、盆踊り、かつらお恵みの感謝祭(元かつらお感謝祭)等のイベントにおいて葛尾村の特産品である凍み餅を利用した試作品の

紹介を行っている。令和 6（2024）年度には、本学が協定を結ぶ小野町で開催された「おのまち健康まつり 2024」に協力し、発酵食品を使用した菓子を紹介した。幼児教育学科では旧来の「劇とあそびのつどい」は令和 5（2023）年度から「卒業研究発表会」として開催することになった。今年度は、12 月に「一般公開 研究論文発表」、「卒業研究発表会 2024 幼教キッズフェスティバル」を開催し、約 500 名の来場があった。地域創成学科では令和元（2019）年度、旧文化学科で実施していた東北歴史博物館（宮城県多賀城市）、大安場史跡公園（福島県郡山市）、会津若松市歴史資料センター「まなべこ」の 3 会場での「発掘ガール展」を継続して開催した。令和 2（2020）～令和 3（2021）年度はコロナ感染拡大防止の感染対策をした上で会津若松市の「まなべこ」と大安場史跡公園ガイダンス施設で「発掘ガール展」の展示を実施、令和 4（2022）年度は「須賀川市歴史民俗資料館（長沼）」と「大安場史跡公園」、本学「生活文化博物館」で学生による解説会も実施した。令和 5（2023）年度は、大安場史跡公園ガイダンス施設で「発掘ガール展」の展示を実施し、令和 6（2024）年度も継続実施した。卒業研究発表会は、令和 2（2020）年度は 2 年生の発表会場と 1 年生の聴講会場を別にしてオンラインで結ぶなど感染対策をした上で開催、令和 4（2022）年度以降は期末試験期間の最後に 2 年生の論文系卒論選択者が発表し 1, 2 年生が聴いた。制作系の卒業制作展は建学記念講堂ロビーで令和 4（2022）年度以降、2 月上旬に一週間程度の会期で実施、令和 6（2024）年度も令和 7（2025）年 2 月 11 日～17 日に実施した。更に地域創成プロジェクト演習年度末成果発表会は、令和 2（2020）～令和 3（2021）年度はコロナ感染防止のため 2 年生のみ集まり 1 年生は後日動画視聴をしたが、令和 4（2022）年度以降は 2 月に記念講堂大ホールで 1, 2 年生とプレカレッジ参加高校生（入学予定者の一部約 60 名）を前に、2 年生が活動成果をパワーポイントにまとめてプレゼンテーションした。さらに令和 5（2023）年度からは、1 期生の成果報告会以来 3 年ぶりに各プロジェクトでお世話になった外部関係者数名をお迎えし、建学記念講堂小ホールで成果発表を行っている（提出資料『地域創成学科報告集』第 6 集）。

（10）国際交流における「個の確立」と「他との協調」

平成 7（1995）年に姉妹校の締結をしたハワイ大学コミュニティーカレッジとは、平成 25（2013）年に元総長の津野田・ジョイス・幸子氏の講演を実施する等、交流が続いている。平成 26（2014）年の夏には「グローバル・レディ育成研修ツアー in ハワイ」を実施し、7 名の学生がマウイ島でのホームステイと、ハワイ大学カピオラニコミュニティーカレッジでの語学研修を受講した。平成 27（2015）年度は参加人数が集まらずに実施できなかったが、この企画は生涯学習・国際交流委員会が中心になり、継続実施に向けて全学に呼びかけ、平成 28（2016）年度～平成 30（2018）年度まで継続実施した。

令和元（2019）年度は自然災害等の影響も重なり実施できず、令和 2（2020）～令和 5（2023）年度はコロナ禍の影響で実施を見送った。

国際交流語学講座は、平成 14（2002）年度前期より「国際交流特別講座」として学生だけではなく地域の方々にも向けて国際交流推進委員会が開講を進めた。当初は、英語・中国語・日本語講座を専門の教員が担当し、後には韓国語講座を開講するなど時代のニーズに応じた講座を開講している。令和 5（2023）年度までは、「国際交流語学講座」と名称を変え、生涯学習・国際交流委員会が中心となって、英語（初級・中級）・中国語を開講した。令和元（2019）年度は前期 31 名、後期 29 名が受講した。令和 2（2020）年度～令和 4（2022）

年度はコロナ感染防止の観点から講座を開講せず、令和 5(2023)年度は小規模に開講、令和 6(2024)年度は通常開講した。

(11) アクティブ・ラーニングの導入

学内 3 ヲ所（図書館 3 階に No.1、62 年館 2 階に No.2、家政学館 1 階に No.3）に、ラーニング・コモンズ室が設置されており授業での活用を図っている。No.1 と No.2 は椅子と机の配置を自由に変えられるため、グループ同士の話し合いや、プロジェクト活動などで使用することが多い。また学内のビブリオバトル会場としてもラーニング・コモンズ室を使用し、机と椅子を放射状に並べ聴衆が聞きやすい状況を作るなどの工夫をしている。

基礎学力向上と就職試験対策（SPI）として、平成 31（2019）年度から e ラーニング教材システム「めばえドリル」活用を地域創成学科から試行的に開始し、令和 2（2020）年度から専攻科・健康栄養学科、令和 3（2021）年度からは幼児教育学科の学生も活用することとなり、大学と共に全学生が登録し活用できる状況に至った。

更に就職試験対策（SPI）への要望の高まりを重視した就職部と連携して、大学・短期大学全学科学生が e ラーニング教材システム「めばえドリル」の積極的活用を進めるため、令和 4（2022）年と令和 5(2023)年度は新年度初めに新入生へ「めばえドリルとは」と「めばえドリル SPI とは」の 2 種類のリーフレットを配布し、6 月 14 日に株式会社ラインズ社と教室をオンラインで結び教員対象研修会（FD 研修会）を開催した（参加者 19 名）。実施後、研修会動画をシステムめばえのリンク集に掲載し、随時視聴できるようにした。令和 6(2024)年度は上記 2 種類のリーフレット配布を 4 月に実施したが、研修会は隔年開催と委員会で決定し実施せず適宜アドバイザーから質問を受けた際に利用法を説明した。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

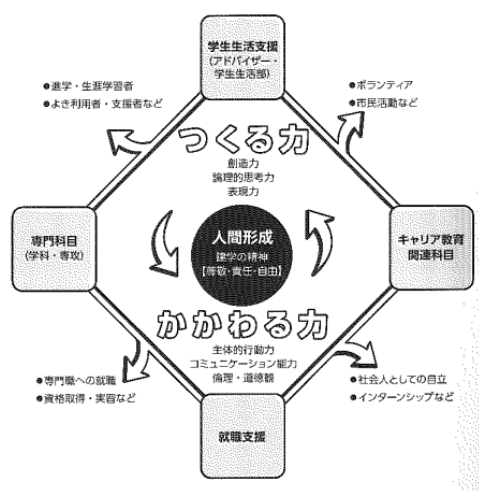
「キャリア教育基本方針」を平成 23（2011）年に定め、大学・短期大学の教職員が一体となって学生各自が大学教育と社会生活をより円滑に連動できるように職業教育を視野に入れたキャリア教育実施体制の整備を進めてきた。平成 27（2015）年からは、上述の（Ⅱ-A-3）教養・キャリア教育委員会を中心として、各学科・専攻科、就職部・学生生活部・教務部が連携して広義のキャリア教育を推進している。

基本方針は「本学のキャリア教育は、建学の精神と不可分に結びついた総合的な人間形成教育であり、人間らしく充実した毎日を送るための基礎力を育てると共に、専門的な知識を身に付けることによって社会の中で各自が独自の役割を果たせる環境づくりを支援するものである」ということであり、「つくる力」と「かかわる力」の育成に努めることを掲げている。「つくる力」とは、創造力、論理的思考力、表現力を指し、「かかわる力」とは、主体的行動力、コミュニケーション能力、倫理・道徳観を指している。

これらの基礎的な力を入学から卒業迄の期間に修得するため、本学では上記の図のように4つの柱を設定し各部門連携して実施している（専門科目の修得は学科専攻、学生生活支援は学生生活部、就職支援は就職部、キャリア教育関連科目は教養・キャリア教育委員会が主導し原則各学科教員が選出され担当する）。キャリア教育関連科目は「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ（インターンシップ、同事前事後指導を含む）」の二科目である。以上の通り、学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るため、上記のように実施体制を明確に定め組織的体系的に取り組んでいる。

職業教育の効果を測定・評価するという点については、「キャリアデザインⅠ」テキストの第1回と第15回に自己評価記入欄を設けてあり授業時間内に記入させ、第15回では、授業開始時との違いを各自が見比べ自己評価するように求め、授業担当者も受講生の学習理解度の伸びしるを測り自身の授業展開を振り返るようにしている。

改善については、授業評価アンケートの結果について授業担当者が会議を開き話し合う場を設け授業改善に取り組んでおり、5年に1度はテキストを見直し改訂版を出版している。



郡山女子大学のキャリア教育の全体像（『創立70年学園史』247）

(1)各学科及び専攻科の専門科目に基づく職業への接続の具体的な取組みとその改善

健康栄養学科

本学科は、学則に定められた教育目的に従い、厚生労働省指定の栄養士養成施設ならびに公益社団法人日本フードスペシャリスト協会認定の養成機関として、それぞれ資格課程を設け、栄養士およびフードスペシャリストを養成している。栄養士免許は、栄養士課程で免許に必要な科目を修得して卒業し、都道府県知事に申請することで取得できる。フードスペシャリスト資格は、同課程で資格に必要な科目の単位を修得して資格認定試験に合格し、卒業することにより取得できる。本学科では、「入学者受け入れの方針」に定めているように「食と栄養に関する豊かな知識と確かな技術を通して、これからの社会に貢献できる栄養士とフードスペシャリストの養成」を目指している。

教育の効果を評価する指標としては、栄養士課程では、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が実施している栄養士実力認定試験の結果が挙げられる。栄養士免許取得見込の

2年生全員に認定試験を受験させ、学習の到達度を把握すると共に、栄養士課程に必修の授業「栄養士特論（1単位）」を設けて、実力認定試験の対策を行っている。更に令和元（2019）年度からは日頃の学習習慣の定着と学力水準の向上を目指し、各学年の専門科目履修状況に合わせて、学んだ知識を確かなものにすることを目的として全学生を対象に補習授業を行っている。フードスペシャリスト課程では、資格認定試験の合格者数と合格率が考えられる。合格率の向上のために、同課程履修者には、必修科目「フードスペシャリスト特論（1単位）」を設けて履修させるとともに、履修者を対象に補習授業を行っている。

資格取得の状況について

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
卒業者数	29	36	32	37	45
栄養士免許	28	30	31	35	41
取得割合（％）	96.6	83.3	96.9	94.6	91.1
フードスペシャリスト資格	23	17	20	12	13
取得割合（％）	79.3	47.2	62.5	32.4	28.9

また、職業教育を担う教員の資質向上のために、一般社団法人全国栄養士養成施設協会および公益社団法人日本フードスペシャリスト協会が実施している各研修会に教員を派遣している。派遣に必要な経費は、学科予算に計上して確保している。

加えて、全国栄養士養成施設協会は栄養士実力認定試験実施に当たって、出題問題を広く養成施設教員に募集している。日頃の授業実施内容の妥当性の確認、教授者としての自己研鑽を兼ね、助手も含め学科教員全員が、この問題募集に応募している。出題される85問のうち総合問題の5問を除いた80問が募集問題対象科目であり、令和2年は2名、令和3年は2名、令和4年は3名、令和5年は5名、令和6年は4名の作成した問題が採用されている。今後も継続する。

卒業後にはより多くの学生が栄養士やフードスペシャリストという専門資格を活かした専門業種・専門職種で就職するよう目指している。なお、栄養士の職種としての就職率は、令和2（2020）年度66％、令和3（2021）年度50％、令和4（2022）年度は58％、令和5（2023）年度は75％、令和6（2024）年度は58％である。

本学科においては、栄養士課程とフードスペシャリスト課程の学習をするにあたっては高校で学ぶ「生物」と「化学」の知識が必要であるが、高校では履修していない学生も入学している。このため、「自然科学（生物）」2単位と「自然科学（化学）」2単位を共通基礎科目として開講し、高校までの学習の復習も含めて栄養士やフードスペシャリストに必要な基礎知識を教えている。これらの科目は高校で生物と化学を既修の学生にも復習のよい機会となっている。さらに「基礎自然科学」を専門科目として開講し、必修科目として1年次学生全員に受講させ献立作成・栄養価計算に欠かせない基礎的な数の取り扱いや基本的な四則計算について基礎に立ち返り学ぶ機会としている。

しかし、栄養士免許やフードスペシャリスト資格を取得できずに卒業する者も毎年いる。これは、令和元（2019）年度入学生から適用された進級要件の一つである GPA1.6 以上と

「給食論実習Ⅲ」履修要件1年次のGPAが2.0以上を学習不足のために満たすことができないこと、また栄養士の必修科目の単位が取得できないことやフードスペシャリスト資格認定試験に合格できないことが原因である。しかしながらそういった卒業生のための学び直し（リカレント）の場として、単位未修得科目を卒業後に科目等履修生として履修することが可能である。この制度を利用して卒業後に必要な科目の単位を科目等履修生として修得し、資格を取得する者もいる。また、栄養士実力認定試験で認定C（栄養士としての知識・技能が不十分で、さらに研鑽を必要とする者）を受ける学生も若干名いるが、**令和元年（2019）年の補習授業導入後は良い評価を得る学生が増えてきている。令和6（2024）年度においては、認定Cを受けた学生はいなかった。今後も学習水準の向上をさらに図っていくことが必要と考えている。**

幼児教育学科

乳幼児や児童の健やかな成長発達を援助する保育者（幼稚園教諭・保育士）の養成を目的とする本学科の職業教育は、免許、資格にかかわる専門職への就職のための支援である。本学科では、幼児教育コースとチャイルド・ミュージックコースの2コースを設置しており、両コースにおいて幼稚園教育課程・保育士課程の二つの免許・資格課程を設置している。またチャイルド・ミュージックコースにおいては、上記の二つの免許・資格課程の他に、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格課程（科目名「リトミック」）を設置している。

本学科は短期大学設置基準第5条2項に基づき、幼児教育・保育に関わる専門職として必要な知識や技能の修得および資格取得に関わる科目である専門科目と、幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした教養科目である共通基礎科目をカリキュラム・ポリシーに則り教育課程を編成している。これらの教育課程により、職業又は実社会に必要な能力を育成し、女性としての教養と幅広く深い人間的教養及び総合的な判断力を培っている。

教職課程（幼稚園教諭二種免許状）・保育士課程共にそのほとんどの科目が、免許・資格両方、またはどちらか一方が必修となっているため、学生個人がキャリア形成のための独自のカリキュラムを作成することは困難な状況である。しかし学生の専門的資質を高めるため、学科として独自の取り組みも実施している。

その一つ目は、基礎技能を含めた表現系の選択科目を多様に設け、各自選択の幅を広げている。これらは、演習科目として通年2単位、または半期1単位ではあるが、保育者として実践的なスキルを身に付けるための科目として設置し、学生が2年間にわたって継続的に学ぶ環境を整えている。

二つ目として、各免許・資格の必修科目としての教育実習・保育実習は、全教員による巡回指導訪問を実施し、学科会議において報告を行っている。学科教員全員が問題点や次年度への取り組み課題等を共有することにより、各教員の授業が職業人教育に繋がるような工夫をしている。このことは、県内での保育所・施設における本学実習生への評価が本学科の職業教育の在り方として評価されるとも言えよう。

三つ目として、授業の一環としてのフィールドワークの実施である。これは学内で学んだ自然保育系や表現系の内容を実際に子どもの前で実践し交流してくるというものであり、学生には貴重な体験となっている。

幼児教育学科の資格取得状況

資格名称	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	履修者	取得者	履修者	取得者	履修者	取得者	履修者	取得者	履修者	取得者
幼稚園二種	145	133	142	129	138	136	98	96	79	72
保育士資格	138	128	134	130	133	131	100	94	75	74

チャイルド・ミュージックコースにおける「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格1・2級」については、本コースがスタートし1期生が卒業した令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで、100%の取得率である。

学生の修学目的意識は非常に明確で、目的成就に向けて努力する学生も多いが、近年人間関係等々の問題を抱え、学習意欲の低下・登校不能などの学生も見受けられてきた。上記表にも示されているように、毎年若干名の学生が免許・資格を取らずに卒業している。このことは、成績が振るわず資格必修科目が合格に至らないことや進路変更等によるものである。また震災後特に各家庭の経済状況は厳しくなっており、アルバイトのため空きコマに自学自習をする時間的、精神的余裕がない学生も見られる。

令和6（2024）年度においては、幼稚園二種免許状取得者が79名中72名であり91.1%保育士資格においては98.6%という高い資格取得率を上げることができた。これは過去の資格取得データや学生の学習状況、生活状況を把握し、1年生が受講するキャリアデザインⅠの中で実施するQUテストを用いた学生のクラス適応や学校適応を支援した学科運営、アドバイザーや学科教員が一丸となって職業教育の効果を測定し、評価し、改善に取り組んできた結果である。

また「子ども子育て支援新制度」にも提示されているように、地域ぐるみで子育てを支援していこうという社会の動向ではあるが、実際には保育者に対する処遇は決して改善されているとは言えず、そのことが離職率の高さにも繋がっており、潜在保育者の数を増加させている。本学においても専門職への求人件数は多く、地域からは公立保育所をはじめ、認可・認可外保育所、あるいは私立幼稚園から多くの求人はあるが、まず処遇の改善がなされ、卒業後も専門職を生かしたキャリア形成を持続可能な社会が望まれる。

地域創成学科

地域創成学科は、三つの学系（文化・歴史系、アート&デザイン系、ビジネス・情報系）の融合により、複合的かつ横断的な専門性の養成を目指している。司書、学芸員補（任用資格）、情報処理士、社会福祉主事（任用資格）の4つに加えて、令和4（2022）年度より「ビジネス実務士」を加えた5つの資格が該当科目を履修することにより修得可能となった。また、色彩士検定、Illustratorクリエイター能力認定試験、Photoshopクリエイター能力認定試験の受験に対する支援体制もある。

資格取得状況は、下記の表のとおりである。取得率は、年々上昇している。多様な学びを特徴とする本学科の学生の進路は様々であるが、地域で活躍できる人材の育成を目指して2年間の学びを卒業後に繋げる目的から、広義のキャリア教育として1年次Ⅰ期に学科教員の担当する「キャリアデザインⅠ」とアドバイザーが担当する「基礎学力トレーニング」を全学生が履修することで、短期大学での学びにスムーズに馴染めるように支援すると共に、就職や進学といった進路を多面的に考える機会を提示することで学生各自が自身

のキャラを積極的に考える環境整備に努めている。また「ビジネスマナー」と「ビジネスホスピタリティ」（ビジネス実務士必修）の科目は、少なくともどちらか一つは履修するように指導している。

地域創成学科の資格取得状況

年度 資格名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	履修者	取得者 (取得率%)	履修者	取得者 (取得率%)	履修者	取得者 (取得率%)	履修者	取得者 (取得率%)
司書	31	30 (96%)	34	31 (91%)	37	33 (89%)	28	26 (93%)
学芸員補 (任用)	16	15 (93%)	20	17 (85%)	23	20 (87%)	19	17 (89%)
情報処理士	54	54 (100%)	55	55 (100%)	54	54 (100%)	50	50 (100%)
ビジネス実務士			31	31 (100%)	37	37 (100%)	35	35 (100%)
社会福祉主事 (任用)	51	51 (100%)	38	38 (100%)	29	29 (100%)	24	24 (100%)

また、基礎学力の向上と学びのモチベーションアップ、就職活動に際しての自信を培う目的から令和元（2019）年度から e ラーニング教材システム「めばえドリル」を積極的に取り入れている。2 期生の「入学前教育」から「めばえドリル 1 基礎編」を課題として取り組ませ、1 年次 I 期の「基礎学力トレーニング」で「めばえドリル 2 応用編」「めばえドリル SPI」を教材として活用し、3 回の就職模試を全員が受験するようにしている。年々多くの学生が「めばえドリル 1 基礎編」5 科目を 100 点満点、「めばえドリル 2 応用編」5 科目を 80 点以上という目標を達成するようになって来ており、Ⅱ期・Ⅲ期の本格的な就職活動の開始後も継続して「めばえドリル」を活用する学生も増大してきている。

しかし、資格を活かして専門職に就く例は多いとは言えない。司書資格採用は、令和元（2019）年度は桜の聖母短期大学図書館司書に 1 名、本宮市内の図書館司書に 2 名の計 3 名、令和 3（2021）年度は郡山市立安積第三小学校司書の 1 名、令和 4（2022）年度は南相馬市 2 名、山形県新庄市 1 名の計 3 名、令和 5（2023）年度は 2 名（白河市役所臨時白河市立第五小学校他、白河市大信図書館）だった。令和 6（2024）年度は、残念ながら司書の採用者はいなかった。

学芸員補の資格では、令和 2（2020）年度と令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度は郡山市ふれあい科学館スペースパークに各 1 名の就職に留まった。また資格を活かした専門職への就職には公務員試験に合格する必要がある場合が多いが、入学時点で公務員受験を志しながらも実際に受験して合格する数は非常に限られているのが現実である。令和 3（2021）年度は 3 名（三春町役場、さいたま市役所、西会津町役場）の公務員合格者を出したが、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度は合格者がおらず、令和 6（2024）年度は久々に須賀川市で 1 名の採用があった。

情報処理士資格取得者は令和 6（2024）年度は 50 名（前年 54 名）、ビジネス実務士は 35 名

(前年 37 名)だった。令和 6 (2024) 年度の就職状況は、一般事務・総合職への就職が 28 名 (前年比 26 名)、IT エンジニア 3 名、金融業が 6 名であり、前年に続いて情報処理士・ビジネス実務士の資格が役立っていると考えられる。社会福祉主事 (任用資格) 資格取得者は 24 名 (前年比 29 名) と減少したが、その資格が役立つ職場への就職は介護員 1 名、医療法人の一般事務 2 名であった。また本学生活科学科社会福祉専攻 3 年次編入が 1 名、郡山健康科学専門学校介護福祉学科に 1 名が進学している。アート&デザイン系を中心に学んだ学生達からは、グラフィックデザイナーに 1 名が就職した。

令和 5 (2023) 年度の進学は、本学専攻科文化学専攻 9 名 (前年 8 名)、他大学 3 年次編入 2 名 (前年 2 名) であり、上記の本学生活科学科社会福祉専攻以外では女子美術大学アートデザイン表現学科である。

令和 6 (2024) 年度の進学は、本学専攻科文化学専攻 9 名 (前年 8 名)、4 年制大学 3 年次編入 2 名 (前年 2 名) であり、上記の本学生活科学科社会福祉専攻以外では女子美術大学アートデザイン表現学科である。

専攻科文化学専攻

文化学専攻の学生については、現在は地域創成学科出身の学生が進学者の大半を占めるが、文化学科時代には家政科食物栄養専攻・幼児教育学科・生活芸術科からの進学者も受け入れている。学士 (文学) の学位を取得することで、短期大学で取得した学芸員補の資格が学芸員資格となる。歴史系 (考古学含) 学芸員・発掘調査員の受験資格には「考古学専攻と同等の専門教育を受け、大学卒業以上」との条件がある中で、7 名が学芸員・調査員として就職している。さらにその経歴を生かし、矢祭町教育委員会学芸員、郡山市文化財担当専門職、公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部発掘調査員として採用された修了生もあり、2 年間の専攻科在学中に全学生が発掘実習に参加することを基本とすることで、現場で動ける人材の育成に努めている。NPO 法人学芸員・天文解説員・県立博物館解説員など学芸員資格を生かし美術館・科学館などで働く修了生もいる。また、学士の学位を生かし、図書館司書、学校司書に就職した修了生はこれまで 7 名である。新たな就職分野として、令和 2 (2020) 年度に文化財保存修復会社に就職した修了生が生まれたことは、朗報である。一般に学芸員・調査員の職種は募集人員も少なく、嘱託職員などで経験を積み、正規職員への道を開くというのが現状である。本専攻修了生は劣悪な専門職就職環境下で、善戦しているといえる。就職率は、令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度まで 100% という結果となっている。

専攻科文化学専攻の学位取得状況

取得学位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	修了者	取得者	修了者	取得者	修了者	取得者	修了者	取得者	修了者	取得
学士号 (文学)	5	5	3	3	7	7	6	6	3	3

* 令和 3 年度修了生より地域創成学科卒業生

平成 26（2014）年度まで学位取得のためのプログラムが 10 月に論文提出、12 月に学位授与機構における試験という日程であったため、公務員試験や一般の就職活動を行う上で厳しい状況にあったが、平成 27（2015）年度修了生より「特例適用専攻科」となることで学習成果のまとめ時期が通常の 4 年制大学とほぼ同じ状況となり、改善される傾向にある。しかし、専門職の募集は少なく、学芸員・調査員などの職種は現場経験が必要で、嘱託職員などの経験を経て、独り立ちできるようになるのが現状である。

学士号取得のための研究活動の支援は勿論だが、修了後の進路について、事前に指導教員との連携が重要である。さらに研究を深めたい学生がいれば、専門大学院への進学などの支援を惜しまない。専門職への就職を希望する場合、就職可能地域、職種、待遇など教員が学生の希望を把握し、就職先も広い視野でサポートする必要がある。専門職に就いた場合、就職後も大学との連携が重要であり、教員はサポートを続けてゆかねばならない。

また令和元（2019）年度より本専攻は、短期大学の学科改組によって地域創成学科を基礎学科として新たなスタートを切った。地域創成学科からの進学者は文化学科卒業生に比べ、その専門性の幅が広いことから専門職への就職だけでなく、専門的知識を活用できる一般企業なども選択肢に含めて、就職支援を行っていききたい。

専攻科幼児教育学専攻

専攻科幼児教育学専攻では、専攻科に関する規則第 8 条に則り、短期大学の教育の基礎の上に、より高度な知識と専門的な技術を教授することを目的とした専門科目の履修科目を設置している。また、教養教育的な意味合いを包摂する関連科目に大別される履修科目を設定している。これ等の科目を履修し学習を進めることで、将来、指導的な立場で保育職に従事する人材の育成が可能となることが予測され、専攻科幼児教育学専攻での学びが質の高い職業教育として機能することに寄与すると考えられる。さらに、学生の関心や適性を活かした専門的、学術的な研究を「修了研究」として指導を実施し、「修了研究」を指導する教員等が学びの深まりや方向性を常に示唆修正する。学士号の取得を一つの大きな目的とした研究指導ではあるが、職業教育の効果を評価し改善しながら、専攻科修了後の進路等にも関連づけた支援的な意味合いを持たせることも大切にしている。令和 6(2024)年度において初めての専攻科生 3 名全員が学位授与機構での試験に合格し、学士の学位を取得、幼稚園教諭一種免許状を取得した。

(2) キャリア教育関連科目

① キャリアデザイン I

平成 25（2013）年度より開講した「キャリアデザイン I」（選択科目）は、本学のキャリア教育の基本方針に基づき、学生がこれから進む世界を正しく認識し、望ましい職業観・勤労観に基づいて進路選択を行うことができるように実施している。平成 28（2016）年度からは、基本的に一人の教員がクラスを担当する形式を採用することで、半期の学生の成長を把握できるように工夫している。令和元（2019）年度に 3 度目の授業内容改編を実施し、ワーク・ライフバランスの問題や保険・金融業社によるライフプランニングの講義の実施などを盛り込んだ。更に令和 4（2022）年度には 4 度目の改編を実施し、リーダーシップやソーシャルスキルの視点を加え、QU テストを導入して個人と集団との関係を考えさせる学習を採り入れた。

複数の学科で同じ内容を実施する上で生じる様々な問題を、担当教員 9 名が連携しながら対応できるように努めた。例えば、普通授業終了後に担当教員が集まり勉強会を開き、QU テストの意義や評価の見方について学び情報を共有した。また、テキスト改訂版の分担者が自分の担当回の説明をする勉強会も開催した。受講者数は下表の通り、令和 4(2022)年度は、健康栄養学科 39 名 (92.9%)、幼児教育学科 98 名 (97.0%)、地域創成学科 78 名 (100%、2 名復学者 1 名休学のため) と受講率は高く、三学科全体の年度推移は平成 30 (2018) 年度の 61.4%から令和 4 (2022) 年度には 96.9%へと年々上昇している。令和 5 (2023) 年度は、健康栄養学科 47 名 (100%)、幼児教育学科 81 名 (91.0%)、地域創成学科 70 名 (100%) と受講率は高く、三学科全体の年度推移は平成 30 (2018) 年度の 61.4%から令和 5 (2023) 年度 96.1%と上昇傾向にある。しかし令和 6(2024)年度は健康栄養学科と地域創成学科はほぼ 100%の受講率であったが、幼児教育学科の受講率が著しく低下し 5.9%となった。この年から共通基礎科目の「学生生活と社会」が単位化され 4 単位増加と時間割の関係で履修しない学生数が増加したため、あるいは当科目の履修を勧める教員の減少も原因の一つと考えられる。

「キャリアデザインⅠ」受講者数

(名)

学科名	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	在籍者	履修者	在籍者	履修者	在籍者	履修者	在籍者	履修者	在籍者	履修者
健康栄養学科	39	38	37	36	42	39	47	47	38	34
幼児教育学科	144	112	139	129	101	98	89	81	85	5
地域創成学科	79	79	79	79	81	78	70	70	62	62
合計 (履修率%)	262	229 (87.4)	255	244 (95.7)	224	217 (96.9)	206	198 (96.1)	185	101 (54.6%)

* 家政科福祉情報専攻・生活芸術科・文化学科は、平成 30 年度 (2018) より地域創成学科に改組

② キャリアデザインⅡ

実践的な就職活動を支援するキャリア教育科目として開設された「キャリアデザインⅡ」を平成 28 (2016) 年度から就職部が担当している。授業内容は平成 29 (2017) 年度からインターンシップを導入し、就業体験を通して職業適性や将来設計について考える機会としている。平成 29 (2017) 年度は 24 名の受講となり、平成 30 (2018) 年度からはインターンシップ期間を 5 日間に整え、令和 2 (2020) 年度は 45 名、令和 3 (2021) 年度は 30 名、令和 4 (2022) 年度 25 名、令和 5 (2023) 年度は短大では 28 名が受講した。学生の 9 割以上から高い満足度の回答を得ており、学生の新たな学習意欲を喚起する契機となって、社会人として必要な能力を高めることもできた。また、自主的に考え行動できる人材育成にもつながり高い職業意識の育成にもつながっている。

「キャリアデザインⅡ」受講者数

学科名	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	在籍者	履修者	在籍者	履修者	在籍者	履修者	在籍者	履修者	在籍者	履修者
健康栄養学科	39	18	37	19	42	9	47	18	38	1
幼児教育学科	144	3	139	0	101	3	89	0	85	1
地域創成学科	79	24	79	11	81	13	70	10	62	34
合計	262	45	255	30	223	25	211	28	185	36

コロナ禍により令和 3（2021）年度は、受講者 30 名中 13 名が中止になり、まん延防止等重点措置により規制が厳しい中でのインターンシップとなった。例年のインターンシップ報告会には企業の方も参加して頂いているが、令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度は学生のための報告会となった。令和 4（2022）年度もキャンセルが 3 件あり、実施することも危ぶまれたが 5 日間を 3 日間にして継続実施出来た。また久々に例年通り報告会も実施出来て、幅広く一般企業での報告も増え、学生にとって自分自身を振り返る機会になっている。令和 5(2023)年度は 5 日間のインターンシップで、28 名の学生が希望するところで就業体験を行い、企業の方も参加し、気づきの多い報告会であった。学生の就業先も多岐にわたっている。令和 6 年度のインターン受講者は 36 名で、京都、新潟・栃木県と範囲も広く、職種も専門を活かしたインターンシップ先が多くなっている。就職先に繋がるケースも出て来ており、インターンシップの位置づけが変化している。

(3) 就職部によるキャリア支援

就職部の具体的な就職支援活動についての詳細は、後述のⅡ-B-4 を参照されたい。

(4) 学生生活支援としての教職員のアドバイス

主に学科のクラス担任にあたるアドバイザーと、これを支援する学生生活部の活動については、後述するⅡ-B-3 を参照されたい。

本学の職業教育を含む広義のキャリア教育の効果の測定・評価については、教養・キャリア教育委員会を中心に適宜検討され、同委員会や就職部・就職委員会、各学科及び専攻科の PDCA 表に基づいて改善が取り組まれている。「キャリアデザインⅠ」については授業評価アンケートを参考に、学科・専攻の特徴を考慮して担当教員間の情報共有に努めると共に、3 年を目途にテキストの改訂を行うことで授業内容の改善・検討を続けている。その他、各学科及び専攻科や就職部の取組みについては上述の通りである。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

「入学者受け入れの方針」は、各学科及び専攻科の専門性「卒業認定・学位授与の方針」に対応して定められている。この方針は本学ホームページ、『入学者選抜実施要項』等に掲載し、学内外に明確に示している。『入学者選抜実施要項』には、本方針に基づく入学前の学習成果の把握・評価が記載されている。

各学科及び専攻科の「入学者受け入れの方針」は以下の通りである。

健康栄養学科

建学の精神「尊敬」「責任」「自由」に立脚し、期待される社会人になれるよう人間性を育み、知性および感性の向上を目指すとともに、健康で豊かな生活を営むことのできる人間の育成を図ることを教育の目的としています。また、栄養士課程とフードスペシャリスト課程をもうけ、食と栄養に関する豊かな知識と確かな技術を通して、これからの社会に貢献できる栄養士とフードスペシャリストを養成することを目指しています。

【求める学生像】

1. 食、栄養および健康に関心を持っている人。（思考力・判断力・表現力）
2. 調理の知識や技術の習得に積極的な人。（知識・技能）
3. 本学科で学ぶ科目を理解するための、基礎学力を身につけている人。（知識・技能）
4. 自分の考えを伝えることができるコミュニケーション能力がある人。（思考力・判断力・表現力）
5. 思いやりの心を持ち、サービス精神を理解して多くの人々と協働できる人。（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

幼児教育学科

建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」を基に、豊かな人間性を兼ね備えた保育者の育成を目指します。

幼児教育学科では、幼稚園教諭と保育士の養成を目的とし、そのために幅広い専門知識と技

術を身につけた人物を育成します。

【求める学生像】

1. 適切な言葉遣いに努め、さらに国語力を向上させる人。(知識・技能)
2. チャイルド・ミュージックコースにおいては、音楽的経験が豊かな人。(知識・技能)
3. 子どもに向けた真摯で優しいまなざしと、保育に対する深い探究心を備えた人。(思考力・判断力・表現力)
4. 自らを取り巻く自然や文化、人々の心情等に対する感受性を豊かに育む人。(思考力・判断力・表現力)
5. 子どもを愛し、笑顔で子どもの心に寄り添える人。(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)
6. 志を同じくする仲間と共に、学びを深めることができる人。(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

地域創成学科

建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」をもとに、地域文化の新しい価値を創造する人物の育成を目指します。

地域連携教育を中心とした三学系（文化・歴史系、アート&デザイン系、ビジネス・情報系）の多彩な学びにより創造力や表現力、コミュニケーション能力を伸ばし、地域の発展に取り組む力を身につけます。また、図書館司書や博物館、美術館などの文化施設で働く専門職、印刷関係の専門職、ビジネス実務や情報処理の専門職、社会福祉主事、デザイナー、美術作家など、多様な専門分野を複合的に学ぶことで社会貢献の目的意識に合った能力を持つ人物を育成します。

【求める学生像】

1. 目標に向かって、着実な努力を継続して行える人
2. 地域社会の一員として、自己の能力と個性を活かし、人や社会に貢献する意識を持つ人
3. 物事に幅広い関心を持ち、多面的に捉えようとする人
4. 人と地域のつながりを大切にし、学んだことを地域に発信できる人

専攻科 文化学専攻（2年制）（大学改革支援・学位授与機構認定専攻科）

人間の生きた証である歴史や文化を体系的に学び、豊かな人間性を培い、幅広く多様な教養を身につけてもらいます。グローバル化する社会的・文化的状況の中で専門性の基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の価値観、及び現実社会との関係を学びの中で考えてもらいます。

【求める学生像】

1. 短期大学あるいは高等専門学校で学んだ人で専門的な歴史や文化についての知識を持ち、それを創造的に活用できる人。
2. 歴史や文化についての専門的知識を専門職の中で生かそうという意欲を持つ人。
3. 歴史や文化についての専門知識によって現実の諸問題を解決しようとする行動力を

もつ人。

専攻科幼児教育学専攻

一人の人間として個の確立を図り、社会貢献を意図した女子教育を目指す建学の精神において、人間性豊かで有能な専門的指導力を備えた保育者を養成します。幼児教育についてのより高度な知見を獲得し、保育現場において、子どもたちの健全な発育発達の援助のあるべき姿を志向し、自らあるいは他者と協働して課題解決に挑む能力を培っていきます。

【求める学生像】

1. 幼児教育・保育に関する高度な専門性を身につけ、幼児教育学について深く学びたいという強い意志をもち、学士（教育学）の学位取得を目指す人
2. 幼児教育・保育の課題を自ら見つけ出し、自ら問題の解決に取り組むことができる人
3. 自分の考えを文章や言葉で表現し、他者と協働して幼児教育・保育の理解を深めたい人

入学者選抜の方法は、「入学者受け入れの方針」に対応し、志願者の資質を多面的・総合的に評価するため、「入学希望理由書」や「活動報告書」、「調査書」を活用し評価を行っている。基礎学力については、「基礎能力調査」等の学力試験を課し学習成果を評価している。また、各選抜では、面接を必須としており、学習やその過程での地域社会との関わりを通して身に付けた能力を総合的に評価し、学科の求める学生像との整合性を図っている。いずれの入学者選抜方法においても、専門性を身につけた社会人をめざす目的意識の高い学生の確保を実現できるようにしている。

また、この方針に基づき、多様な選抜を実施し、それぞれの選考基準を設け、公正かつ適正に行っている。高大接続改革で示された「学力の3要素」（1. 知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）の伸長を図るため、多面的・総合的に評価する入試種別として「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」を実施している。入学後の円滑な学びへと繋げるため、学校推薦型選抜で出願時の基礎学力保有について評定平均値 3.5 以上とし、主体的な学びによる学力伸長も考慮して各学科の指定教科による出願も導入した。そして『入学者選抜実施要項』には授業料やその他諸経費を記載し、特待生制度を入試の成績によって判定される特別特待生と特待生にし、学ぶ意欲のある学生を支援している。

実施に当たっては、アドミッション・オフィスを整備し、適正に行っている。本学出願希望の高校生や保護者、高校教員からの問い合わせにも円滑に対応している。オープンキャンパスの他、高校内や外部の会場形式の相談会には、各学科の教員や入学事務・広報部員が赴いて丁寧に説明している。遠方の高校生との円滑なコミュニケーションが取れるよう WEB 進学相談会も整備した。毎年、「大学・短期大学部入学者選抜実施内容及び教育内容等説明会」を開催し、選抜試験の説明や高等学校関係者の意見を直に聴き、定期的な点検の機会となっている。

入学者選抜の合格者には、『郡山女子大学短期大学部への入学手続・準備について』が送付され、入学後の学習や学生生活についての情報が伝達されている。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

短期大学部共通の学習成果は、令和元(2019)年度入学生より導入された進級の要件及び「学習成果評価方針」に示される。進級の要件は、『単位履修の手引き』で学生に周知されている。要件を充たさなかった学生は、令和4(2022)年度は2名、令和5(2023)年度は1名、令和6(2024)年度も1名、という結果だった。また、具体的な測定可能な学習成果は、「学習成果評価方針」の表に整理されて示されている。社会の要請や学生の学習状況により、各学科及び専攻科で毎年点検している。令和3(2021)年度に改訂した進級の要件(I-C-2 参照)と令和3(2021)年度新入生から導入した「学習成果評価方針」(I-B-2 参照)、そして令和5(2023)年度は、集会の科目化に伴い進級要件の再検討を行った。

以下は、具体的な各学科及び専攻科の学習成果である。

健康栄養学科

本学科には栄養士課程とフードスペシャリスト課程があり、社会の期待に応えるべく教育課程編成の工夫を行っている。例えば、基礎から応用、概論・総論から各論への順序を設け、共通基礎科目の履修を勧め、「自然科学(生物)」や「自然科学(化学)」を卒業必修科目として開講している。また、「給食論実習Ⅲ」(校外実習)に履修要件を設け対外的な水準の維持を図っている。

栄養士課程の授業については、平成30(2018)年に特定非営利活動法人日本栄養改善学会で発表された「管理栄養士・栄養士養成の栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に則って作成するシラバスに沿って実施し、学習成果の評価を行っている。さらに課程履修者には、一般社団法人栄養士養成施設協会が実施している栄養士実力認定試験を課し、判定結果で学習成果の実質的な価値を評価している。

フードスペシャリスト課程の授業については、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会の定めるフードスペシャリスト養成課程コアカリキュラムに従って授業を実施し、学習成果を評価して単位を認定している。その上で認定試験に合格することで資格を得ることができる。フードスペシャリスト資格の取得状況で、同課程の学習成果を査定している。

なお、進級要件および「給食論実習Ⅲ」履修要件に満たない学生については、学生指導に加え保護者とも連携して学習指導への理解を求めている。

幼児教育学科

本学科の教育課程は、①保育に関する専門知識(保育の目的や幼児理解及び指導内容等を理解する科目)、②保育・援助技術(指導方法や表現技術)、③実践力(教育実習や保育実習他)等の基礎(土台)を学べるよう科目を設け、基礎から応用への教育課程を編成し

ている。教養形成の基盤となる共通基礎科目の内、特に「芸術鑑賞講座・教養講座」は、感動から得る人間性豊かな保育者の養成に直結したものとなっている。これらの科目は2年間での達成・獲得が可能であるべく教育課程の編成において設定されており、各学科目のシラバスの成績評価法により評価が測定され、学習成果が具体的に確認できる仕組みとなっている。

教職課程（幼稚園教諭二種免許状）及び保育士課程には必要な授業科目と最低単位数が決められているが、表現技術の育成に力点をおいている。また、自己の課題解決力の向上に繋がる「卒業研究」を必修科目としている。学習成果は、質の高い保育者養成のための基礎学力向上を図り、資格等取得（「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」）希望学生には、GPA2.0以上を目標とさせている。1.9以下に抵触しそうな学生へは、アドバイザーと科目担当者が連携し指導に当たっている。令和6（2024）年度は教職課程履修者79名のうち、幼稚園教諭二種免許状は72名が取得、すなわち在学生のほとんどが教職課程を履修しており「履修カルテ」が課せられることになる。そのためシラバスに明記された履修カルテの評価基準は、学生の自己評価として活用されている。また保育士資格は履修者75名のうち74名が取得しており、養成校としての学習成果が反映されていると評価できる。

地域創成学科

3 学系を横断的に学べる多彩なカリキュラムであるが、学生の希望によって就職にも更なる進学にも対応できることが、学科開設以来継続して来ており、各方面で評価されてきた。令和6（2024）年度の進学者数は専攻科文化学専攻9名（13%）、本学生活科学学科編入1名（1.4%）、他大学編入1名（1.4%）であり、令和5（2023）年度に引き続き編入が2名とやや少なかったが、専門学校への進学が2名（2.9%）おり、就職と共に多様な学びの継続が行われている。なお、専攻科文化学専攻に進学する為の要件をGPA2.0以上としており、オープンキャンパスから、入学後の履修指導に至る多くの機会に進学情報を提供することで、学びのモチベーションの向上に努めている。

「歴史・文化系」「アート&デザイン系」「ビジネス・情報系」の多様な学びを核に、地域活動の実践によって卒業後に地域で活躍できる人材を育成することを目的とする本学科では、本学が掲げる広義のキャリア教育の実践の基に学生各自が、2年間でそれぞれに学習成果を獲得できるようにカリキュラムを編成している（提出資料「令和6年度入学生用 単位履修の手引き」35～41頁）。具体的には、1年次必修の「地域創成ゼミナールⅠ・Ⅱ」において学科専任教員の専門と多様な地域活動の関係を知り、具体的な地域活動の事例を学ぶことで、2学年開講の必修科目「地域創成プロジェクト演習」と選択科目の「卒業研究」に繋げるように工夫している。令和6（2024）年度は、下表のような11のプロジェクトが運用された（提出資料『地域創成学科報告集』第6集 2024年度、4～45頁）。各プロジェクトの活動内容は大きく異なるが、10月のもみじ会を中間発表の機会として利用し、年度末には全在學生と卒業生にあたる専攻科文化学専攻学生、次年度入学予定のプレカレッジ参加生徒が参加した。コロナ禍によって1期生以後、成果報告会の開催方法には腐心したが、令和5（2023）年度からはプロジェクトにご協力いただいた外部の連携先の方々の参加も再開でき、令和7（2025）年2月13日に開催された令和6（2024）年度の成果報告会も多くの方々の参加を得ることが出来た。成果報告会を開催することで短期大学の

1 年毎に途切れがちな学びを先輩から後輩へ引き継ぐと共に、散漫になりがちな本学科の多様な学びの全体像を学生各自が主体的に確認できるようにしている。こうした活動から主体性や協調性などの地域に貢献できる人材となるべき基礎力を身に着けることが出来るように、1 年次の「キャリアデザインⅠ」「基礎学力トレーニング」「情報処理Ⅰ」といった選択科目を全員履修する科目として実施している。

また進級条件を令和 6(2024)年度入学生より「GPA1.4 以上及び「学生生活と社会Ⅰ・Ⅱ」と「地域創成ゼミナールⅠ・Ⅱ」を習得していること」として、成績の奮わない学生にはアドバイザーが個別に声掛けを行うと共に、「めばえドリル」による基礎学力向上を用いて学習成果の獲得を支援している。令和 6(2024)年度の卒業生(6 期生) 69 名は、その全員が「地域創成ゼミナール」と「地域創成プロジェクト演習」の単位を取得し、学びの核として履修を薦めている「卒業研究」に論文系 34 名と制作系 34 名が取組み、それぞれ卒業研究発表会と卒業制作展で学習成果を発表した(提出資料『卒業研究の要旨』第 6 号、「卒業制作展」リーフレット・DM)。

令和 6(2024) 年度地域創成プロジェクト演習

No.	プロジェクト名(担当者専門分野)	人数
1	パブリックアートの鑑賞と活用	12
2	歴史遺産を活用した地域創成プロジェクト	4
3	取材活動プロジェクト	5
4	版都ふくしまプロジェクト	5
5	数理モデルとシミュレーションプロジェクト	4
6	地域と暮らしプロジェクト	5
7	郡山の魅力発信プロジェクト	5
8	郡山女子大学周辺の宗教学+(プラス)	3
9	まちの歴史再発掘プロジェクト	4
10	データセット作成プロジェクト	12
11	つながりデザインプロジェクト	10
	計	69

本学科の多様な学習成果は、上記のような地域活動の実践としての「地域創成プロジェクト演習」と専門性を追求する「卒業研究」として具体的に確認できるが、資格取得(司書、学芸員補、情報処理士、ビジネス実務士、社会福祉主事)と就職・進学等によっても本学科独自のアセスメントが確定できる。図書館司書に関する 12 科目は、1 年次に基礎となる概論を学び、2 年次に演習を積み上げることによって 2 年間で明確な学習成果を確認できるようにしている。学芸員補に関する 8 科目は、1 年次に「博物館概論」と「博物館資料論」、「博物館教育論」を学び、2 年次に「博物館実習」をはじめとする諸科目に進むが、学外施設実習を含む「博物館実習」の履修には「GPA2.0 以上」を条件としている。更に学科独自で歴史・文化系の 6 科目の履修を薦めることで人文系博物館施設での学びがより円滑に進むように工夫している。情報処理士については、「情報処理士資格認定規程」に則り 3 つの領域における資格必修科目を「情報処理Ⅰ」「情報概論」「地域創成ゼミナールⅠ・Ⅱ」と定め、学科の必修科目や全員履修科目と連動させることで、学習成果の明確化を図っている。令和 6(2024)年度より新たに開設されたビジネス実務士については、「ビジネス

実務士資格認定規程」に則り 3つの領域における資格必修科目を「ビジネスホスピタリティ」「キャリアデザインⅠ」「地域創成ゼミナール」と定め、情報処理士と連動させている。社会福祉主事（任用）については、厚生労働省の指定科目の中から「社会福祉概論」「家庭福祉論」「介護概論」を開講している。それぞれ資格の実用性を配慮して基礎知識を確認する筆記試験や思考力を育てるレポート、発表と討論、実技評価を通して明確な学習成果を明示している。

令和 6 年度資格取得概要

資格	履修者	取得者	取得不可者	履修放棄者	%
司書	28	26	2	0	93
学芸員補（任用）	19	17	0	2	89
情報処理士	50	50			100
ビジネス実務士	35	35			100
社会福祉主事（任用）	24	24			100

またアート&デザイン系の学習成果は、絵画・版画・彫刻・デザイン・CG など多様な学びを体験できると共に、基礎的科目と「卒業研究」にいたる創作性の高い制作活動まで丁寧な指導をおこなっている。色彩検定や各種クリエイター検定の受験も奨励しており、もみじ会や卒業制作展において作品を発表すると共に、展覧会等への応募もまた学習成果の指標の一つとなっている。また冒頭で述べたように、美術系大学への編入やデザイン職への就職も特徴と言える。

専攻科 文化学専攻

専門的科目の他、本学家政学部生活科学科で開講している科目からなる専門関連科目、更に、放送大学で開講されている科目との単位互換を可能とした教育課程を編成している。本専攻科文化学専攻は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けており、その認定試験に合格した者には学士（文学）の学位が授与されることになる。学習成果は学位授与の方針に示されているように短期大学での 2 年間、同専攻科での 2 年間の学習を通して学士力を培い、「学習総まとめ科目」の学習の中で創造的な歴史学の論文を作成することで体现される。その内容を要旨としてまとめたものが、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学位授与の審査対象となり、合格となれば学位の授与となる。このような学位授与の過程のなかでの学習成果の査定としては「学習総まとめ科目」の授業内容がその達成目標を果たし、成績評価方法が適切であるかが査定の基準となる。

専攻科 幼児教育学専攻

所定の単位を取得し GPA2.0 以上の学生に対して、独立行政法人学位授与機構の最終試験に合格した場合は学士（教育学）の学位を授与することとしている。また、「修了研究」によりまとめられた論文をもとに、これまでの学習成果を確認することとしている。令和 6（2024）年度において初めての学生全員が学位授与機構の最終試験に合格し、「教育学」の学士を取得している。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

学習成果の獲得状況については、量的・質的なデータを用いて測定する仕組みが構築されている。特に、卒業認定会議では毎年多様なデータが公表される。配布資料には、学生の在籍状況、GP の分布を示した成績状況、免許状・免許証・資格等の取得数、そして、各学科及び専攻科の個々の学生の単位取得数、成績評価の平均点及び総合 GPA 値、資格取得が記載される。これらは学習成果の獲得状況の検討における基礎データとなっており、指導に活用している。また、学生へのアンケート調査が各種行われ、授業評価、学生生活、卒業時のものが大学ホームページに公開されている。そして、毎月行われる教授会では月ごとの就職率が報告され、学生指導へ活用できるデータが各部署から適宜示され連携の基盤ができています。実際、個々の学習成果の把握は、アドバイザーが支援・指導を行っていく中で行われる。システムめばえ上には学生の授業の出席率や成績等が集積されたポートフォリオが整備され、主任やアドバイザーが閲覧でき、適宜活用が可能となっている。各学科及び専攻科においては、ループリックを作成し学生に知らせ、活用しつつある。

各学科及び専攻科の具体的な仕組みは、以下のとおりである。

健康栄養学科

進級要件と栄養士免許取得に必修の「給食論実習Ⅲ」（校外実習）の履修要件に、GPA と栄養士必修科目の単位取得状況を活用している。さらに毎年、学生の単位取得状況、学位取得状況、栄養士免許取得状況を調査し、GPA の見直しを行っている。

1 年に 2 回、「建学の精神」の自己理解と実践の有無を学生に自己評価（ループリック）させ、その結果を学科教員間で把握し、学生指導に役立てている。

栄養士課程を履修する学生には、2 年次に一般社団法人全国栄養士養成施設協会が実施する実力認定試験を受験させ、2 年間の学習の習熟度を測っている。この試験での得点状況は、栄養士課程を履修している学生が受講する「栄養士特論」での成績評価の一部として使用している。フードスペシャリスト課程を履修する学生には、2 年次にフードスペシャリスト資格認定試験を受験させ、その可否で 2 年間の学習の習熟度を測っている。

測定した学習成果の状況は、学位、栄養士免許及びフードスペシャリスト資格の取得者数として大学ホームページで公開している。

幼児教育学科

免許・資格取得（「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」）希望学生には、GPA2.0 以上を目標とさせている。GPA1.9 以下に抵触しそうな学生へは、アドバイザーと科目担当者が

連携し、GPA 分布、単位取得率を活用し学生指導に当たっている。また進級要件を GPA1.4 以上、卒業要件を GPA1.5 にするなど、GPA 分布を活用している。チャイルド・ミュージックコースでは、専門科目であるピアノⅠ・Ⅱ（主・副科）、ボーカルⅠ・Ⅱ（主・副科）、器楽Ⅰ・Ⅱの科目において、評価を可視化するため成績評価用ルーブリックを活用し、また同コースでは「幼稚園・保育園のためのリトミック指導者資格 1 級」の取得率が 100% であり、資格試験合格率を音楽に強い保育者養成に活用している。

合同企業説明会（幼稚園・保育園）等の参加率、就職率を活用し、早い段階での就職における動機付けとして学生指導にあたっている。在籍率、卒業率を活用し、退学者、休学者の対応に当たった。また就職率においては「FOR THE STUDENTS」（大学案内）や「学科・専攻別ツール」をもとに学生募集活動に活用している。

学習成果の量的・質的データは、実習を含めた免許・資格の教育課程の総合的な評価の質的データをもとに、免許・資格の取得者数を自己点検・評価報告書の中で公表している。また、学習成果が人間形成に関わる汎用的能力（人間性、能力、適性）の涵養という観点からの定性的データの公表としては、2 年生の卒業研究における「ミュージカル」の表現領域における発表を、本学公式 YouTube で公開し学習成果の評価を図った。

地域創成学科

入学前教育でも活用している「めばえドリル」を使って手厚く指導している。特にⅠ期開設の「基礎学力トレーニング」では、学生の基礎学力と学習習慣を身に付けることを目的に「めばえドリル 基礎・応用・SPI」と就職模試を関連付けて活用することで、専門科目の理解力アップと卒業後の進路・就職活動へのモチベーションを高められるように工夫している。その成果が GPA 分布、単位取得率、資格取得率等に反映していると思われる。これらの情報を集約した資料を進級時と卒業時に学科で検討し、次年度の学生指導に活用している。

学生調査や学生による自己評価については、学期ごとにルーブリックを用いている。就職部が「キャリアデザインⅡ」で実施するインターンシップへの参加状況と就職先アフターケアによる情報も活用している。同窓生については、令和 7（2025）年 3 月に 6 回目の卒業生を送り出し、学科としての卒業生総数は 425 名となった。一昨年より専用のメールアドレスを作成して卒業生の活躍を集約し易い体制を確立し、それを受けて設立した「地域創成学会」を卒業生との連携に活用できるように準備している。また、本学科の進路の特色でもある専攻科文化学専攻への進学、本学家政学部生活科学科やその他の大学への編入学率、就職率を活用している。更に多様な学生の集まる本学科は、開設以来、若干の休学者・退学者が生じているが、上記の成績資料と共に入学選抜分類や志望分野との関係などを検討して次の年度の学生指導に活用している。

毎年 2 月に、論文系の卒業研究発表会、制作系の卒業制作展、「地域創成プロジェクト演習」の成果報告会を実施し、学習成果を量的・質的データに基づき評価している。

専攻科 文化学専攻

専門的科目については、学生の「成績通知表」を有効管理し、個々の学生の期末試験における GPA 分布、単位取得率を把握することとしている。単位互換となっている放送大学や本学家政学部生活科学科の科目については、授業の成績評価を活用し、修了に必要な単位の確認をすることとしている。

学習の達成度は1年次の「構想発表会」、2年次の「中間発表会」および「最終発表会」である。指導教員を中心に学年ごとの達成度を把握することになっている。2年次の「学習総まとめ」科目については、学位授与機構の成績評価基準に基づき、取組み状況(30%)、発表会(20%)、論文(50%)として、各成績評価基準に基づきそれぞれ5段階で評価し、合計70点以上を合格とすることになっている。

専門職への就職については、常に地域の文化施設や本学の就職部と連携し、求人状況、内定状況や就職率を把握し、そのための対策を講じるなどしている。

なお、修了の要件をGPA2.0以上とすることによって成績の明瞭化を図っている。

専攻科 幼児教育学専攻

学習の様子をGPAで確認し、必要に応じて単位取得率等を算出して学習成果の状況を把握することとしている。また、専門科目の開講科目として放送大学の授業を設定しており、放送大学から出される履修科目に対する評価も学習成果の状況を確認する資料とする。

単位取得の様子や研究の途中経過の状況を測る意図も包摂し、1年生では「研究構想発表会」を、2年生では「修了研究」の「中間発表会」を設定している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

卒業後の評価への取組みは、次の通りである。卒業生の進路先からの評価聴取については、毎年就職先へアンケートを送付して、卒業後の就労状況を把握している。この就職先アンケートの結果は、就職委員会、教授会で報告している。また就職部と就職委員会、各学科アドバイザーが連携して就職先へのアフターケアを実施しており、直接訪問をして勤務状況を聴き、報告書にまとめている。令和6(2024)年度は54箇所の就職先企業を訪問した。本学では採用の御礼や本学の求人も含め卒業生の勤務状況、大学での学習成果、事業所・幼稚園・保育所で求める人物や職場での評価を直接聴き、学生の就職指導に活用している。さらに職場開拓求人では、求人情報の収集・就職先との信頼関係を築きながら状況把握を行っている。これらの記録を就職委員会で報告し、就職指導及び各学科の授業の中でフィードバックして改善に役立てている。

アフターケア事業所訪問・職場開拓の記録

年度 項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
アフターケア事業所訪問	50件	46件	44件	56件	54件
職場開拓	45件	18件	34件	24件	24件

上記の「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」は、正社員として就職した卒業生を対象に、就職先に対して無記名アンケートを行っている。令和6(2024)年度は169名分を送付し、119名分の回答を得た。各学科就職委員・アドバイザーと連携して対策を検討

し、全学的な取組みで令和 6（2024）年度は目標の回収率 67.5%になっている。その結果を就職委員会・教授会で報告し、学内のグループウェア上でも掲載して卒業生の実態把握に努めて、本学の学生を指導上でも教職員で情報を共有して改善策を検討している。

上記アンケートからは、以下の点が注目されると分析した。令和 6（2024）年度は、非常にある（かなりある）は令和 5（2023）年度と比較して行動力－1%になっているが、主体性 2%コミュニケーション力 2%マナー・礼儀 5%で評価がよくなっている。近年の顕著な問題点であったマナー・礼儀対策については、教職員にマナーの本を配付して指導を行う事も実施してきた。令和 6（2024）年度は主体性について話し合いを行い、学科によっては、目標設定をして学習意欲を高め、アンケート結果の詳細を伝えている学科もある。

学生も変化しており、状況に合わせた対策を考え、各講座セミナー講師や学科及び専攻科の就職委員、教養・キャリア教育委員会などにも依頼して改善に努めている。毎年実施しているキャリアアップセミナーでは、学生の状況をみて、自己分析や自己 PR 等本学の学生の弱点を克服するために、必要に応じて基本の 16 回に追加して 2 月に 6 コマと模擬面接を実施している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

以上述べてきたように、教育課程については概ね基準を満たしているといえる。課題は次の通りである。

- ①具体的で測定可能な学習成果評価項目を表にしているが、「学習成果評価方針」（アセスメント・ポリシー）を学生に伝わるように説明する文章を作成する必要がある。それに伴い、評価項目についても点検する必要がある。
- ②本学の教育課程は、建学の精神に基づき教養教育とキャリア教育を両輪として長年に渡り継続されてきた。学生のキャリアの選択変化が生じているため、時代の変化を敏感に感じ取り柔軟に教育内容を見直す必要がある。基礎学力向上と就職活動支援の目的で導入された e ラーニング教材システム「めばえドリル」を学生全員が積極的に活用するように、教員対象の使用説明会開催などを進めていく必要がある。
- ③職業教育は、本学では広義のキャリア教育として建学の精神、教養教育と連動して短期大学の教育の中核と位置付けられている。そのため各学科及び専攻科の専門性と結びついた資格取得や技術習得、キャリア関連科目による生涯を視野に入れた学び推進や就職部との連携が更に求められる。
- ④「入学者受け入れの方針」については、それに合致した入学者を期待することから、受験を希望する高校生がこの方針を充分理解できるように表現を定期的に検討していく必要がある。
- ⑤学生の卒業後評価への取組みについては、データを収集する体制は整っており、就職部を中心に後輩へのフィードバックの試みも取り組まれている。課題は、学科及び専攻科における具体的な対応の差異や情報共有に基づく実践と言える。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

新型コロナウイルス禍、授業内容を「授業実施記録簿」に記録して不足分は課題等での対応や、オンライン授業の一部実施も行った。不測の事態において柔軟な対応が可能とな

ったのは、学則に則り、三つの方針が明確にされており、学習成果の測定などが整備されていること、そして定期的に点検を行ってきたことが基盤にあったことが理由としてあげられる。令和 5(2023)年度「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)については社会的・国際的に通用性がある指標として GPA の適用後初めての卒業生を送り出した。これまで要件にかかる学生はいなかったが、引き続き学生指導を通した各学科及び専攻科での具体的な検討が必要である。令和 6(2024)年度は、各種資格等における実習、フィールドワークなどの活動が活発に行われた。毎年学生は変わり、教育環境も変化する。建学の精神を見失わず、中長期的な視野をもちつつ、変化にも対応できるような、教育課程の検討の継続が望まれることはいうまでもない。

【区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教育資源の有効活用については、次の通りである。

【教員の役割】

本学の教員は、学科・専攻の特徴に合わせて多様な学習成果の獲得に向けて真摯に責任を果たしている。教育課程と「卒業認定・学位授与の方針」の関係を分かりやすく学生、学外に伝えるために、平成 27 (2015) 年度にカリキュラムマップを全学科で策定し、ホー

ムページに掲載したが、これに合わせて各学科ではシラバスの確認や学科会議等を行い、「卒業認定・学位授与の方針」と、各科目の成績基準の対応を図った。こうした過程を経て、前述したように（Ⅱ-A-2・6・7）、シラバスの記載については教務部・教務委員会を通じて専任教員だけでなく、非常勤教員にも一定のレベルの意識共有が得られており、ここに記載された成績評価基準を遵守して学生の学習成果の獲得が適正に評価されている。

学習成果の状況把握に関しては、アドバイザーを中心に対応している。本学では10～30数人のクラスに1～2人のアドバイザーが付き、学生の学習面・生活面をきめ細かく把握している。学生の成績に関しては、学期の成績発表ごとに、アドバイザーが全学生の成績を確認の上、成績配布を行い、課題のある学生に対しては、面談を通し指導を行っている。さらにこれらの情報を主任が把握し、学科会議等で問題共有に努めている。

学生の学習成果の獲得には、教員の授業の質の向上と学習への取組みに対する教員と学生の相互理解が重要であり、その意味で教員側から学生への情報発信として、まずシラバスを重視していることは上述した。加えて本学では授業評価アンケートを平成18（2006）年度から各教員1科目という形態で開始し、平成22（2010）年度からはこれを全科目・各学期実施へと拡大した。各教員の授業評価の結果は3ヶ月以内に本人にフィードバックされており、平成25（2013）年度より各学科主任へも学科教員の結果がフィードバックされている。授業評価の結果の利用に関しては、各学科の特性に合わせて取組みがされている。現在はオンラインによる授業評価アンケートを実施し、学生、各教員へのフィードバックを図っている。授業評価アンケートの集計結果をもとに、各学科の学生が参画するFD活動を実施し、報告書を各学科主任へフィードバックし、更なる教員の授業改善へ役立てている。令和6(2024)年度の全授業公開については、前期は6月17日～7月5日、後期は11月25日～12月13日のそれぞれ3週間実施し、教員間の教育力向上を図った。

授業内容の調整に関しては、全学科が学科会議等で情報共有し、内容の調整を図っている。また「キャリアデザインⅠ」のような複数の教員が担当する全学的な授業では、教養・キャリア教育委員会の担当者がまとめ役となって円滑な授業運営と改善に取り組んでいる。さらに、資格課程を有する学科では、国の法規や資格の認定団体が定めた基準に準拠した内容としたり、指定の教科書を使用したりして担当教員間での授業内容の調整を図っている。加えて、学科主任がシラバスを閲覧して内容の調整を行う取組みも進みつつある。

教育目的の達成状況については、各学科の特性に合わせた指標により、きめ細かく把握に努めている。就職実績は、全ての学科で重要な指標であり、就職委員会との連携により、定期的に就職状況は把握され、常に改善が意識されている。また、資格を有する学科では資格の合格率、実技・技能が主体の学科では展覧会の実績などが達成状況の指標として捉えられ、学科会議等で情報共有されている。

履修・卒業指導に関しては、本学ではアドバイザーが中心になって指導に当たっている。その他、特に指導を有する学生に対して、個別面談を行い、丁寧な指導を行っている。

【事務局の役割】

次に、事務局が「学生の学習成果の獲得」に果たす役割についてである。本学の事務組織は、学園事務局（総務部、経理部、管財部、入学事務・広報部）と大学事務局（教務部、学生生活部、就職部）に区分される。学園事務局は、法人全体の事務を統括するとともに、大学・短期大学の事務を処理し、大学事務局は法人事務局に連結し、大学・短期大学の事

務を処理する。本学の事務職員は、Ⅱ-A-4 で前述した「キャリア教育基本方針案」の4本の軸の一つとしてアドバイザーたちと共に全教職員がアドバイスを与えることで本学の人間形成としてのキャリア教育に関与する存在とされている。以下は、各事務部門別に学生の学習成果との関わりについてである。

(1) 学園事務局

学園事務局は、法人の運営を主たる任務とする性格上、学生との直接の関わりは少ないが、学生の学習環境の基盤作りにおいて重要な役割を果たしている。

総務部： 人事、諸規程の制定・改廃、諸行事の運営等を通じて、学生の学習環境の制度面を支えている。

経理部： 学園の予算や資金計画等、また学生からの納付金の受領など、学生の学習環境を経理面から支えている。

管財部： 施設・設備の設置や維持を任務とし、学生の学習成果の獲得に関して、物理的環境の面から支えている。

入学事務・広報部： 学生の学習成果を把握し、大学案内やホームページ、SNS等を通じて本学の特色の広報活動を行っている。また、オープンキャンパス等を通じて学生と直接関わりをもっている。

(2) 大学事務局

大学事務局は、大学・短期大学の事務処理を任務とするため、学生との直接的な関わりが強く、職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握する立場にもある。

教務部： 教学運営に関わる事務を任務とし、履修処理、成績処理といった教務事務だけでなく、きめ細かい窓口対応を通じて、履修指導、卒業指導に大きな役割を果たしている。教務委員会を通じて諸規程の制定を支え、制度面でも学生の学習成果の獲得を支えている。また学生の成績記録を規定に基づき適切に保管しており、卒業は勿論、就職や進学などに際しての証明書の発行等にも適宜対応している。

学生生活部： 学生の学習指導、生活指導を任務とし、学生の福利厚生や学外活動などを支えている。また、前述のように本学ではアドバイザーが学生の学習・生活面をきめ細やかに支援しているが、学生生活部はそのアドバイザー組織を主管する。広義の教育活動をサポートする立場として、学科・専攻や部局を横断した新入生・在学生オリエンテーションの計画実施や学友会活動の支援を通して学生の学習成果の獲得に尽力している。

就職部： 学生の就職指導・職業紹介を任務としている。きめ細かい個別の就職指導だけでなく、就職ガイダンスや、就職試験の模擬試験、キャリアアップセミナー（就職対策講座）、「キャリアデザインⅡ」（インターンシップ）を主催し、学生と直接関わりながら学習成果の獲得を支援している。

本学事務職員のSD活動については、教職員の研修を任務とする学園教育充実研究会にSD部門が設置され、種々の研修の企画・運営を行っている。また、職員は、同委員会内のFD部門が企画する研修会にも参加が推奨されている。特に本学では1年に3週間、全授業公開期間を設け、授業の相互参観を行っているが、この取組みにおいて、職員の参観も受け入れている。

【図書館等の役割】

① 図書館： 本学では在籍する学生および教職員の学術研究における基礎資料として図書および学術資料（電子資料含む）を整備し、専門的知識および基礎教養の習得を支援することにより、学生が在学中はもとより卒業後もよき社会人として社会生活を営むことができるようになることを目的として大学図書館を設置している。平成 26（2014）年度以降は図書館とともに学生の自学自習を支援する施設として設置したラーニング・コモンズⅠ・Ⅱを大学図書館が管理運営している。

図書館では専門職である司書が、図書館資料の整理、他大学図書館との ILL（Inter Library Loan、図書館間相互利用）業務、レファレンス業務などを通じて、学生および教職員の学習、研究における課題解決を支援している。利用者教育としては、例年、各学科単位で開催する新入生ガイダンスを通して、大学図書館の基本的な機能を丁寧に説明し、周知することに努めている。

教員は、学生の図書館利用支援のため、卒業研究論文指導の際には、学生へ図書館利用方法（文献検索法、ILL を利用した文献依頼の仕方など）を指導し、図書館職員との連携により「卒業研究特例貸出」の利用を薦め、資料貸出冊数の増加、貸出できる資料の種類の増加によって卒業研究への利便を図っている。

また図書館では、文部科学省より奨励されているアクティブ・ラーニングに学生が興味を持つ契機のひとつとして、平成 27（2015）年度より「全国大学ビブリオバトル」の郡山地区予選会を開催している。平成 29（2017）年度は「全国大学ビブリオバトル首都決戦 2017」において「準チャンプ本」を獲得するなど、9 年連続となった本学の「ビブリオバトル」の開催であったが、令和 6（2024）年度は参加者が規定人数に達せず中止となった。

また大学・短期大学の各学科・専攻と附属高校、附属幼稚園の代表からなる図書館運営委員会は、図書館の学生利用の利便性を高めるために協力している。

② 生活文化博物館：生活文化博物館では、服飾史美術人形の展示により、大学生、短大生、附属高校生が被服及び日本史を多角的に学習すると共に、学芸員課程の実践的教育の場ともなっている。令和 6（2024）年度は JICA の研修生やハーバード大学の大学院生の見学にも対応し、日本文化の発信と国際交流にも貢献している。

③ ICT の活用促進： 学生の学習支援においては、学生の学習支援においては、令和 6（2024）年度入学生より学習パソコンの BYOD（Bring Your Own Device）運用を開始した。GIGA スクール構想に伴う初等中等教育での学習パソコンの BYOD 化に対応するための措置であり、平成 12（2000）年度から実施してきた入学から卒業まで 1 人 1 台のパソコン無償貸与は終了した。新入生は入学準備冊子（備付資料 郡山女子大学短期大学部への入学手続・準備について）記載のパソコン推奨性能表を参照し、個別に購入・準備を行う。また、パソコン操作の疑問やトラブルに対応するべく、情報教育アドバイザー（1 名）を 62 年館ラーニング・コモンズⅡに配置している。平成 29（2017）年度には授業支援システムを更新し、システムめばえを導入した。学生は、「履修登録・シラバス閲覧・授業教材ダウンロード・レポート提出・連絡確認」に活用する。令和 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン授業環境を導入した。また図書館には、貸与パソコンが故障した場合の貸し出しパソコンが配備されている。

教職員の業務支援においては、平成 24（2012）年度にグループウェアを導入し、「業務

連絡・資料共有等の機能」により、業務効率化を実現した。令和 2（2020）年度には、より快適な動作を目指すために、「サーバ機器入れ替え・グループウェアソフト更新・グループウェア設定最適化」を実施した。現在、学内 LAN および無線 LAN 環境の整備は進んでおり、キャンパス全域での良好な利用環境がほぼ確保されている。

本学教職員は、上記の学生のパソコン相談窓口役の情報教育アドバイザーに技術的・機材的トラブルの相談をすることが出来る。そして、情報分野の専門教員から構成される IT 管理・運営委員会の支援を受けて、教育課程および学生支援を充実させるためのコンピュータ利用技術の向上に努めることが出来る環境にある。IT 管理・運営委員会は、今後も学生・教職員に最適な ICT 環境の運用を進めて行くために PDCA 表を活用した年間計画を作成して向上に努めている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

選抜試験合格者には『郡山女子大学短期大学部への入学手続・準備について』が送付されており、入学後の学習や学生生活についての情報が伝達されている。また、各学科で入学前の 2 月にプレカレッジを実施している。内容は各学科の特色を生かしたものであり、入学前課題を課して基礎学力の確認や補強に役立てる工夫がされている。

新年度開始時には、学生生活部を中心に教務部をはじめとする各部署、各学科及び専攻科などが協力して新入生オリエンテーションを開催している。全体会に続いて各学科及び専攻科では、アドバイザーが履修指導や学生生活の指導を行っている（詳細はⅡ-B-3 参照）。ここで学生に『単位履修の手引き』や『学生生活の手引き』を配布して学生生活に必要な情報提供をしている。また、学生の学習と学生生活をサポートするシステムめばえの活用方法などのパソコン研修の時間も設けている。

基礎学力が不足している学生に対しては、シラバスに記載しているオフィスタイムや教員・学生お互いの空きコマを活用し、適宜指導を行っている。これは、学習の進度の早い

学生や優秀学生に対する学習支援も同様である。また毎週水曜日Ⅲ時限目に設定されている「学生生活と社会（集会）」の時間には履修登録時や成績通知時等、アドバイザーが指導をしている。

本学は、通信による学科は設置していない。また、現在留学生の在籍はないが、かつて複数の留学生が在籍していたことから、留学生の受け入れは可能となっている。

学期ごとに授業評価アンケートが実施され、各学科及び専攻科の主任は所属教員の授業力を把握することができるシステムができている（Ⅱ-A-7 参照）。

以下は、各学科及び専攻科の具体的な学習支援である。

健康栄養学科

入学手続者に対する、大学での授業や学生生活についての情報提供の場として、さらに専門教育の第一歩としての学習の場として入学前教育（プレカレッジ）【添付資料 ■令和6（2024）年度入学予定者対象入学前教育実施計画】を取り入れている。平成26（2014）年度入学生から入学手続完了者全員に演習問題を送付し、入学後には入学までの自宅学習の成果を確認した。平成27（2015）年度以降の入学生には希望者を対象にプレカレッジを実施し、参加しなかった入学予定者にはプレカレッジで使用したテキストおよびプレカレッジで配布した演習問題を送付して学習準備を支援している。

入学直後には数学の基礎能力を確認し、その結果を活用して、アドバイザーを中心に学生の学習指導を実施している。入学後の対応としては、専門科目理解のための基礎確認・学びなおし・基礎学力の低い学生への対応と指導の機会として、前述のⅡ-A-4・Ⅱ-A-6のようにカリキュラム編成を行い、空きコマを利用した補習授業を1年次から実施して資格取得の充実に努めている。また入学直後から、eラーニング教材「めばえドリル」を学生に活用させている。特に「めばえドリル」の数学の分野については、「基礎自然科学」の授業と連携させ、進捗状況を教員が確認し、その習熟度を「めばえドリル」の小テストで把握し、「基礎自然科学」の成績に反映している。

また、半期毎に確定するGPAを指標に、次のように学生指導にあたっている。Ⅰ期終了時に学科で設定している「給食論実習Ⅲの履修要件であるGPA2.0」を満たさない学生に対しては、アドバイザーが学習指導を行っている。加えて、進級要件であるGPA1.6を満たすことに不安がある学生には、学生本人への指導に加えて保護者に大学までお出でいただき、学科主任・教務委員が同席してアドバイザーから学習意欲の喚起、生活態度の見直しを含めた指導を行っている。

幼児教育学科

入学後の学習及び学生生活への円滑な導入を図るため、入学手続者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。入学前教育であるプレカレッジについては、対面でのプレカレッジを実施し、入学後の学習、学生生活においての円滑な導入が図られた。

入学後は、学科集会において卒業に必要な単位取得及び幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための科目履修方法について説明し、学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法や科目選択のためのガイダンスを各クラスアドバイザーが丁寧に実施している。

基礎力不足の学生に対しては、例えば「保育表現技術音楽Ⅰ」において担当教員のオフィスタイムにおいて補習を行い、「保育表現技術器楽Ⅰ」の授業の中でピアノのグレー

ドに合わせた指導を行っている。2年次に行う「教育実習」や「保育実習」の履修に際しては、学科の内規に従って、学年チーフアドバイザーを中心に生活面も含めた学習指導を行っている。

進度の速い学生や優秀学生に対しては次なる課題を課すなど、自主的学習の継続を図る等、個別の学習ニーズに応える体制ができている。例えば、各授業担当者がオフィスタイム等を利用した補習（「保育表現技術音楽Ⅰ」「保育表現技術器楽Ⅰ」「保育表現技術体育Ⅰ」など）が挙げられる。

学習成果の獲得状況は、各科目のシラバスの評価方法等によって量的・質的データが把握され、科目担当者はその結果を踏まえつつ、授業評価アンケートにより常に自身の教授法や指導法の研究・改善に取り組んでおり、年度末にまとめるティーチング・ポートフォリオによって学習支援方策を点検している。

地域創成学科

まず入学前課題とプレカレッジを開催している。12月末の時点で入学手続きを終えている次年度入学予定者に対して、eラーニング教材「めばえドリル」への取組みと「文化・歴史系」「アート&デザイン系」「ビジネス・情報系」の3分野から選択する形式の二種類の入学前課題を提示している。2月上旬に実施しているプレカレッジでは、これを利用して入学後の学びのモチベーションを高めると共に、制作系の卒業制作展と「地域創成プロジェクト演習」の成果報告会を視聴することで2年後の学習成果のイメージを提供している。また学習習慣や入学前の不安・入学後の希望などをアンケートで収集し、アドバイザーが受け入れ準備に活用している。平成30（2018）年度から、上記のように入学前の基礎学力確認を目的に「めばえドリル1 基礎編」に取り組むことで学力レベルを自覚させ、プレカレッジで在学生在が「履修モデル」を紹介し「ユニット表」を用いて科目選択のイメージを持たせている。入学後、履修登録に際しては水曜日Ⅲ時限目の「学生生活と社会」等で十分な時間を取って相談に応じている。

またⅠ期の「基礎学力トレーニング」では、既述のように「めばえドリル2 応用編」と「めばえドリルSPI」を活用し、同期開講の「キャリアデザインⅠ」と共に短期大学における学習の動機付け、さらには進路の問題を学生が主体的に考えられるような環境の整備に努めている。

その後も半期ごとにアドバイザーが個別面談を行い、個々の学生の進路志望と適性に沿った学習方法のアドバイスや科目選択の履修指導をしている。また1年次必修の「地域創成ゼミナールⅠ・Ⅱ」においては、Ⅱ期に「卒業研究」（選択科目）と「地域創成プロジェクト演習」（2年次必修科目）の所属希望アンケートを実施するが、多様な学びを特色とする本学科の学生の学習支援と進路相談には、アドバイザーと共に卒業研究担当教員やプロジェクト担当教員も重要な相談窓口として機能している。各学年では、チーフアドバイザーを含めて4人のアドバイザーが会議やグループウェア、グループチャットなどを利用して情報共有に努めており、学力不足の学生の支援から優秀な学生のフォローまで、責任をもって対応している。

学習成果の獲得状況は、授業毎のミニッツペーパーや授業評価アンケートの結果を踏まえて、常に自身の教授法や指導法の研究・改善に取り組んでおり、年度末にまとめるティーチング・ポートフォリオによって学習支援方策を点検している。本学科のオムニバス授

業については、PDCA に基づいて毎年年度末に学科会議や各授業担当者の中で授業内容や運営上の問題点の検討を行って改善に努めている。

専攻科 文化学専攻

地域創成学科からの進学者に対しては、在学時に複数回の説明会を行い、専攻科文化学専攻学生の発表会への参加を促し、入学後の不安や疑問に答えている。本専攻の専任教員は、地域創成学科と兼任のため、入学前の相談には逐次対応できる環境にある。

新入生・在学生オリエンテーションの際、「学位授与申請案内」をもとに単位の取得、「学習総まとめ科目」の履修計画と成果の要旨などの作成、申請の仕方、審査の可否の規準について説明している。少人数授業であるため学力不足の学生に対しては授業担当者が懇切丁寧に対応し、また優秀な学生に対しては、個々の能力に合わせて学習成果レポートを指導している。

学習成果の量的・質的データに基づく学習支援方策の点検については、特例適用専攻科として課せられている「学習総まとめ科目」履修計画の審査結果、3 回の学生による研究報告の講評などを利用している。

専攻科 幼児教育学専攻

入学当初に、修了までの今後の見通しが持てることを目的にオリエンテーションを実施する。その際、履修科目の説明や各授業に対する学習の動機づけとなるような配慮を心掛け、学習を進める上での悩みや「修了研究」の指導教員との関係性などについても適切な指導体制を構築していくこととする。特に、1 年次では研究構想の計画的な支援に重点を置き、2 年次では「修了研究」の計画的な支援を整えることで、それぞれの学生のニーズに応じた学習支援を行っていく。

各学科及び専攻科以外の支援の取組みは、次のとおりである。

① **学生生活部・学生生活委員会：** 入学者に対して、学習成果の獲得が最大限達成できるよう、新入生学内外オリエンテーションを実施しており、同部・委員会が計画の統括を行っている。上述のような学科毎の対応に加えて、奨学金や学生生活に必要な事項の情報を発信している。令和 6（2024）年度は、感染防止に配慮しながら 4 月下旬に宿泊研修として新入生学外オリエンテーションを実施した。また、新年度開始時には在学生を対象とした「在学生オリエンテーション」も実施した。全オリエンテーション実施後には、各学科からの実施報告及び反省と、新入生によるオリエンテーションアンケートの調査結果を踏まえ、改善点等を学生生活委員会で協議し次年度の実施計画に反映させている。また、アドバイザーによる支援体制に加え、学生相談室、保健室、障がい学生支援室、ハラスメント防止委員会が連携し、適切な指導助言を行っている。

② **教養・キャリア教育委員会：** 基礎学力が不足する学生に対し補習する方法の一つとして、既に各学科の項でも言及されている e ラーニング教材「めばえドリル」導入の担当窓口となっている。令和元（2019）年度に地域創成学科で試験的に導入を開始し、令和 3（2021）年度には就職部より SPI 対策としての利用要請も加わって大学・短期大学部に在籍するすべての学生が利用できるようになった。「めばえドリル」とは本学独自の名称であり、株式会社ライズのリメディアル教育用教材「ライズドリル」と就職試験対策教材「ライズ SPI」の両方を活用することが可能である。この「めばえドリル」は基礎編、応

用編、SPI 試験対策の 3 段階でドリルが構成されており、進度の速い学生や優秀な学生が一層高レベルの問題に挑戦したい場合にも対応できる仕組みになっている。従って、学力面において幅広い範囲の学生に対応できるシステムを準備し、各自のパソコンやスマートフォン利用により時間と場所を選ばず各自で何度でも取り組むことができる。

上記のように、この e ラーニング教材は、在学生のほか入学予定者への入学前教育でも活用されている。地域創成学科は令和元（2019）年度入学生から、その後健康栄養学科、幼児教育学科も導入を進め、令和 4（2022）年度実施の入学前教育では短期大学 3 学科の全てが入学予定者へ「めばえドリル 1 基礎編」を実施するように、ログインの仕方やアカウントの説明と合わせて課題を郵送している（上記、各学科の入学前課題・プレカレッジ資料を参照）。

令和 4（2022）年度から「めばえドリル」の利用促進のために説明用チラシ 2 種類（「めばえドリルで基礎学力を磨こう」「e ラーニング教材めばえドリル 3 SPI」）を 4～6 月に全学生へ配布し利用を推進するようにした。また教員に対しては令和 4（2022）年度・令和 5（2023）年度は 6～7 月に FD 研修会を実施し制作会社であるライズ社の担当者が講師となりオンラインでの研修会を開催し、後日説明動画をグループウェアの「システムめばえ」に掲載した。

教員対象研修会は令和 6 年度から隔年開催と決め、次回は令和 7（2025）年度に実施予定である。

さらに学園グループウェア「システムめばえ」に「めばえドリル」のリンクがあり、アドバイザーが学生達の取り組み状況や進度、得点や挑戦回数などをチェックすることができる。こうした質的・量的データを利用して、進度が遅い学生や低得点のままになっている学生に対してメール連絡することができるシステムとなっており、今後の改善に役立てている。

③ 図書館：平成 28（2016）年度より継続して学生の視点に基づく蔵書の充実を図る目的から学生参加による「選書ツアー」を 7 月に実施している。令和 6（2024）年度は、7 月 23 日および 8 月 5 日に学生 3 名の参加により、合計 51 冊の図書が選書された。これらの図書は令和 6（2024）年 10 月 12 日より図書館 2 階ラウンジにて展示されている。また、図書館 2 階の資料展示として「芥川賞・直木賞」「本屋大賞」「芸術鑑賞講座」「教養講座」関連の図書を展示し、学生の関心を喚起している。

④ IT 管理・運営委員会：授業支援システム「システムめばえ」の各種機能を用いて日々の学習を支援している。学生連絡を行う「お知らせ機能」、履修登録を行う「WEB 履修機能」、成績や出席状況を確認する「学生ポートフォリオ」、各授業の授業資料ダウンロードやレポート提出を行う「e-Learning 機能（moca）」、学内の各種学習支援サイトへの接続を容易にする「リンク集」などである。

Google WorkSpace for Education の各種機能も併用することで、昨今増加傾向にあるデジタルコンテンツを活用した学習環境も整えている。具体的には、基本的なメール連絡手段である「メール機能（メール）」、学習データ保護やデジタルコンテンツの共有環境を整備し、オンデマンド教材の利用環境を提供する「クラウドストレージ機能（ドライブ）」、柔軟なアンケート環境を整備する「アンケート機能（フォーム）」である。オンライン授業環境として、教育機関向け Zoom を導入することで、先述の「システムめばえ」「Google

Workspace for Education」と組み合わせることで、遠隔授業の学習環境を整えている。学生は1人1台の貸与パソコンにより、パソコン性能の差はなく、同一環境の提供を実現している。学習への利活用を円滑に進めるために、入学時にパソコン操作手引書を配布している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援の組織的対応は、次の通りである。

【学生生活委員会と学生生活部】

学生の生活を支援するための教員組織としては、本大学・短期大学部共通の組織である「学生生活委員会」が設置されており、その構成員は委員長（大学・短期大学部兼務の学生生活部長が兼任）1名、副委員長（学生生活部長補佐が兼任）2名（大学1名・短期大学1名）、各学科所属の学生生活委員5名（大学2名、短期大学3名）、学生生活部事務職員（学生生活部長補佐1名を含む）4名の計12名である。令和6（2024）年度の学生生活委員会は毎月1回、年間13回（3月のみ2回）開催している。学生生活委員会では学生の生活指導・安全指導ならびに厚生関係の協議を行っている。各委員は、所属学科の意見を吸い上げて委員会で報告するとともに、委員会での協議内容を各学科に持ち帰り全教員に伝達している。月例の学生生活委員会に加えて、学内グループウェアを活用した意見交換や伝達も行っている。また、毎月の「学生生活委員会報告」は学内のグループウェアのファイル管理に掲載し、全ての教職員が閲覧できるようにしており、全教員が共通の認識のも

とに学生指導に当たっている。

学生の生活支援を行う事務局組織としては、学生生活部が設置されている。学生生活部は学生生活部長 1 名、部長補佐 3 名（大学 1 名・短期大学 1 名・事務職員 1 名）、事務職員 3 名の計 7 名で組織されている。学生の生活支援全般に係る事務ならびに安全指導を担当し、学生生活委員会と連携して業務を行っている。

学生生活部では学生の生活の安全を確保するために、学生に『学生生活の手引き』、『新入生へのメッセージ』、悪質商法被害防止パンフレット等を配付の上、薬物乱用防止や安全のための講話を実施し注意を促している。また、毎月、福島県警察本部から送信される性犯罪防止のための「安全情報」を学内 LAN「システムめばえ」で全学生・教職員へ一斉配信し、防犯意識の喚起に努めている。さらに、月例の学生生活委員会で報告する事件・交通事故発生件数と概要を全教職員に伝え、アドバイザーから学生に対し注意を促している。大学付近に出没した不審者の情報、悪天候の際の通学上の注意事項や公共交通機関の運行状況等についても学内 LAN「システムめばえ」で配信し、緊急時にも柔軟に対応している。

【アドバイザー制とリーダー制】

本学には開学当初から設けられているアドバイザー・リーダー制がある。その導入の目的は、本学の建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」を基本とした教育理念の下に、S.P.S（Student Personnel Services＝厚生補導・学生助育）の精神を活かして、教員と学生との人間的触れ合いを図ることによって人格形成を行おうとするもので、教育目標の達成と学生の入学目標の実現に向けて学生を支援することに重点を置いている。

アドバイザー制については、各クラスに 1～2 名のアドバイザーならびに係が任命されており、学生にとって最も身近な教員として、入学から卒業まで、学習・進路・生活など様々な問題に対して支援・指導を行っている。このため、アドバイザーの職務は多岐にわたり、学生指導に費やす時間・労力は大きな負担となっていることも事実である。そこで、平成 25（2013）年度から『アドバイザーの手引き』を作成し、アドバイザーの職務内容を理解し対応しやすいよう、学生指導上の留意点、アドバイザーが作成する調書・報告書の種類や書式の説明等、学生指導上参考となる事柄を記載して全教職員に配付している。この手引きについては毎年度見直しを行い、内容の精査充実を図っている。また、アドバイザーの負担を軽減するため、アドバイザーが作成する報告書等の書式見直しを行い、簡素化にも努めている。さらに、学生指導に役立つ知識やスキルを身につけるための研修会として、学生指導研修会を毎年開催している。令和 6（2024）年度は、障がい学生支援委員会と共催し「私立大学・短期大学における障がい学生支援」（講師：育英短期大学教授 栗山宣夫氏）を開催した。

リーダー制については、クラス運営を行うリーダーならびに副リーダーを学生が輪番で務めている。リーダーは毎日、アドバイザーから「リーダー日誌」を受け取り、記入されている連絡事項をクラスで伝えとともに、その日の状況を記述し、アドバイザーに報告している。アドバイザーは学生の報告によってクラスの状況を把握し、学生との相互理解に役立てている。また、時間割の中に毎週 1 回、「学生生活と社会（集会）」が設定されており、アドバイザーとクラスに所属する学生が一堂に会する時間が組まれている。「学生生活と社会（集会）」の時間は、学科及び専攻科やクラス独自の行事、諸活動（講習会、講演会、ボランティア活動、模擬試験、学外実習等の成果発表、単位履修・資格取得について

の指導、生活指導、討議、レクリエーション、スポーツなど）が行われ、リーダーシップの育成やキャリア教育等につながっている。さらに、芸術鑑賞講座・教養講座、学友会役員選挙・総会、防犯・交通安全講習会、ハラスメント防止講話、就職ガイダンス、教職課程説明会、安全防災訓練等、全学的な授業・行事にも利用され、「学生生活と社会（集会）」の時間は有効に活用されている。

【学友会活動】

大学・短期大学部の学友会は別組織であるが、活動は合同で実施している。学生生活部長及び部長補佐が顧問を務め、学生生活委員会も支援し、運営や予算支出等についての助言指導を行っている。主な活動は、学友会の組織運営や活動企画、クラブ・同好会関係と学園行事に関連するものである。

学友会への関心を高め活性化を図るために、令和 4（2022）年度の役員が「目安箱」の設置や「学友会サポーター」の企画を発案し、令和 6（2024）年度も継続して実施している。前者は学生の意見を吸い上げる仕組みで、その意見を集約して学長との面会を持つなど積極的な活動を展開し、学生ラウンジのマリールームに要望のあった電子レンジやポットを設置するに至った。後者は学友会活動に協力を呼び掛ける活動で、後述のフードドライブ活動のスタッフとして力を発揮している。

新たな活動として令和 5（2023）年度に「学友会主催講座」を企画し、希望学生を対象に二つ開催した。一つ目は学内フォトコンテストへの参加協力につなげるため、6 月 28 日に写真講座（講師・地域創成学科 山口郁生非常勤講師）を開催し、二つ目は 12 月 10 日に「勾玉づくり」（講師：地域創成学科 會田容弘教授）を開催した。どちらの講座も参加した学生からは好評であった。また令和 6（2023）年度初めての試みとして、4 月 8 日～12 日の昼休みに新入生との相談会を学科ごとに開催し、各科の授業や学生生活についてなど、新入生の不安を軽減する取り組みを行った。

令和 3（2021）年度から学生への経済的支援活動として行っているフードドライブ活動は、令和 4（2022）年度、5（2023）年度とも年間各 3 回（6 月・7 月・11 月）開催した。令和 4（2022）年度の本学独自の「新型コロナウイルス感染症対策事業〔食に対する支援〕（独立行政法人日本学生支援機構の助成対象事業）」を実施し、7 月には、健康栄養学科から支援を受けた屋上菜園収穫の野菜（きゅうり、なす、トマトなど）を提供した。さらに令和 5（2023）年度は、6 月に「物価高に対する経済対策支援」（独立行政法人日本学生支援機構の助成対象事業）」の提供品による活動を行った。またフードドライブ開催時には「古着回収」も行い、集まった古着は NPO 法人を通じて貧困国へ提供した。令和 6（2024）年度はフードドライブ活動を 2 回（7 月・1 月）実施し、食品や日用品、古着の回収を行った。また、新たに水質浄化剤 や土壌改良剤としてリサイクル可能な「使い捨てカイロ」を回収する取り組みを行った。

令和 6（2024）年度は、学友会が主導し、9 月に発生した能登半島豪雨被害者へ義援金を贈るための募金活動を行い、新聞社 2 社を通じて、学園全体で集まった 28 万円を超える義援金を被災地へ贈った。

学友会行事のひとつとして、例年 8 月上旬に郡山市商工会議所主催で開催される「うねめ踊り流し」に参加していたが、令和 2（2020）年度、3（2021）年度はコロナ禍により「うねめ踊り流し」の開催がなく、令和 4（2022）年度、5（2023）年度に引き続き、令和 6（2024）

も参加を見送った。

クラブ・同好会活動は、当初 17 団体であったが休部や新規申請があり、文化系 11 団体、体育系 7 団体の計 18 団体である。令和 2（2020）～5（2023）年度前期までのクラブ・同好会活動については、コロナ感染症感染回避を目的として、それぞれの活動特性を踏まえた感染対策を「課外活動許可願」により把握した上で、学生生活委員会が活動を支援した。令和 5（2023）年度後期からは、コロナ感染症が 5 類に移行したことを受け、その後も感染回避策をとることを前提にコロナ禍以前の活動に戻した。全クラブ・同好会の顧問は教員が務め、活動の助言指導を行うとともに学外活動の際は引率指導を行っている。また、着物クラブ、茶道部、合気道クラブについては、外部の専門家による指導も認めている。部員の遠征に要する旅費交通費は大会等の種類により、学友会の予算から全額あるいは一部を支出し、また、保護者の組織である家族会からも援助を受けている。顧問の引率旅費交通費は大学予算から支出している。令和 6（2024）年度はコロナ禍もあり、学外活動を行ったクラブは「よさこいクラブ」と東北総合スポーツ大会に出場した「ボート部」の 2 つであった。

クラブ・同好会の活動紹介として、オープンキャンパスにおけるポスター掲示と共に、4 月当初の新入生オリエンテーションでは実演・演技・演奏等のパフォーマンスを行い、参加を呼び掛けている。しかしコロナ禍により、令和 5（2023）年度も新入生オリエンテーションにおける各クラブ・同好会紹介は対面で行わず、学友会クラブ・同好会紹介冊子『Welcome 開成』の配布とオンデマンドによる動画配信にて活動の周知を図った。コロナ禍の状況により活動自粛とした期間もあったことから、例年通りに新入生の加入と活発な活動を促すことが出来なかった。そのため学友会では入部希望者とクラブ・同好会をつなぐため、各クラブ・同好会ごとのメールアドレスを設け入部を促した。令和 6（2024）年度は、その後も感染回避策をとることを前提にコロナ禍以前の方法に戻した。

例年、学生が主体的に参画する活動のひとつである学園大運動会は、コロナ禍にある令和 4（2020）年および令和 5（2023）年の 2 年間は実施を見送ったが、令和 6（2024）年度に再開することができた。当日は雨天であったため屋内で開催し、体育担当教員の指導の下に学友会役員が中心となって、大縄跳び、ドッジボール、クラス対抗リレーを実施した。教育成果発表を行う「もみじ会」では、学友会、クラブ・同好会も発表の機会が与えられ、ダンス発表会、研究発表・活動報告展示などを実施した他、学友会役員の発案により、福島県の食を盛り上げることを目的に、「キッチンカー」（福島県移動販売協会に依頼）の出店や、俳優の神尾楓珠のトークショーを開催した。

学生の休息のための施設・空間としては、62 年館 1 階のオフタイム、マリールーム、創学館 1 階ロビー・談話室の他、本館、62 年館、83 年館、芸術館、図書館、建学記念講堂の各建物に学生休憩用のラウンジが設けられている。学生ラウンジにはテーブルと椅子またはソファが設置されており、寛げる空間となっている。また、学生が自習する教室としてラーニング・コモンズ室が開放されている。さらに、学生の感性を養うことを目的として学園内の多くの場所に絵画や彫刻等が展示されており、芸術的雰囲気が醸し出されている。

創学館 1 階にある学生食堂「フェリーチェ」のメニューには、短期大学部健康栄養学科の学生が屋上菜園短期大学部健康栄養学科で収穫した野菜も用いられている。家政学館 1

階の実習食堂は例年、大学食物栄養学科の「給食管理実習」授業や短期大学部健康栄養学科の「給食論実習Ⅱ」の授業で給食の模擬営業および給食の運営を学ぶ教室として使用しており、学生や教職員が利用している。

購買部は本館1階にあり、委託業者が営業している。売場面積27㎡で、文房具、書籍、食品（弁当、パン、菓子、飲み物）等を販売しており、学生・教職員が利用している。

学生会館は学園に寄贈された故関口富左名誉学園長宅の和館部分を改装し、平成28（2016）年1月に竣工し、同年4月から使用が開始された。1・2階計196.10㎡の鉄筋コンクリート造り・瓦葺2階建ての施設には会議室2室、茶室1室、談話室2室、板の間1室、給湯室、トイレ2室が設けられており、学生の集会の他、研修会、同窓会総会、会議等に使用できる。さらに、これに隣接する「もみじ館」は現在、放送大学の福島学習センターとして使用されており、生涯学習を行う社会人の方々に活用されている。また、放送大学と本学の単位互換制度により、放送大学開講科目のうち5科目が専攻科文化学専攻、2科目が専攻科幼児教育専攻の開講科目として認められている。合わせて同じ敷地内にある「つつじ館」も本学の実習施設ならびに放送大学の講義施設などとして広範囲に利用されている。

【学生寮など】

宿舎を必要とする学生のために、大学敷地内に「家庭寮」と呼ばれる学生寮が2棟設置されている。大学職員である生活指導係、栄養士、調理師が勤務しており、安全で快適な寮生活を営むことができる。生活様式は、配給された食材を用いて各部屋のキッチンで朝夕と弁当の3食を自ら調理するアパート形式の1号館と、3食給食制の2号館があり、希望によりいずれかを選択し入寮している。部屋数と収容定員は、1号館が18室、36名（1室2名）、2号館が40室、80名（1室2名）である。令和6（2024）年度の寮生数は、1号館が23名（大学生8名、短期大学生15名※幼児教育学科3年履修生を含む）、2号館が57名（大学生7名、短期大学生8名、高校生42名）である。近隣のアパート居住学生の家賃・光熱水費・食費等の調査を行い、在寮生・保護者の負担軽減を検討し、平成28（2016）年度からはそれ以前より低額に改定した。しかし、昨今の光熱費ならびに食材費の高騰により、令和6（2024）年4月より寮費・食費共に15%増額することになった。また寮生を対象とするアンケート調査を行うなど、寮生活に関わる希望等を把握し、寮運営に反映させている。

寮生によって寮友会が組織され、諸行事の運営・実施により寮生間の親睦が図られるとともにリーダーシップの育成にも役立っている。

寮生以外の学生へのサービスとしては、暴風雨、大雪等のために帰宅困難となった通学学生の安全確保のため、これらの学生を寮に無料で宿泊させている。これ以外にも遠距離通学の学生等が、学外実習期間中あるいは研修旅行や対外試合遠征出発の前日等に寮に宿泊を希望する場合には宿泊を認めている。この場合は、宿泊の実費の納入を求めている。

アパート等の斡旋は、希望者に対し学生生活部が行っている。令和6（2024）年度は、不動産業者から斡旋依頼のあった大学近隣のアパートの中から学生に相応しいと判断した物件を学生に紹介した。

通学の便宜を図ることを目的として、自転車通学者のために駐輪場を学内北門内部に設置している。また、平成25（2013）年度から一定の要件を満たした学生に対して

自動車通学を許可し、国道 49 号線沿い学園敷地内にゲート式の学生用駐車場を整備した。令和 6（2024）年度の自動車通学者は 63 名、その内、学生駐車場利用者は 59 名で、親戚・知人宅駐車場または民間の月極駐車場の利用者はなかった。国道 49 号線沿い学生駐車場の最大駐車台数は 123 台であり、大学生と短大生の学生駐車場利用希望者の合計が 127 名となるため、大学西側の来客用駐車場の一部を学生駐車場とし、学生の駐車スペースを確保した。また、通院等により一時的に駐車場使用を希望する学生についても、願い出により西側来客用駐車場の使用を認めている。利用料は駐車場ゲートレンタル料ならびに駐車カード作成料の実費として 1 年間 9,000 円であるが、近隣の一般月極駐車場（1 ヶ月 5,000 円）に比較して極めて安価である。バス通学については JR 東日本の郡山駅から本学最寄りのバス停まで、附属高等学校生徒対象通学バス（バス会社に委託）の運行があり、短大生も利用可能である。短大生対象通学バスの委託運行はないが、本学最寄りのバス停は公共バスの運行本数が多い路線にあるため、不自由はない。また、遠距離バス通学生のために県内バス会社が高速バス 2 路線（会津-郡山間、いわき-郡山間）を運行しており、本学前停留所が設置されている。

【奨学金制度・東日本大震災授業料等減免支援制度】

学生への経済的支援としては本学独自の奨学金制度が 2 種ある。一つ目は「学校法人郡山開成学園創立者関口育英奨学金」（給付型）である。採用定員は原則 1 学年 10 名で、1 名当たり毎月 2 万円（年額 24 万円）を給付する。給付期間は 1 年間であるが、年度毎に継続申請が可能である。原則として返済の義務はない。令和 6（2024）年度の支給対象学生数は 25 名で、在籍数の 6.4% である。二つ目は、平成 29（2017）年度に新設された「学校法人郡山開成学園 郡山女子大学短期大学部同窓会奨学金」で、三親等以内に本学（大学・短期大学部・附属高等学校の卒業生がおり、かつ成績優秀な学生が対象となり、原則各学年 4 名に年額 20 万円を 1 年間給付するものである。年度毎の募集であるが再応募も可能であり、返済の義務はない。令和 6（2024）年度の支給対象学生数は 2 学年で 8 名であり、在籍数の 2.1% である。学外の奨学金としては、日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型延べ 241 名、在籍数の 58.8%）、福島県奨学金（貸与型 4 名、同 1.0%）、ならびに福島県保育士修学資金貸付制度・他県保育士修学資金貸付制度・生命保険協会保育士養成給付型奨学金制度（条件付き給付型計 26 名、同 14.9%）を取り扱っている。さらに、東日本大震災による被災学生を対象とする本学独自の「東日本大震災授業料等減免支援制度」を設けており、8 種の被災別により、入学金・授業料の全額または半額免除、授業料の 5 割免除等の減免を行っている。免除期間は被災別に定めている。令和 6（2024）年度の減免対象者は 15 名で、在籍数の 3.7% である。内訳は家屋の全壊 0 名・半壊 6 名、原発事故関連 2 名、学費支弁困難 7 名である。

入学試験の成績が優秀であり、学業に精進し、他の模範となることのできる学生に対して、入学金・授業料を全額または半額免除する特待生制度を設けている。採用数は各学科・コース 2～4 名程度で、授業料免除期間は所定の修業年限である 2 年間である。免除に当たっては毎年成績による審査がある。令和 6（2024）年度入学生の特待生数は特別特待生（授業料全額免除）8 名、特待生（授業料半額免除）14 名の計 22 名で、入学者数の 11.9% である。

【保健室】

保健室には看護師（１名）が常駐し、助産師・看護師免許・第１種衛生管理者・産業カウンセラーの資格を有する教員（１名）が保健室長、看護師免許を有する教員（１名）が副室長、医師免許を有する教員（１名）が顧問、その他、各学科所属の教員（１４名）及び管理栄養士の資格を有する教員（１名）が保健室担当者を務めている。主な内容は、学校医による健康診断ならびに健康診断書の発行を行う他、傷病学生への応急手当、医療機関の紹介、感染症や熱中症、薬物乱用防止等の予防啓発活動、健康教育、健康相談等である。新型コロナウイルス感染症やノロウイルスやインフルエンザ感染症の感染予防や季節ごとの健康教育等を「システムめばえ」を活用して配信している。保健室前掲示板には健康情報や性感染症等について掲示し注意喚起をしている。来室学生に精神的問題が関与している場合もあるため、各学科のアドバイザー・学生相談室・関連医療機関と連携し、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。令和６（２０２４）年度の保健室で対応した割合は、短期大学部学生数延べ４１０名の内、２７１名で在籍数の６６．１％である。

【学生相談室】

学生相談室スタッフは室長１名、副室長１名、各学科所属教員５名の計７名である。いずれも教員で、そのうち１名は臨床心理士・公認心理師資格、１名は社会福祉士資格を有している（規程集 86）。学生相談室における相談業務は相談室スタッフ教員が分担し行っている。相談内容により多方面からの支援が必要となった際には、学内関係部署と連携をとり、さらに状況に応じて学外関係機関にも繋いでいる。相談室の紹介と広報は、例年、新入生オリエンテーションの際に学生相談室のパンフレットを配布し、誰でも気軽に利用できる場所であることを紹介し、さらに各期１回「学生相談室だより」の学内掲示板への掲示、長期休業後には「システムめばえ」による全学生への相談室紹介メール配信による広報を行っている。

相談体制としては、令和３（２０２１）年度より対面の面接相談に加えてオンライン相談（Web会議システムによる同時双方向・メール相談など）も開始している。令和６（２０２４）年度のオンライン相談者は２名（のべ３回）で、体調が悪かったり予約がうまく取れなかったりした時に利用された。また相談受付は、令和４年度よりメール受付に加え、QRコードによる申込受付を用いることで学生の利便性を図っている。令和６（２０２４）年度のQRコードによる申込受付は１２件で、全体の４３％の学生に利用された。令和６（２０２４）年度の学生相談者数は大学・短大合わせて２８名、高校生４名で、延べ相談回数１０７回であった。学生・生徒にとって、最も身近な教員として学生全般にわたる助言支援に携わるアドバイザーや担任とは異なった相談先として、相互補完的な役割を果たしている。また保護者や関係部署、家庭寮や担任・アドバイザーらに対する後方支援（コンサルテーション）を行っている。令和６（２０２４）年度は、１０名の関係者に対して助言・協力活動を行った。

【ハラスメント防止委員会】

平成２７（２０１５）年度に「学校法人郡山開成学園ハラスメント防止に関する規程」が制定され、大学ホームページに「ハラスメント防止のためのガイドライン」が公示された。これとともに１６名の委員が任命されてハラスメント防止委員会が発足した。令和６（２０２４）年度の委員は１８名（内委員長１名、副委員長２名）であり、その中の５名が苦情相談員、３名が広報活動委員を兼務する。全学生・教職員にはハラスメント防止のためのリーフレ

ットを配布している。また、例年、新任者オリエンテーションにおいて、副委員長からハラスメント防止に関する説明を行い、リーフレットを配布している。現在配布中のリーフレットは令和 3(2021)年 9 月改訂版である。さらに、令和 6 (2024) 年度は新入生オリエンテーション時にハラスメント防止講話を委員長が実施した。また、教職員向けのハラスメント防止研修は、8 月 22 日阿部亜巳弁護士を講師に招き「学園全体におけるハラスメントの防止について（具体的な事例や気をつけるべき行動）」を実施した。令和 6 (2024) 年度の相談件数は 2 件であった。

【学生生活アンケート調査】

学生生活に関する学生の意見や要望は、アドバイザーが学生の当面する問題に対して相談を受ける中での把握と、前述のリーダーや「リーダー日誌」を介しても把握することができる。さらに、学生サービスに対する意見を汲み上げるシステムとして、毎年、全学生を対象とする「学生生活アンケート調査」を実施し、調査集計結果を学生・教職員に公表している。また、調査結果に基づく関係部署から提出された改善・対応案は「システムめばえ」で全学生・教職員に発信している。

【留学生への対応】

現在、留学生は在籍していないが、過去に短期大学文化学科に中華人民共和国から 1 名（1 年間在学）、併設の大学・大学院にアメリカ合衆国、中華人民共和国、ウズベキスタンから複数名の留学生が在籍していたことから、留学生の学習・生活支援が可能な環境にある。当時、元テレビ局アナウンサーの教員が留学生を対象に実施していた日本語教育は、その後、英語・中国語などと共に「国際交流語学講座」へと発展した。しかし、この学生と一般市民を対象とする「国際交流語学講座」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で 3 年間開講できていない。留学生の生活上の支援（奨学金・医療費補助申請手続き事務、学生寮・アパート入居、在留期間更新許可申請手続き、留学生と地域社会との交流会サポート、その他）については、学生生活部が担当する。

【社会人学生への対応】

社会人枠で入学した学生の在籍状況は、令和元（2019）年度以降は、令和 2（2020）年度入学生の 1 名のみであったが、令和 6(2024)年度は、1 名社会人枠で入学した。アドバイザーが個別に対応するとともに、所属学科及び専攻科の教員間で協力して学習支援を行っている。

また地域創成学科における学芸員課程の「博物館実習」や図書館司書課程の資格科目に関して、単位等履修生として受講を希望する問い合わせがある。過去の文化学科時代に社会人の受け入れ経験はあり、条件が合えば現在の地域創成学科でも対応可能としている。また令和 4（2022）年度は、西洋教育史で大学院進学を準備する他大学既卒者が地域創成学科開講の「ヨーロッパ文化史」を単位等履修生として受講し、単位を取得した。

【障がい学生の受け入れ】

障がい学生の受け入れについては、学生が入学を希望する学科・専攻科および障がい学生支援委員会が各部局と連携し実施してきたが、令和 4（2022）年度より、障がい学生支援室ペルルが設置され、直接的な学生支援を担当することとなった。

障がい者が本学を受験する際の相談手続きについては、入学事務・広報部と連携して入試要項に掲載している。また入試の際の具体的な配慮方法や入学後の学習に関する検討は

教務部と連携して行っている。

令和元（2019）年度に施行された「郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部 障がい学生支援規程」によって本学における障がい学生支援の流れと各部局の役割と責任が明確化された。支援を要する障がい学生は、まず「支援申込書」を学生生活部に提出し、学生生活部は学生の所属する学科・専攻科および障がい学生支援委員会とともに、本人・保証人（保護者）より教育的ニーズについて十分に聴き取る。その結果に基づいて学科・専攻科および障がい学生支援委員会が「個別の支援計画」を策定し、その内容について本人・保証人（保護者）と「合意書」を取り交わす。こうして当該学生に対する支援がスタートする。具体的な支援内容については当該学生から提出された「授業における支援申込書」「試験等における配慮申請書」に基づき、学科・専攻科および障がい学生支援室ペルルが検討・実施する。

施設のユニバーサルデザイン（UD）化については、学内にエレベーターを 5 機、障がい者用トイレを 5 か所に設置し、段差の解消や階段の手すりの設置を進めた。また、障がい学生の使用の実態から、新たに保健室・図書館・障がい者用トイレに職員を呼ぶためのブザーを設置し、講堂展示ロビーに電動車椅子のためのスロープを設置した。この他に、障がい学生が、障がい学生支援室、学生相談室やハラスメント相談の利用を促進するための周知を進めている。

【長期履修生】

令和 3（2021）年度短期大学部で長期履修制度を検討し、規程を整備した。実施している幼児教育学科では、令和 6（2024）年度は、3 年履修コース生 5 名が在籍し卒業した。長期履修生の生活支援は、アドバイザーを中心に行っている。

【学生の社会的活動】

学生たちの社会活動に対する地域の方々の評価は高い。学生たちが真面目に責任感をもってボランティア活動を行ってきた結果、毎年、地域社会の団体からボランティア活動の要請があり、近年は東日本大震災復興関連のボランティア活動も多く含まれている。

令和 6（2024）年度のボランティア募集の公開は、コロナ感染症感染回避対策が十分に取れていると判断された 26 件について行った。その他に学科を通じて公開されるボランティアがあり、参加件数は 18 件、参加学生数は 138 名であった。この数は、在籍数の 35.4%にあたる。学科公開ボランティア内容は、学科の専門性を生かしたものであった。学生はボランティア活動の経験を専門分野に生かしたいとの認識をもっているが、単に専門分野の深化だけには止まらず、様々な人々と触れ合うことで、コミュニケーションの取り方、企画運営や連絡報告の仕方等を学ぶとともに、社会性を養うことができ、また、地域に貢献していることに喜びを感じて達成感を味わっている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援は就職部と就職委員会の教職員の組織を整備して活動している。就職委員会は、委員長 1 名（就職部長）及び副委員長（大学・短期大学各 1 名の教員は部長補佐を兼任）と各学科就職委員（大学 2 名・短期大学 4 名）・就職部職員（3 名）で構成されている。定例で月 1 回、年 12 回開催されている就職委員会では、就職環境や求人状況・就職活動状況・進路内定状況の報告、就職ガイダンスや就職部が中心となって行う就職支援事業の内容の検討等が行われ、情報が共有されている。支援に当たっては、建学の精神に基づき、該当学年の学生全員の自主的な進路決定を促している。方針としては、適切な情報の提供と入学から卒業までの支援を重視して、個人情報の管理を行っている。また PDCA サイクルでの自己点検・評価を展開し、より良い支援の改善に努めている。

本学では、各学科の就職委員を介してアドバイザーと連携を取り、学生から提出された就職登録カードや個別面談の状況を共有しながら、学生の就職活動を支援している。就職部の 4 名（部長含む）の事務職員のうち 1 名はキャリアコンサルタントの資格を有し、年間スケジュールに基づき就職支援を計画的に行っている。上記の就職登録カードをもとに 9 月～12 月までの期間に 1 年生全員の個別面談を実施して、そのデータに基づき就職相談や職場開拓を行ない、学生の希望に沿った進路決定、就職活動ができるように取組んでいる。

就職支援のための施設としては、創学館 2 階の就職部前のオープンスペースは窓口カウンター式となっており、学生はいつでも就職部職員に気軽に相談できる状況になっている。相談内容は求人票の見方・応募の方法・履歴書等の書き方・エントリーシートの書き方・面接について・電話のかけ方・進路相談等と様々である。特に面接については学生の希望があれば個別に模擬面接（対面・オンライン）で指導している。また、必要に応じてオンラインの面接室を準備している。就職活動の内容を記した就職試験報告書では、過去の就職内定者の体験記を見ることができ、学生の就職活動に役立っている。さらに就職部ホームページでは、就職活動の進め方・就職活動レポート・各学科就職状況・就職情報リンク・求人検索がある。希望する情報が届く携帯メール送信はスマートフォン対応での情報提供も行ない、手元でリアルタイムに求人検索をして求人票を見て就職活動に臨んでいる。企業セミナーは企業と学生の希望がマッチすれば昼休みの 30 分で実施している。幼児教育学科向けの保育の就職セミナーは 5 月に対面で実施している。

以下、具体的な就職支援と学科の対応について述べる。

【就職のための資格取得・就職対策等の支援】

就職模擬試験は一般常識トレーニングテストや就職常識試験の試験対策講座を行っている。就職模擬試験は 5 月から 6 月にかけて民間企業試験の一般常識問題の模擬試験を 2 回、公務員試験の教養問題を 2 回と実施している。模擬試験終了後に解説を入れて、職業適性検査や S P I は分かりやすい解説も実施している。就職試験で S P I を実施する企業が増えて来ているため、令和 3（2021）年度より「めばえドリル SPI」の使用を奨励し、

令和4（2022）年度からは学習支援システムめばえでSPI対策（めばえドリル）を利用できるように環境を整えた。このeラーニング教材の担当窓口である教養・キャリア教育委員会と連携して、学生の利用を増やしていきたい。

さらに公務員及び民間企業就職希望者の筆記試験に対する力を付けるために、「公務員試験等対策講座」を開講している。講座は、基礎講座を短期大学部1年生の10月に3日間、演習講座を3月に3日間、直前講座対策として特別講座を短期大学部2年生の4月に2日間開講していたが、令和6(2024)年度は希望者が減少し、10月の基礎講座と演習講座はオンデマンド方式で行なった。

その他、就職関連資格取得のための試験としては、文部科学省後援秘書技能検定試験・パソコン検定協会が主催するパソコン検定試験（P検）対策、3級受験対策講座を学内で開講していたが、現在は実施に至っていない。パソコン検定試験（P検）対策、3級受験対策講座は管財部が開講して行っていた。

就職部主催各講座及び試験の参加申込状況 5年間分(令和2年度～令和6年度)

令和7年2月21日現在

【短大(専攻科含む)】

年度 講座名	対象 学年	令和2年度 申込者数 (申込率)	令和3年度 申込者数 (申込率)	令和4年度 申込者数 (申込率)	令和5年度 申込者数 (申込率)	令和6年度 申込者数 (申込率)
公務員試験対策 特別講座 ※平成30年度まで「特別講座Ⅰ」の名称で	2	開催中止	9 (3%)	16 (6%)	9 (4%)	3 (1%)
公務員試験等対策 基礎講座 ※学生向けには「就職試験対策基礎講座」で周	1	37 (14%)	20 (8%)	14 (6%)	1 (0%)	1 (0%)
公務員試験等対策 演習講座	1	24 (9%)	14 (5%)	15 (6%)	13 (6%)	6 (3%)
キャリアアップセミナー（受講料無料）	1	32 (12%)	82 (31%)	24 (10%)	14 (6%)	10 (5%)
就職活動直前講座（受講料無料） ※令和2年度から令和3年度まで実施。	1	23 (9%)	20 (8%)			
職業適性検査及び解説 ※令和4年度は「解説」未実施。	1	84 (32%)	80 (31%)	78 (34%)	70 (32%)	62 (29%)
第1回 就職模擬試験 高卒程度公務員テスト	1～2	43 (8%)	52 (10%)	28 (6%)	27 (6%)	0 (0%)
第1回 就職模擬試験 一般常識トレーニング テスト	1～2	93 (18%)	17 (3%)	84 (17%)	80 (18%)	64 (15%)
第2回 就職模擬試験 高卒程度公務員テスト	1～2	9 (2%)	14 (3%)	8 (2%)	6 (1%)	7 (2%)
第2回 就職模擬試験 一般常識テスト ※令和元年度まで「就職常識試験」の名称で実	1～2	81 (16%)	89 (17%)	87 (18%)	5 (1%)	68 (15%)
SPI模擬試験及び解説	1	85 (32%)	80 (31%)	78 (34%)	73 (34%)	68 (31%)
秘書技能検定試験(第1回目：2級) ※令和3年度まで実施。	1～2	17 (3%)	7 (1%)			
秘書技能検定試験(第1回目：3級) ※令和3年度まで実施。	1～2	8 (2%)	7 (1%)			

【就職ガイダンス・キャリアアップセミナー】

就職ガイダンスは年6回実施し、キャリアアップセミナーを8月・2月に計22コマ実施している。その他、キャリアデザインⅡ（選択科目）を行っている。就職ガイダンスでは、学生の就職への意識向上を視野に入れ、オンライン面接への対応を取り入れている。令和

3 (2021) 年度からは、福島県内で活躍中の卒業生の話や福島県内の大学が参加しているキャリアサポーター制度を活用して講演を行ない、座談会を実施している。また令和 6 (2024) 年度は、キャリアアップセミナーを 8 月から・2 月の 2 回に分けて実施している。企業を知り・社会を知る・自分自身を知ることから始めマナー講座等も実施している。実践で対応できるように履歴書・エントリーシートの書き方・自己分析等実践で役立つ就職支援を実施している。

【キャリアデザインⅡ（インターンシップ）】（Ⅱ-A-4 参照）

本学の広義のキャリア教育の一端を担う全学共通の教養科目の一つとして「キャリアデザインⅡ」を平成 28 (2016) 年度から就職部が担当し、2 年目の平成 29 (2017) 年度からは授業内容をインターンシップとして実施している。就職部による職業体験教育（インターンシップ）の支援自体は、それ以前に始まっており、平成 27 (2015) 年度 12 名、平成 28 (2016) 年度 13 名の参加学生があった。令和 6 (2024) 年度は 36 名の学生がインターンシップを行った。

【学内企業説明会】

令和 6 (2024) 年度は学内企業説明会（48 社）を 2 月に実施し、2 日間で多くの学生が参加して、積極的に企業の採用担当者と対面での面談を行った。対面で午前・午後 2 回に分けて実施した。令和元（2019）年 10 月には、進路希望の多様な新設の地域創成学科の一般企業対策支援のため、郡山商工会議所とのミニ『企業合同説明会 in キャンパス』を行い、令和 5 (2023) 年度には新卒応援ハローワークと共同で 12 社の「就職応援合同面接会」を実施しているが、令和 6 (2024) 年度は本学単独で 7 月に 10 社の企業を集め、ミニの企業説明会を実施した。

【就職状況・進学状況】

就職状況は 5 月から毎月の職種別就職状況・進学状況を記載し、就職委員会、教授会で報告している。就職状況は学科毎に分析、具体的な就職支援の協議を行なっており、各学科就職委員・アドバイザーと情報を共有しながら就職支援を行っている。令和 6 (2024) 年度は、就職活動が早まっていることを考慮して 5 月から就職未内定者に個人面談を実施し、就職が内定するまでフォローを行った。教授会で報告される就職状況の詳細は、各学科主任・就職委員に資料として配布しており、学科内で共有されている。この資料は学科クラス毎の個人の就職率・就職先を明記したもので、学科及び専攻科毎に卒業時の就職状況を分析・検討することで、その結果を次年度以降の学生の就職支援に活用している。令和 6 (2024) 年度の各学科及び専攻科の就職状況は、以下のとおりである。

年度 科・専攻	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
健康栄養学科（平成 29 年度まで食物栄養専攻）	97.6%	100 %	100%	100%	100%
幼児教育学科	100%	100 %	100%	100%	100%
地域創成学科（平成 30 年度新設）	100%	100 %	100%	100%	100%
専攻科 文化学専攻（平成 12 年度新設）	100%	100 %	100%	100%	100%
専攻科 幼児教育学専攻(令和 4 年度新設)	100%	100%	100%	100%	100%

健康栄養学科

就職率は100%で業種別構成は、宿泊業・飲食サービス業76%、医療福祉・医療業・保健衛生5%、製造業・印刷関連業、鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業、製造業・鉄鋼業・非鉄金属、運輸業・郵便業、金融業・保険業各それぞれ3%、製造業・食料品・飲料・たばこ、飼料製造業、繊維工業それぞれ2%、になっている。職種別構成は、その他の保健医療従事者69%、事務従事者、サービス業従事者13%、生産工程従事者2%となっている。専門職を活かした就職は74%となり、教育の目的・目標を達成している。

幼児教育学科

就職率は100%で業種別構成は、教育・学習支援51%、その他の専門・技術的職業従事者45%、事務従事者4%になっている。職種別構成は教員51%、その他の専門・技術的職業45%である。専門職を活かした就職は96%となり、教育の目的・目標を達成している。

地域創成学科

就職率は100%で業種別構成としては卸売業・小売業26%、生活関連サービス業18%、金融業・保険業10%、サービス業従事者8%、情報通信業6%、建設業、宿泊業、飲食サービス業、製造業鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業それぞれ4%、公務、社会保険・社会福祉・介護事業、製造業・食料品・飲料・たばこ飼料製造業、その他の教育・学習支援業、電気・情報通信機器器具製造業、電気ガス熱供給・水道業、農業・林業、販売従事者、製造 繊維工業、運輸・郵便業それぞれ2%となり多種の業種で就職している。

専攻科 文化学専攻

就職率は100%で業種別構成としては、製造、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業67%、不動産業、物品賃貸業33%となっている。職種別構成は、生産工程従事者67%、事務従事者33%になっている。

専攻科 幼児教育学専攻

就職率は100%で業種別構成としては、その他の医療・福祉・社会保険・社会福祉・介護事業100%となり、職種別構成は、その他の専門・技術的職業100%で、教育の目的・目標を達成している。

過去5年間の進学状況は以下の通りである。

過去5年間の進学先														
年度	健康栄養学科	幼児教育学科							地域創成学科					
	大学食物栄養学科	専門学校	生活科学科	専攻科幼児教育学専攻	他大学	地域創成学科	専門学校	通信	生活科学科	専攻科文化学専攻	他大学	通信	専門学校	合計
2019(令和2年度)					3	2			3	7	2		1	18
2020(令和3年度)	4				1		1		1	8	4		2	21
2022(令和4年度)	4	1		3						4	1	3		16
2023(令和5年度)			1	6					1	8	2			18
2024(令和6年度)	6	1	1	1				1		10	1		1	22
	14	2	2	10	4	2	1	1	5	37	10	3	4	95

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

以上みてきたように、本学の学生支援に必要な組織的体制は概ね整っている。新型コロナウイルス禍を乗り越えたが、今後とも不測の事態にも対応できる体制が継続されていく必要がある。以下は、今後の課題である。

①教育資源の活用については、FD 活動のさらなる充実のため学科及び専攻科独自の活動を工夫すること、そして図書館利用の促進があげられる。また、時代に即したラーニング・コモンズやアクティブ・ラーニングの啓発等を加速させる必要がある。だが、ビブリオバトルの実施については、近年の低年齢化に伴い、令和 7(2025)年度の実施は検討すべきである。

②生活支援については以下の課題がある。学友会活動ならびにクラブ・同好会活動については、一部を除いて低調であり、活性化する支援・指導を行うことが課題である。留学生受け入れについては、受け入れ体制があることが必ずしも周知されていないため、学内・外ともに伝える必要がある。障がい学生支援については、今後、障がい学生が増加することが予想され、障がいの種別・程度によっては現在の体制・設備では十分に対応できないことが懸念される。環境整備を進めていくとともに、教職員の障がい学生に対する理解と支援に関する研修会の継続と、支援にかかわる関係部署との連携の検討を進めていくことが課題である。また、学生のボランティア活動などの支援について、社会活動を評価する仕組みを整備することも、将来的な課題といえる。

③進路支援については、近年の就職状況の変化に対応する必要がある。一般企業の一般事務職は厳しい状況である。また、学生の就職活動の開始に差がみられ、早めに意識づけていく必要がある。各学科の多様な就職先及び多様な学生に対応した職場開拓を進めると共に、学生の質と就職意識の向上を目指す必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、貴重な学びの体験を大きく変えたが、令和 6(2024)年度は特に制限することなく学園、学科、各部署での行事、そして卒業式も行うことができた。社会の変化が著しい今日、近年の学生の特性を踏まえ、時代の変化に対応した新たな学生支援の在り方を検討していく必要がある。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回既述した行動計画は、次のとおりである。

教育課程においては、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示されているが、三つの関連についての議論は始まったばかりである。CAP 制度や GPA 制度も導入して間もない。学生の側に立った検討を PDCA サイクルに乗せて定期的に点検していく。学生支援においては、概ね支援に必要な組織体制の基盤はある。これをより活用できるような仕組みを検討していく必要がある。

以上の行動計画は、次のとおり概ね実現されたといえる。

①「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの関連については、上述のⅡ-A-1・Ⅱ-A-2・Ⅱ-A-5にあるように、学生の実情や社会からの要請を受けて一つを検討する際には三つを関連づけた検討が各学科及び専攻科においてワーキンググループが立ち上げられるなど、点検と検定を継続して実施する習慣が定着してきた。

②学習成果とその測定については、上述のⅡ-A-6・Ⅱ-A-7にあるように GPA 指標を活用することも定着し、各学科及び専攻科において PDCA サイクルを利用して定期的な点検がなされている。

③学生支援については、既存の組織の有効活用の事例をⅡ-B-2・Ⅱ-B-3・Ⅱ-B-4で確認できる。代表的な事例としては、教養・キャリア教育委員会が基礎力不足の学生のための学習支援に導入し、地域創成学科から始まった「めばえドリル」の利用が他学科に広がり、SPI 対策を切っ掛けに就職対策のサポート教材として就職部が利用を奨励することで、全学的な利用が実現したことなどが挙げられる。

(b) 令和 6(2024)年度の自己点検・評価の課題についての改善計画

【教育課程】

- ①「教育課程編成・実施の方針」は、「卒業認定・学位授与の方針」「入学者受け入れの方針」と一体的に点検するが、その際の指標となる「学習成果方針」及びその項目、そして活用について検討する必要がある。
- ②学生の基礎学力向上や SPI 対策として就職活動支援の目的で導入された e ラーニング教材システム「めばえドリル」を、学生が活用できるよう教養キャリア委員会と IT 委員会が利用説明会等の啓蒙活動を実施する。
- ③キャリア関連科目によるライフデザインや一生涯を視野に入れた学びを推進していきけるよう、教養キャリア委員会を中核として各学科及び専攻科との連携や情報共有の仕方について計画する。
- ④「入学者受け入れの方針」について、受験を希望する高校生が方針を充分理解できるよう、表現等を教務委員会が各学科と連携して改善していく。
- ⑤学生の卒業後評価に対するデータの収集体制は整っていることから、その活用について関連部署と検討する必要がある。

【学生支援】

- ①ビブリオバトルの次年度以降の実施について、検討する。
- ②障がい学生が適応できる環境整備や教職員の障がい学生に対する理解に関する研修会等を障がい学生支援室等が中核となって計画する。
- ③多様な学生に対する多様な就職先の開拓と、学生の職業意識の向上のため、就職部と学科及び専攻科との連携強化について、具体的な行動を検討していく必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学においては、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を編成している。学校教育法第 92 条に基づく教授、准教授、講師、助教、助手である教員は、学科に所属しており、学科には、主任、副主任を置き、所属する教員の独立した教育・研究活動を尊重しながら、学科・専攻としての方向性を調整し、教育課程の目標を達成する組織編成としている。専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。なお、専攻科二専攻の教員は、地域創成学科・幼児教育学科との兼務となっている。

教員の採用・昇任は、「就業規則」や、選考規程として定めている「教員資格審査基準」、「教員の資格審査運営規則」に基づいて行っている。専任教員の採用に当たっては学長及び当該学科主任教授等による面接を実施し、昇任に当たっては学長・副学長・当該学科主任教授等による審査会により評価を行っている。それらの審査を経ることにより、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足していることが確認され、保障されるものとなっている（備付資料 80、備付資料 82）。

令和 6（2024）年度 学科別専任教員数

学科・専攻	専任教員数						
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数 (うち教授数)	助手 (実習助手)
健康栄養学科	2	3	1	1	7	5 (2)	0
幼児教育学科	6	3	4	2	15	10 (3)	0

地域創成学科	6	5	2	1	15	7 (3)	0
--------	---	---	---	---	----	-------	---

また、教育課程編成・実施の方針に基づき、主要な授業科目は専任教員が担当することを基本方針として、非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。非常勤教員の採用にあたっては、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。さらに、実験や実習などの授業運営、学科・専攻運営の実情を考慮した上で適切な補助教員等の配置を行っている。

令和 6（2024）年度 補助教員数

学科・専攻	補助教員数（事務助手）
健康栄養学科	2
幼児教育学科	1
地域創成学科	0

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、学科及び専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。専任教員は、教務部を中心とした組織的な支援体制のもとに、科学研究費補助金を獲得している。令和 3（2021）年度は代表 3 件・分担 5 件、令和 4（2022）年度は、代表 4 件・分担 4 件、令和 5（2023）年度は代表 3 件・分担 5 件、令和 6（2024）年度は代表 5 件、分担 5 件であった。申請要領は、資料としてまとめられ学内で公開され、説明会や採択経験者による講演会を、不正防止委員会と共催で実施している。令和 6（2024）年度は、前年に引き続き WEB 上での開催となった。

専任教員の研究活動に関する規程としては、「職制」、「学校法人郡山開成学園 個人情報保護規程」「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規定」、「郡山女子大

学並びに郡山女子大学短期大学部「動物実験規程」や「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部特定研究補助規程」が整備されている。また、人（動物）を対象とする研究に関する倫理委員会が組織され、委員会規程に則った対応をしている。

研究倫理を遵守するための取組みは、主に不正防止委員会が担当している。上記の科学研究補助金に関する説明会において、学園教育充実研究会認定のFD・SD研修会として、専任の教員と職員を対象に毎年研究倫理教育を行っている。令和6（2024）年度の研究倫理教育はオンデマンド形式で令和6（2024）年8月1日～8月31日まで実施した。併せて、新任の専任教員には日本学術振興会の研究倫理eラーニング教材コースを受講するように依頼し、全員が受講を終了している。また、文部科学省通知などの研究倫理に関する情報は、学内のグループウェアで周知している。このように専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。また、不正防止委員会のPDCAサイクルにより毎年その取組みを検証している。

専任教員による研究成果の発表については、「本学に於いて行われた重要な研究成果・結果の記録保存と関係諸学会への寄与を目的と」して『郡山女子大学研究紀要』が年一回発行されており、その機会が確保されている。『郡山女子大学研究紀要』は、大学・短大・附属高校の教員で構成されている紀要編集委員会により、組織的にまとめられており、同委員会は、研究成果の投稿の呼びかけ、投稿された論文の編集・査読作業等を行っている。令和6（2024）年度には、『郡山女子大学研究紀要 第61集』が発行され、原著論文11本、研究ノートが4本掲載されている。全専任教員（大学37名、短大40名、計78名）に対する原著論文・研究ノート本数の比率は、19.2%となっている。「研究業績及び社会活動」も『郡山女子大学研究紀要』とともに年一回、紀要編集委員会によってまとめられ、全専任教員に関する情報が大学ホームページにおいて公開されている。また令和5（2023）年度より、「郡山女子大学、郡山女子大学短期大学部、郡山女子大学附属高等学校及び郡山女子大学附属幼稚園（以下「本学」という。）における『教職』の質の向上に寄与する研究・実践の奨励並びにその成果・結果の記録保存及び関係諸学会への貢献等を目的として」『郡山女子大学教職年報』の発行が始まり、教職課程を担当する教員にとっての研究成果の発表の場となっている。令和6（2024）年度には、『郡山女子大学教職年報 第Ⅲ号』の編纂・発行が行われた。教員個人調書については、備付資料の通りである。

専任教員が研究を行う研究室等については、各学科及び専攻科の研究内容等に応じて整備されている。研究室等は、教務部を中心として毎年見直しを行い、効果的・効率的な利用が検討されている。一部に課題があるが、中期計画の下に整備を進めている。

専任教員が研究、研修等を行う時間の確保については、各学科及び専攻科の実情に応じて、学長・副学長の指導のもと主任を中心とした検討がなされている。教員は、授業時間数、委員会等の学校運営業務、アドバイザーや実習関連等の負担の個人差が大きいため、これに関する主任が中心となって調整されている。授業時間数については、毎年の教育課程見直しにおいて、教務部と連携した調整が図られている。研究日は、「研究日付与日数」として明記されている通り、職位ごとに付与されている。年間、教授60日以内、准教授・講師45日以内、助教・助手15日以内となっている。研究日の取得については、学校運営上の学内業務や担当授業数が偏重している影響から、取得

率に差が生じている現状が続いている。

また、「学校法人郡山開成学園専任教職員に係る学外資金並びに自費による留学等の取扱規程」、学校法人郡山開成学園専任教職員「海外研修規程」により、専任教職員の留学や海外派遣等への機会が整備されている。今年度からサバティカル検討委員会が組織され、検討が進められている。

FD 活動については「学園教育充実研究会 FD 部門規程」に基づき、学園教育充実研究会が中心となり組織的な取組みがなされている。主な FD 活動としては、授業評価アンケート、研修会の企画・開催、授業公開、学園教育充実研究会（大会）であり、その効果については PDCA サイクルによって検証されており、教員は FD 活動を通して、教育方法についての改善を行っている。「授業評価アンケート実施規程」に基づき、授業評価アンケートの集計結果をもとに、各学科の学生が参画する FD 活動を実施し、報告書を各学科主任へフィードバックし、更なる教員の授業改善へ役立てている。令和 6(2024)年度の全授業公開については、前期は 6 月 17 日～7 月 5 日、後期は 11 月 25 日～12 月 13 日のそれぞれ 3 週間実施し、教員間の教育力向上を図った。研修会も昨年同様積極的に開催している。

年に一度教職員が一堂に会し開催される「学園教育充実研究会（大会）」は、昭和 44（1969）年、教育力の向上と教職員の相互連携を目的とし、半世紀に渡り途絶えることなく開催されてきた、FD・SD の協働活動である。令和 6(2024)年度は 2 月 21 日に、建学記念講堂小ホールにおいて「第 60 回学園教育充実研究会」を開催した。令和 6(2024)年度の大会は数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会の協力を得て「AI 時代における高等教育の取り組みと可能性」をテーマとし、AI が高等教育でどのように活用されて学生の学修体験を豊かにするのか、高等教育の現場での AI 活用のあり方や可能性について学部講師による基調講演、その後 FD 部門と SD 部門に分かれ、FD 部門では本学の AI の取り組みについて、本学の 2 名の教員が事例発表を行い、SD 部門は事務職員の能力向上を図るため、総務部長より私立学校法の改正について、経理部長より学校法人会計基準について、それぞれご説明を行った。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の事務組織については、法人管理部門の事務組織（学園事務局）と、学務部門の事務組織（短期大学部事務局）とを整備している。

学園事務局には、総務部（総務課・秘書課・IR室）、経理部（経理課・出納課）、管財部（管財課・環境保全室・地域連携推進室）、入学事務・広報部を置き、短期大学部事務局には、教務部、アドミッション・オフィス、学生生活部、就職部を置きそれぞれ事務局長が事務を統括、掌理することとしており、短期大学の教育研究活動等に係る事務組織としての責任体制を明確にしている。

資格や専門知識を必要とする事務に関しては、管財部に危険物や薬品の取り扱いに関する資格を有する職員を配置しており、また、入学事務・広報部及び就職部には、関連業務に従事していた経験を有する職員を外部から採用するなど、事務を円滑に遂行する体制を整備している。また、それ以外の事務に関しても、担当する職員を能力向上のための外部の研修会に積極的に参加させ、必要な資質の向上に取り組んでおり、本学の事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務を遂行するに当たっては、組織・事務分掌関係、事務処理関係、就業・サービス関係の基本的な事務関係諸規程を整備しており、適切に運用している。

事務組織が事務を遂行するため、部署ごとに事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室は、本館3階に総務部、本館2階に管財部、経理部、入学事務・広報部、創学館2階に教務部、学生生活部、就職部を配置している。各事務室には、事務処理に必要なネットワークを構築しており、各職員には業務用パソコンが貸与されている。このほかファックス、プリンター、書庫など、事務処理に必要な情報機器、備品等を整備している。

SD活動に関しては、「学園教育充実研究会 全体規程」、「学園教育充実研究会 SD部門規程」等を整備し、SD研修会を開催するなど職員の資質向上に寄与する活動を適切に実施している。事務職員は、SD研修会や外部の研修会等で得た見識や、日々の業務の中での創意工夫をもとに日常的に事務処理の改善に努めている。

また、本学においては、PDCAサイクルによる自己点検・評価を導入している。事務組織は、各部署に毎年度「PDCA表・年度当初計画書・年度末報告書」を作成し、計画に沿った事務を遂行するとともに、年度末には「自己点検・評価報告書」を提出し、学園全体で実施する自己点検報告会で発表を行っている。そこでの教職員からの質疑応答や提案等の意見交換を通じて、より一層の点検・評価の充実を図り、事務の改善・充実につなげている。

さらに、事務職員は本学園あるいは本学に設置されている各種の委員会に教員とともに所属することにより、委員会の設置目的である課題に取り組んでいる。自己点検報告会や委員会活動等を通じて、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署との連携を図っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関しては、労働基準法等に基づく就業規則等を整備しており、また、学内サイト（グループウェア・ファイル管理（総務部））に閲覧可能な状態で掲載することにより、教職員への周知を図っている。

教職員の採用、任免、服務及び出退勤に関する書類、人事記録等については、「学校法人郡山開成学園文書取扱規程」に基づき適正に管理している。

教職員の健康管理に関しては、学生と共用の保健室を置き、看護師が常駐し、医師免許を持つ教員が顧問として指導に当たっている。また、定期健康診断を実施するとともに、心理的な負担の程度を把握するための検査（「ストレスチェック」）を年1回、全教職員を対象に実施し、より働きやすく健康な職場へと改善することを目指している。令和3（2021）年には、新型コロナウイルスの蔓延から学生並びに教職員を守るため、郡山市内の星総合病院の協力のもと、ワクチンの職域接種を実施し、安全・安心な学生の学習環境と教職員の就業環境の確保に努めたところである。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

平成30（2018）年度～令和元（2019）年度には学科の統廃合が行われたことで教員配置の調整の必要性が生じたが、同時に本学教員の年齢構成を考慮するならば、今後も適切な教員配置の検討が求められる。これについては職員も同様であり、教職員の定年退職に伴う後継者育成が問題となっている。現在は主に定年退職者を再雇用し、業務の円滑な引き継ぎを行っている。一方、中堅・若手教職員を外部の研修会に積極的に参加させるなど、専門的な職能の向上も図っている。しかし、同一教職員を外部研修会に継続して参加させるか、多くの教職員を種々の研修会に参加させて能力向上を図るか、が難題である。それ故、円滑で有効な研修体系の構築を図るとともに、各部署の業務内容、業務量に応じて今後も人員配置の見直しを行っていく必要があり、人事管理体制の強化が課題となっている。

また研究日の取得率は前述（Ⅲ-A-2）の通りであり、今後は業務偏重状況の改善を図らなければならない。

FD・SD活動については、学園教育充実研究会によって運営がなされており、今後も継続的なFD・SD活動を進めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

郡山女子大学短期大学部は、郡山女子大学と同キャンパスにあり、校地は、郡山女子大学と共用となっている。その面積は、全体で 128,755 m²あり、短期大学設置基準上必要とされる面積 6,000 m²（収容定員 600 人）と大学設置基準上必要とされる面積 5,490 m²（収容定員 549 人）の合計 11,490 m²を満たしている。

運動場としては、本部キャンパス内に夜間照明付多目的運動場（7,440 m²）と本部キャンパスから約 15 km（所要時間 30 分）の距離にある、石筵総合教育園（熱海町）内に、全天候テニスコート 2 面・バレー・バスケットボール兼用コート 1 面及び芝生敷多目的運動場（13,685 m²）を有している。

校舎面積は、短期大学専用として 3,454 m²、大学との共用として 16,126 m²あり、短期大学設置基準上必要とされる面積 8,950 m²を満たしている。

本学のバリアフリーは建学記念講堂、図書館、創学館、62 年館、芸術館、83 年館と不特定多数の方々の利用頻度の高い施設を優先して整備している。平成 26（2014）年度に、62 年館及び芸術館各エレベーター設備を整備完了し、平成 27（2015）年度は 62 年館 3、4 階に障がい者用トイレを整備完了、平成 28（2016）年度は 62 年館 1 階にオストメイト完備のみんなのトイレを整備した。令和 3 年（2021）度には、83 年館 エレベーター設備とスロープ及び玄関自動ドアを整備した。令和 4（2022）年度には、全ての障がい者用トイレ内に緊急時通報装置、及び図書館、保健室前へ呼出ベル、障がい者ロッカースペースに在室表示灯、並びに講堂展示ロビーの段差へスロープを整備完了した。令和 5（2023）年度には、図書館 1 階にオストメイト完備のバリアフリースペースを整備した。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室・演習室・学生自習室・学生用実験室・実習室を整備し、教育研究に有効に活用している。教室数については、以下のとおりである。

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習室
23	12	59	0	0

また本学は通信による教育課程は設置していない。

授業を行うための機器・備品を各学科に以下のとおり整備している。

健康栄養学科

大学食物栄養学科と共用として、調理実習室他 10 室あり、給食経営管理実習室には、総合調理器他機器備品 123 台と給食実習用具 106 点、調理学実習室には、調理台他機器・備品 169 台と調理実習用具 250 点、栄養教育実習室には、視聴覚機器他機器・備品 26 台、臨床栄養実習室には、骨密度測定器他機器・備品 139 台と経静脈栄養用具 24 点、理化学実験室には、電気乾燥機他機器・備品 53 台と理化学実験用具 879 点、及び、生理学実験室には、人体計測器他機器・備品 118 台と生理学実験用具他 606 点が備えてある。

幼児教育学科

幼児教育学科専用として、図工・絵画室他 44 室がある。授業用機器・備品として表現関

係 53 台、体育館関係 59 台、リズム・音楽関係 99 台、図工・絵画関係 26 台、知能検査関係 11 台、生活演習関係 4 台、計 252 台が備えてある。特に ML 教室には、指導者用デジタルピアノ 1 台、学生用ピアノ 28 台及び、調整卓一式、またレッスン室 11 室には、グランドピアノ 1 台とアップライトピアノ 1 台が備えてある。学生のピアノ練習室 19 室あり、自主的な練習が可能である。チャイルド・ミュージックコース用機器として合奏室にはコンピューターシンセサイザー機器 9 式が備えてある。

地域創成学科

アート&デザイン系の実習施設として、CG 演習室他 8 室があり、CG 演習室には、CG システムとしてパソコン教員用 1 台、学生用 15 台、画像入力器（デジタルビデオカメラ他）4 台、カラープリンター（大判プリンター他）2 台及び、ネットワーク機器 2 台が備えてある。

専攻科文化学専攻

地域創成学科の歴史・文化系と共用の実習施設として考古学実習室には、最新の高精度デジタル測量機材のパルストータルステーション、遺跡管理システムⅡ、大型遺物実測器、一眼レフデジタルカメラ、及びデジタルマイクロスコープが備えてある。

授業用の機器備品は使用する各学科担当者が管理しており、故障が発生した場合には、学科主任を通して学園事務局管財部に連絡、修理依頼により、授業に支障の無いように対応している。

図書館は、面積 1,651 m²を有し、司書係長（短期大学部准教授兼任）および専任職員 3 名が学生・教員の学習・研究活動をサポートしている。令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、閲覧室の座席数は 165 席、開館時間は通常は、8 時 30 分から 18 時まで、土曜日は 10 時から 15 時までとなっている。日・祝日及び本学の指定する休業日は閉館している。令和 5（2023）年度の入館者数は、4,249 人で、1 日の平均は、19 人であった。また、貸出冊数は、1,271 冊である。

図書館は、学生、教職員（以下利用者とする）の学術研究の重要資料として、内外古今の図書及び学術資料（電子資料含む）を完備しており、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の蔵書数は和書 105,567 冊、洋書 13,513 冊の計 119,080 冊を所蔵している。令和 5（2023）年度の購読雑誌は、和雑誌 129 タイトル、洋雑誌 2 タイトルの計 131 タイトルである。他に視聴覚資料 360 点を収蔵している。学術情報データベースは 1 種、電子ジャーナルは 1 種がある。図書館の運営に関する事項を審議するため図書館運営委員会が置かれており、女子大学に相応しい資料を系統的に収集するため図書の選定等を行っている。また図書館情報システムに、国立情報学研究所の NACSIS-CAT（目録所在情報サービス）及び OPAC（オンライン目録検索）を導入するとともに、図書館の Web ページ（<http://library.koriyama-kgc.ac.jp/>）を開設している。Web では利用案内、開館カレンダー、利用者へのお知らせ、新着図書の案内などを掲載している。

体育館は、1 棟（1,567 m²）を有しており、体育の授業をはじめ、課外活動など有効に活用されている。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた遠隔授業のため令和 2（2020）年度

は、創学館 5 教室（521, 531, 532, 533, 534）、62 年館 2 教室（642, 643）、83 年館 2 教室（821, 832）、芸術館 1 教室（大教室）計 10 教室、家政学館 4 実験・実習室（食品経営管理実習室、調理学実習室、臨床栄養実習室、理化学実験室）計 14 室を令和 3（2021）年度に遠隔授業が円滑に実施できるように整備した。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産管理規程及び財務諸規程については、経理規程の中の記述をもってそれにあてている。

物品は、校具・消耗品・備蓄品等を管財部で管理し、常に必要な数量を配備している。新規物件は、物件購入決議書により購入している。施設、設備の日常的な維持管理については、学園事務局管財部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築、設備等の専門家による知識を活用、的確なマネジメントにより維持管理している。特に学内清掃業務、緑地管理業務、電気、空調設備等の保守点検業務、消防設備、エレベーター設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び関係法令を遵守し、安全確保を図っている。

①火災・地震対策

防災管理委員会が火元責任者と火気取扱者を管轄し、各居室や実験室の安全確保と防災に努めている。学生及び教職員が“いざ”という時に冷静な行動が取れるよう、災害から自分で自分の身を守るための心得をしっかりと身に付けさせることを目的に「学校法人 郡山開成学園 災害対応マニュアル」を配布している。また環境委員会が、緊急時（燃料油の流失及び化学薬品の流失）の処理手順書を作成し関係者に配布している。

②防犯対策

最近の学校内事件、事故の急増に伴い、学内の防犯対策を強化している。学園教職員であることが明確に判る所属を記載した吊り下げ名札を全教職員（非常勤、外部委託員含む）に、来客者（学校見学者、業者、作業員等）には、入場許可証を携帯させている。

キャンパス内各所に設置した防犯カメラ（屋内 30 台、屋外 19 台 計 49 台）を正門守衛及び本館 2 階受付・案内係が常時監視しており、不審者がキャンパス内に侵入した場合は直ちに男子職員が近隣派出所の応援のもと現場へ急行する。またカリキュラムの多様化に伴う授業時間の増加に伴い、正門に巡回警備員 1 名（勤務時間 17:30～21:30）を配置している。

③定期的な点検、訓練

事故や天災等の緊急事態により学生、教職員の生命に重大な影響を及ぼす緊急事態を想定し、毎年 1 回安全防災訓練を実施している。令和 6（2024）年度は緊急地震速報による震度 5 強の大地震が 20 秒後に到達するとの想定のもと、身の安全確保（安否確認含む）訓練を実施し、火災による避難訓練は、雨天中止となった。

大規模災害を想定した訓練では、防災管理委員会主催で平成 26（2014）年度は AED 操作・人工呼吸訓練を、平成 27（2015）年度は初期消火訓練（消火器、屋内消火栓）を、平成 28（2016）年度は災害時避難所において避難者へ提供する食事等の炊出し訓練を平成

29（2017）年度には緩降機（スローダン）を利用した避難訓練を平成 30（2018）年度には警察官による刺股講習会を令和元年度には普通救命訓練を令和 2（2020）年度は初期消火訓練（消火器、屋内消火栓）令和 3（2021）年度は火災報知器操作訓練を令和 4（2022）年度は初期消火訓練（消火器、屋内消火栓）実施した。

④ 学内ネットワークのセキュリティ対策

学内ネットワークでは、「Mac アドレス認証」など PC のネットワーク接続を限定することで、必要とするセキュリティを確保している。

⑤ 省エネルギー、省資源対策

平成 14(2002)年 9 月に環境宣言を掲げ、本格的な環境保全活動を開始した。平成 16(2004)年 12 月には、教育機関では全国初となる環境省策定の国内 EMS「エコアクション 21」の認証・登録証を（財）持続性推進機構より交付された。（■エコアクション 21 認証登録番号 0000091）

【10 年間で 33%節電、再生可能エネルギー導入率 9.0%】

本学では平成 21(2009)年よりエコキャンパス推進工事を継続し、高効率な照明器具や変圧器、空調管理システムや教室等暖房時の温度ムラの解消を行うサーキュレーター設備の導入、創学館・芸術館・図書館の LED 化を年次計画により実施し、省エネルギー対策に取り組み、平成 30(2018)年度までの 10 年間で約 33%の節電(年平均 3.3%以上)を達成した。また、学内に太陽光発電設備を順次導入し、学内消費電力に充てている。現在の設備容量は約 80kW、年間発電量は約 8.8 万 kWh（令和 3 年度実績）に達し、学内全消費電力のうち約 9.0%を自然エネルギーで賄うことを実現している。

【エコアクション 21 を基盤とする環境マネジメント体制】

本学は平成 16(2004)年 12 月に教育機関として全国で初めてエコアクション 21 の認証・登録をし、学内の環境マネジメントを推進する体制をいち早く整えた。教育機関として「エコマインドを持った学生、生徒の育成」を図るべく学生への環境教育や環境活動の支援にも取り組んでおり、また、温室効果ガスや省エネルギー、自然エネルギーなどの項目で高い目標を設定して実行している。このような全学を挙げての環境マネジメント体制も高く評価され、第 6 回エコ大学ランキングにおいて「5 つ星エコ大学」を獲得した。またサステイナブル推進協議会主催のサステイナブル評価システム ASSC（アスク）において、「ゴールド」の認定証の交付を受けた。平成 28(2016)年度と平成 29(2017)年度、令和元(2019)年度には、地球・人間環境フォーラムが主催する環境コミュニケーション大賞の環境活動レポート部門で優良賞を、令和 2（2020）年度には優秀賞を受賞した。

令和元（2019）年度・令和 3（2021）年度「福島議定書」事業（事業版）において、オフィス・店舗等部門「優秀賞」を受賞。更に環境・人づくり企業大賞 2019 において環境大臣賞（地域協働部門賞）を受賞した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的な学習（アクティブ・ラーニング）への転換が必要とされていることから、平成 25（2013）年度に 62 年館 2 階及び図書館 3 階へ、平成 26（2014）年度 家政学館 1 階 調理学実習室へ、平成 28（2016）年度

家政学館 2 階調理学実習室及び 83 年館 4 階 No.1 音楽室（ML 教室）へアクティブ・ラーニング室（5 室）の整備を行った。令和元（2019）年度は、地域創成学科で使用する 2 講義室及び 1 実習室内にアクティブ・ラーニング設備（3 式）を整備した。今後とも本学におけるアクティブ・ラーニングの導入状況に対応しながら、必要に応じた点検整備を行っていく必要がある。

施設設備は、適切に維持管理されているが、3.11 東日本大震災を教訓として大規模災害を想定した備蓄、訓練、災害時対応マニュアルの整備等を継続的に実施していくこと、又、地球温暖化防止につながる環境負荷削減は継続しつつ、SDGs（持続可能な開発目標）との関連を意識した幅の広い環境活動の展開を図ることが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

来るべく Society5.0 社会に向け、根幹にある人間生活の充実発展に寄与できる人材育成を目的に、積極的に ICT を活用し、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく、ICT 設備を整備している。

入学時に全ての学生に最新のノートパソコンを卒業まで無償貸与し、教育及び学生生活全般で ICT の積極的活用促進を行っている。パソコン利活用に伴うすべての事項（使用方法、ソフトウェア、ハード障害等）に対応すべく情報教育アドバイザー（女性 1 名）を週 3 日間（火・水・木曜日）配置している。

しかしながら、高校生が 1 人 1 台パソコンを持つ時代となり、23 年続いてきたパソコン貸与事業は、令和 5(2023)年度を以て新入生への貸与は終了となる。令和 6(2024)年度年度からは、BYOD（新入生が自分のパソコンを持参する）方式へと変更している。

また学生がネットワークに容易にアクセスできるように全ての教室に無線 LAN を整備し学生自習室（談話室、マリールーム、オフタイム）には情報コンセント（1,200 個）及び無線 LAN を整備し、授業の中で ICT を活用できる環境を充実させている。学内 LAN は基幹部分を 10GBase-SX 及び 1GBase-SX に、支線を 1000Base-T にするなど機器の更新を逐次行っている。インターネットとの接続については、国立情報研究所が提供する学術情報ネットワーク（SINET）・フレッツ回線を効率的に併用して接続している。

これらのネットワーク接続環境を利用し、Web ブラウザを通じてシラバス、休講・補講情報、授業教材などの修学に必要な様々な情報を学生に伝える学生ポータルサイトが導入されており、学生の自学自習や教職課程の履修カルテ運用・学生カルテなどに広く活用されている。

全ての教室には、マルチメディア設備（マイク、DVD、VTR、液晶プロジェクター、OHC

など）を備えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学はこれまで、eラーニング・無線LAN環境の拡充・情報コンセント設備の整備・無償パソコン検定資格取得講座の開設・学内ポータルサイト(授業支援システム)による双方向システムの構築等、様々なICT学習環境の整備を実施してきた。しかしながら、無線LANアクセスポイントを増設したが、学生アンケートの結果より、学内の無線LANに対する評価が低い現状であったため、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の2ヵ年で学生が多く集まる場所（マリールーム、オフタイム、ラウンジ等）を中心に無線LANアクセスポイントの増設整備を実施した。今後も学習状況に合わせた学習状況の整備を継続して進めていくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。

- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

本法人は大学院、大学、短期大学、高校、幼稚園各 1 校から構成されている。なお、短期大学は健康栄養学科、幼児教育学科、地域創成学科の 3 学科構成でその他に専攻科として幼児教育学と文化学の各専攻がある。

法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、令和 4（2022）年度 569 百万円、令和 5（2023）年度 567 百万円、令和 6（2024）年度 546 百万円、それぞれ支出超過となっており、短期大学部の令和 6（2024）年度基本金組入前当年度収支差額も 215 百万円の支出超過となっている。恒常的な赤字状態に加え、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故に伴う風評被害の影響により、幼稚園を除いた大学をはじめとする設置学校において学生・生徒数が減少していることも要因となり、大幅な収支悪化状況が続いている。

法人全体の貸借対照表の状態は、令和 6（2024）年度決算で資産額は固定資産 5,585 百万円、流動資産 176 百万円、資産合計 5,761 百万円であり、負債額は固定負債 1,451 百万円、流動負債 426 百万円、負債合計 1,877 百万円、純資産は 3,883 百万円となっている。流動資産のうち、現金預金は減少しており、流動比率も令和 6（2024）年度決算においては 41.2%となった。

本法人の財政において、短期大学は収入支出ともに一番大きな割合を占めている。平成 30（2018）年度にこれまで大きく定員割れが続いていた 3 科を統合し「地域創成学科」を設置、令和元（2019）年度からは同じく長年定員未充足状態にあった音楽科を募集停止とし、新たに幼児教育学科にチャイルド・ミュージックコースを設置し、入学者数回復による安定した学生数及び収入確保を目指した取組みが進められている。

退職給与引当金は大学・短期大学教職員が該当する私立大学退職金財団加入者については、期末要支給額をもとに同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整を加減した金額の 100%を計上し、高校・幼稚園の福島県私立学校退職金財団加入者にあたっては、期末要支給額から同退職金財団から交付される額を控除した額の 100%を計上している。

資産運用は、「学校法人郡山開成学園 資産運用規程」を整備し、主な運用資産は、預金及び有価証券（外債）となるが、資産運用規程に則り、一定のリターン享受という運用効率性も踏まえながらも安全性を優先した運用を行っている。

教育研究経費の経常収入に占める割合を示す教育研究経費比率は、令和 6（2024）年度の法人全体が 36.1%、短期大学部 36.2%と、経常収入の 20%程度を超えた水準となっており、教育研究活動の維持・充実の面からは適切な配分がなされている。

更にこれら教育研究経費及び管理経費の支出においては、その根幹をなす予算編成が予

算の内示によるトップダウン方式とその後の各学科、部署とのヒアリング実施による積み上げ方式との併用をもってなされ、適正な経費配分と予算統制を踏まえた予算措置及び管理体制が構築されている。

監査法人から監査時において示された意見については、その都度対応しており、また、寄付金については、例年 10 月に一般公開を行う学園全体の文化行事「もみじ会」開催に関連して学園の取引企業を対象に募集を行っているほか、適正に受け入れを行っている。

短期大学各学科の入学定員充足率及び収容定員充足率は、現状から収支改善に寄与する水準にはない。

事業計画と予算については、中期計画を踏まえて編成され、決定後速やかに事業計画は学内 LAN を用いて学園内に、予算については経理部から通知書にて学内各部門に通知を行っている。

予算の執行状況については、主要科目の月計表（収支状況）、運用資産の残高表等とともに月報として、経理総括責任者である理事長に提出・報告されており、定期的な財的資源の管理も適切に行われており、財的資源を適切に管理している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

令和 5（2023）年度決算における日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」は「D2」となっている。

本学園は、建学の精神「尊敬」「責任」「自由」を掲げて、地域社会で活躍する自主・自立できる女性の人間育成に努めている。本短期大学部も同様の志のもと、創立から一貫して女子教育の向上を目指しており、これからも自分らしく真摯に生きようとしている女性たちを応援し続けていく。そのため、教育の質の向上を図るとともに、学科ごとの特色を活かして地域に貢献できる人材の育成を図っていく。現在、本学は 18 歳人口の減少問題への対応や 14 年前の東日本大震災・福島原発事故からの復興に努めながら、定員の充足率の維持・向上を目標として策定した中期計画に従い、毎年度策定す

る事業計画に基づく円滑な運営に努めているところである。事業の実施にあたっては、学科・委員会・事務局等部署ごとに PDCA サイクルの活用を努め、全学的な取り組みとして年度末に自己点検・評価を実施し、学園全体に公表・報告することにより、本学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行いながら運営を推進している。70 年以上にわたって培ってきた地域との緊密な関係と地元志向の学生、恵まれた立地条件の学びの環境、小規模ながら多様な専門性をもった学科編成と教員陣などの強みと教職員の仕事量過剰や年齢構成バランスの問題などの弱みを、学科や部署のレベルから全学的な学園充実研究会に至る様々なレベルで検討し、打開策を模索している。

令和 7（2025）年度に作成予定の中期計画における財務計画（経営改善計画）は、学園の諸学校、大学院・大学・短大・高等学校・幼稚園の改革を実現し、法人全体としての収支改善を図る経営改善計画である。具体的には、収入基盤の安定・多様化のため、受験者数の増加、入学定員数の確保、法人施設の貸出しによる賃貸収入の安定化、また、日本私立学校振興・共済事業団の特別補助の獲得はもちろんのこと、自治体や民間からの助成事業の獲得、科研費獲得数の増加による外部資金の獲得、寄付金の増加を図るとともに、支出の削減のため、人事計画による人件費の見直し、予算の適切な執行管理体制の強化、外注費の見直し等経費の削減の実効等となっている。

このような状況の下で、令和 4（2022）年 2 月 25 日開催の理事会において、平成 8（1996）年から据え置いてきた授業料等納付金の改定について議論が交わされ、その後、令和 4（2022）年 8 月 8 日の理事会に試案を示すなど慎重な検討を重ねた結果、令和 4（2022）年 12 月 20 日の理事会において学則変更が承認され、令和 6（2024）年度から改定することとされた。令和 5（2023）年 2 月 24 日開催の理事会においては、平成 6（1994）年度から据え置きとなっていた施設充実費及び平成 5（1993）年度から据え置きの教育充実費についても、令和 6（2024）年度からの値上げが承認された。

また、令和 6（2024）年 2 月 29 日開催の理事会においては、令和 7（2025）年度からの授業料及び施設充実費の値上げが承認された。さらに、令和 7 年 2 月 27 日開催の理事会においても令和 8 年（2026）年度からの施設充実費及び教育充実費等の値上げを承認され、学生生徒数の減少に伴う学生生徒納付金収入の落ち込みをある程度カバーしている状況となっている。

また、日本私立学校振興・共済事業団の特別補助の獲得はもちろんのこと、自治体や民間からの助成事業の獲得、科研費獲得数の増加による外部資金の獲得、寄付金の増加を図るとともに、短期大学部における定員充足率と、それに係る人件費、施設整備費等経費のバランスの改善を意図して人件費の適正化や外注費の見直し等経費の見直しが進められているが、現時点において実施に至っていない項目もあり、早急な取り組み実現が求められる。

これら財務・経営の状況については、上述したように経理部の PDCA サイクルによる自己点検・評価として学園内に公表されており、危機意識の共有を図っている。この財務情報については、寄附行為第 74 条（情報の公表）及び同 75 条（広告の方法）において財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書のインターネットの利用により公開することを規定している。

また、学生・生徒・園児、教職員に配付している学園報に決算を毎年掲載することにより、情報の共有を図っている。さらに、学園ホームページ上で公表し、広く社会に周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

恒常的な支出超過により運用資産が減少傾向にあることから、早急に収支バランスの改善を図ることが最重要課題である。収入面においては、種々の学科改編やそれに伴う収容定員数の減少等もあり、収容定員充足率は、令和 5（2023）年度 74.1%、令和 6（2024）年度 67.2%、令和 7（2025）年度 57.9%、と減少傾向にある。

支出面においては、人件費削減をメインとした経費削減策が検討され具体案が示されているが、早急な取組み実現が不可欠である。

令和 7 年 2 月 27 日の理事会において、令和 11（2029）年度までの新たな中期計画（財務計画）を策定し、年度ごとの個別項目に係る評価及び進捗管理を十分に行っていく必要がある。また、経営環境の変化に伴い目標数値及び行動計画の見直し等は必須であり、中期計画に含まれる財務計画のより柔軟性のある運用が今後の課題となる。

財務計画の行動計画（アクションプラン）においては、外部資金獲得の推進、授業料収入の安定的確保、寄付金への取組み強化および新たな収入源の確保、人件費の適正化、経費等の見直しの 5 項目を掲げ、経営改善案の検討を進めているところであり、計画実施に当たってはこれまで以上により積極的な経営の関与が求められることになり、その実現スピードが今後の経営改善のカギになるものと思われる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

（a） 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回既述した行動計画は、次のとおりである。

- ① 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得するために必要な教員組織の構成について、学科・組織と関連事務部門との連携を強化し教員の採用等における円滑化をはかる。
- ② 教職員の就業管理については、規程の見直し等による整備を検討するとともに、人材育成へとつながる FD・SD 活動との連携をはかる。
- ③ 技術的資源については、学生のニーズを踏まえ ICT 関連の進歩や障がい者への対応を考慮し施設設備の整備を検討する。また、教職員の ICT 活用について能力向上方策の実施を継続する。
- ④ 財的資源の適切な管理については、財務上の基礎を確立するため、中長期的計画に基づき適切な収支に係る財務計画を策定する。

上記の内容に対する対応実施状況は次のとおりである。

- ① 必要な教員組織の構成については、関連事務部門において各学科等からヒアリングを行い、次年度以降の教育課程編成・実施の方針に基づく採用や配置替えを行うなど、円滑な組織構成に努めている。
- ② 就業管理については、学内グループウェアのタイムカード機能を利用することにより、就業規則に基づく適正な管理に努めているところであり、毎年、FD・SD 活動を通じて人材の育成を図っている。
- ③ 技術的資源については、学生のニーズを踏まえて無線 LAN の整備拡充による ICT

学習環境の充実を図っている。また、講義棟にエレベーターを新設するなど障がいのある学生の修学環境の改善に努めているところである。

- ④ 財的資源については、不用となった倉庫の撤去を行うなど、利用状況等に応じて適切な管理を行っているところである。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教職員の職務をより明確にし、組織体制の適切性をより高めるために、引き続き関連規程の整備・見直しを検討する。これによって適切な教員配置のより円滑な実現を目指すとともに、業務偏重を是正し総合的な業務評価を実現できる人事管理体制の構築を図る。加えて、本学の将来像について認識の共有を推進することにより、学科・専攻、事務部門ごとの目標の明確性を高めることで、教職員の職能の向上・育成について活性化をはかる。

施設については、随時補修等を実施しているが、学科再編計画に沿った施設の用途変更計画に対応した具体的な検討を進める。アクティブ・ラーニングに適応した施設の整備については、本学における導入状況を踏まえながら点検整備を行う。

設備については、授業用機器により耐用年数、使用頻度が様々であるため、機器自体の状態を常に把握して点検、更新計画を策定する。

CG 演習室用端末が導入より 10 年が経過しているので、ソフトウェアを含めて更新を行いたい。

財務状況として支出超過が継続していることから、人的資源、物的資源、技術的資源をはじめとするその他の教育的資源、財的資源のいずれについても、その運用について効率化が求められている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得するために必要な教員組織の構成については、学科・組織と関連事務部門との連携を強化し教員の採用等における円滑化をはかる。教職員の就業管理については、規程の見直し等による整備を検討するとともに、人材育成へとつながる FD・SD 活動との連携をはかる。

技術的資源については、学生のニーズを踏まえ ICT 関連の進歩や障がい者への対応を考慮し施設設備の整備を検討する。また、教職員の ICT 活用について能力向上方策の実施を継続する。

財的資源については、中期計画における財務計画の実効性を高めるために学内の体制整備を実施するとともに、今後策定すべき経営改善計画において、人件費削減を主体とした経費削減策や収入増強策等の行動計画を確実に実行することにより、早急に収支バランス改善を図り財的資源の確保を目指す。

様式 8－基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本学園の理事長は建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与している（**備付資料 98、備付資料 80**）。また、理事長は、本学園寄附行為第 11 条に基づき学校法人を代表し、その業務を総理しており、関係法令及び寄附行為に基づき理事会や評議員会等の諸会議を開催し、適切に運営している。ただし、令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度の決算及び事業報告については、新型コロナウイルスへの対応等により、寄附行為第 36 条に定める会計年度終了後 2 月以内に評議員会に報告することができなかったが、やむを得ない措置であり、その他の諸会議は規定に基づく適切な運用を行っている（**規程集 3**）。

理事会は、寄附行為第 17 条第 3 項に基づき理事長によって招集され、理事長は寄附行為第 17 条第 7 項に基づき理事会の議長を務めている。こうして本学園の理事会は、寄附行為第 17 条に基づき適切に開催運営されており、議事録に示されるとおり、短期大学部の運営に関する法的な責任があるという認識のもと、短期大学部の発展のために必要な学内外情報の収集、私立学校法の定めるところに従った情報公開、学校法人運営及び短期大学部運営に必要な規程の整備、認証評価に対する役割に責任を負い、学校法人の業務を決し、寄附行為第 17 条第 2 項に基づき理事の職務の執行を監督している（**提出資料 35**）。

理事は、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有

する者が、寄附行為第 6 条、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている（備付資料 100「令和 5（2023）年 5 月 1 日現在」）。私立学校法第 38 条第 8 項（役員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 10 条第 2 項に準用されている。

このように本学園においては、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等関係法令等に基づいて、理事会等の管理運営体制が確立されている。

なお本学園寄附行為については私立学校法の一部改正に基づき令和 6（2024）年度中に変更手続きを行ったところであり、令和 7（2025）年度から変更後の寄附行為を施行することとしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

本学の理事長は学長でもあることから理事会と教学組織との連携も円滑であり、管理運営体制は確立されている。しかし、年々厳しくなる財務状況については、改善へ向けた速やかな対応が不可欠となっているため、理事長のリーダーシップによる管理運営体制の更なる強化が継続されていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学修成果及び3つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、学修者本位の教育の実現のため、全学的な視野に立ち、必要な指示や報告、情報が円滑にやりとりされる環境を構築し、そのリーダーシップと権限に基づき、教学に係る実施に取組み、「教育の質の保証」と「教育内容の充実・向上」に努め社会に対する責務を果たしている。また前述（Ⅳ-A-1）のように、学長任免規程に定める手続きを経て、理事長が学長を兼務しており、その人柄は高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関して十分な識見を有している。

具体的には、学長は学則及び教授会規程に則り、教育研究上の審議機関としての教授会を定期的に開催して、議長を務め、適切に運営している。教授会の審議の内容は議事録として記録・保管されており、教授会での議題案等は、学内ネットワークを用いて事前に出席者に周知している。教授会では、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与等について審議され、これを踏まえて学長が決定を行っている。学生に対する懲戒についても規定に従って審議された内容を踏まえて学長が判断し、教授会で報告されている。

学修成果及び3つの方針に関しては、年度当初の主任教授会において、学長より、各学科の考えや評価基準を定めたループリックの提出を学科主任に求め、その旨を教授会において説明する等適宜適切な指示がなされ、教員間の認識の共有を図っている。

また、学長の諮問機関となる28委員会を設置して、教員、事務局職員が一体となって、建学の精神をもとに、学修成果と3つの方針の具現化、ならびに学生支援の充実に向けて様々な取組みを行い活動している。

職制及び各委員会規程に基づき各部署及び各委員会はPDCA表に沿って教育業務を進め、前期終了時に中間報告を行い、学長がこれを点検・評価した結果を後期運営に活かし、全教職員が出席のもとに年度末の自己点検報告会を実施して質疑応答を行うなど、透明性の高い運営を心掛けている。また、学長は学園教育充実研究会を主導し、教員、事務局職員に対して、FD・SD活動を通して資質の向上を図るための仕組みを奨励し、人材育成を強化するとともに、常に点検・評価を伴う教学運営体制を確立するための努力をしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学修成果の獲得と3つの方針の具現化に向けて、教授会や各委員会の活動を奨励して一定の効果をj得ているが、より一層の効果を上げるためには、人材の育成が喫緊の課題である。教授能力とともに企画力、推進力等の事務能力が高い人材は限られており、一部の教職員に業務が集中している懸念がある。

学長指導の下に自己点検・認証評価委員会が主導して「業務の平準化」に取り組み、各教員がもれなく委員会に所属するような組織づくりをしているが、リーダーシップを発揮できる人材が不足しているため、さらなる FD・SD 活動の強化を推進して、教職員の資質の向上を図る必要性がある。

また、地域に存在する大学の在り方として、地域社会との深い連携が求められていることを認識している。これまでも多面にわたり学生・教職員が地域貢献のための取り組みを行っているが、各学科の専門的な学修の成果が、より一層地域社会への貢献に結びつく様に積極的に取り組んでいく。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第 16 条に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行っており、理事会及び評議会に出席して意見を述べると共に、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。ただし、令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度の監査報告書については前述（Ⅳ-A-1）の通りでやむを得ない措置であり、その他の業務は規定どおりに遂行されている。この業務によって、学校法人会計基準に基づいた経理処理の適正性や継続性、経営内容の健全性、安全性、適切性が検証されている。また監事は、会計監査内容の報告を受ける等、公認会計士と連携した体制をとっており、適正な監査が円滑に進められるための役割を果たしている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本学園の評議員会は、寄附行為第 20 条に基づき組織されており、法令に定めるところにより理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。これらの評議員は、私立学校法第 44 条の規定に従った寄附行為第 24 条に基づき、それぞれの区分に従い選任されている。

評議員会の諮問事項は、私立学校法第 42 条の規定に従った寄附行為第 22 条に定められており、評議員会は本学ならびに理事長を含めた役員の諮問機関として適切に運営され、その機能を果たしている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学においては、上述したように（Ⅰ-A-2 等）、各学科において、積極的に研究・教育の成果を広く地域に還元し、地域貢献に取り組んでいるところであり、それら高い公共性を有し、社会的責任を積極的に果たしている活動は、本学のホームページに掲載することにより広く周知を図っているところである。

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づく「教育情報」及び私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づく「財務情報」及び「監査報告書」については、ホームページにおいて公表・公開するとともに、学園報である「開成の杜」にもそれらの情報を毎年掲載するなど、説明責任を果たしているところである。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事・評議員会は、私立学校法や寄附行為に基づき、適正な内容の審議を実施しているが、今後においてもこの状態を安定的に継続・維持していくことが課題である。

情報公開については、時代の要請に応えた公開方法の更新を継続的に行っていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回既述した行動計画は、次のとおりである。

- ① 事業計画と予算は適切な時期に決定されているが、中長期計画を反映させ関係部署の意向を集約させた案を作成するための協議・連携を強化する。
- ② 財務計画の立案にあたり、収支均衡をはかるために必要な重要事項、特に入学定員の充足について、社会のニーズや受験生の動向を踏まえ改善を図る。

- ① 関係法令の改正に伴い、令和元(2019)年度に、令和2(2020)年度～令和6(2024)年度までの5年間の中期計画を各学科等関係部署の計画を集約して策定した。そして毎年度PDCAサイクルに則って見直しを行い、評議員会、理事会に諮ることで学内における意思統一、調整を図り、年度の事業計画に反映させているところである。
- ② 財務計画については、中期計画の中で策定しているが、社会のニーズや受験生の動向を踏まえて学科再編等による入学定員の見直しを図ったところである。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長は、学長を兼務していることから教学組織との円滑な連携のもと、大学経営を先導するリーダーシップを発揮し、経営責任を果たしている。また理事長は、学園長でもあるため、同一法人内の大学、短期大学、高校や幼稚園と協働した運営体制を効果的に機能させることができている。

理事会及び評議員会は寄附行為に基づき理事長が招集し、理事長は理事会及び評議員会それぞれの議長を務めている。理事会は、決算及び事業の実績について監事による監査を受け、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等に基づいた適切な運営がはかられている。

適切なリーダーシップにより、財務運営の強化をはかるために、中期計画に基づいた経営改善計画が策定され、管理運営体制の質の向上が継続されていく必要がある。またリーダーシップのもと教授能力と共に事務能力の高い人材を育成する必要がある。

東日本大震災の原子力発電所事故に伴う風評被害の長期化と大学進学者の主たる18歳人口の減少の中で、地方における学生募集は困難を極めている。また、新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学生の学びを止めないために創意工夫の下、遠隔授業をはじめ様々な取り組みにより安全と学修の両立に腐心している。

創立以来70年余が経過し、これまで同様、地域に密着した大学作りをより一層推進することを目的にして、学長がさらにリーダーシップを発揮するため、副学長、学科主任との連携を強化する。また、事業計画や教学関連の諸問題について、教職員が課題を共有して改善・改革を推進させる仕組みづくりを強化し、中期計画の実現に向けて努力する。監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行い、それらが適正かつ妥当であるかを確認しており、理事会及び評議員会に出席し報告を行っている。監査報告書は、毎会計年度ごとに作成され、会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出されている。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員によって構成され、理事長によって招集され、予算及び事業計画、決算報

告及び事業の実績報告などの諮問に応えており、適切に運営されている。今後もこれまで同様に適切に運営する。地域貢献活動とともに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づく「教育情報」及び私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づく「財務情報」及び「監査報告書」をそれぞれホームページにおいて公表・公開し説明責任を果たしているところである。今後も遅延なく公表・公開を行うこととする。